

策對及設施勞部三第

	概 說…………… 五三	
	第一篇 雇主の施設及對策…………… 五四	
第一章 工・鑛・交通業資本家の施設及對策…………… 五四		
第一節 慰撫的對策…………… 五四		
第二節 協調的對策…………… 五九		
第三節 對抗的對策…………… 五九		
第二章 官公業當局の施設及對策…………… 五〇		
第一節 慰撫的對策…………… 五〇		
第二節 協調的對策…………… 五二		
第三章 農業地主の對策…………… 五三		
第一節 慰撫協調的對策…………… 五四		
第二節 對抗的對策…………… 五五		
第二篇 社會政策的施設…………… 五七		
第一章 一般勞働者に對する施設…………… 五七		
第一節 一般的施設及方針…………… 五七		
第二節 工場鑛山監督方針…………… 五八		
第三節 對勞働災害及勞働衛生施設…………… 五七		
第四節 保險施設…………… 五三		
第五節 勞働者教育施設…………… 五八		
第二章 農民に對する施設…………… 五九		
第一節 政府の施設…………… 五五		
第二節 府縣の施設…………… 五三		
第三節 農會…………… 五五		
第三章 中間階級者に對する施設…………… 五八		
第四章 婦人勞働者及職業婦人に對する施設…………… 五〇		
第五章 少年勞働者に對する施設…………… 五一		
第六章 海外移民に對する施設…………… 五二		
	第七章 移入民に對する施設…………… 五五	
	第三篇 勞働者運動對策…………… 五六	
第一章 工・鑛・交通勞働者運動對策…………… 五六		
第一節 勞働爭議對策…………… 五六		
第二節 勞働運動對策…………… 五七		
第二章 農民運動對策（小作爭議對策）…………… 五九		
第三章 社會立法協會…………… 五九		

第三部 (勞働施設及對策) 統計表

第一表 工場扶助給與統計 (昭和六年)

其一 工場種別扶助件數

其二 扶助金額及休業扶助料支給日數

第二表 鑛夫扶助統計 (昭和六年)

第三表 官業員共濟組合統計 (昭和五年)

第四表 共濟團體統計

第五表 簡易保險統計

其一 事業成績累年表

其二 保險契約狀況

其三 事業各月狀況 (昭和七年)

其四 簡易保險積立金貨付狀況

第六表 郵便年金各月狀況 (昭和七年)

第七表 健康保險統計 (昭和七年)

其一 被保險者各月表

其二 保險給付成績

第八表 自作農創設維持事業成績 (昭和六年)

概 説

本年は年來の經濟恐慌が一破局を呈露した年である。それは前年の滿洲事變に引つゞく財界巨頭の兇死、五・一五事件、農民の請願運動、等々に表徴されてをり、それを反映して労働者の運動にも一大轉向を示したことは上來第二部を通じて記述したところである。即ち、労働運動——その合法的全部面——の國家主義的傾向への轉化がそれであるが、この趨勢に對して、政府並に資本家階級は、一面においてこれを喜びをもつて迎へ得たと同時に、他面において、この趨勢のうち同居せる國粹主義的急進的なる財閥否定の鋒に向つては安如たり得ないものを感じずにはゐられなかつた。後者は、恐慌の慘禍を最も深刻に轉嫁せられた窮乏農村からあげられた自然生長的な反抗運動と抱合し、事態は實に容易ならぬ様相を呈したのである。かくして、都市労働者の運動に對しては、政府當局としては容易にその反動的要素を利用し得たが、これに對する資本家階級、わけでも巨大財閥の願使の下にある資本家團體は、この反動的なうねりの一面に對しては何等の

恐怖なきを得なかつた。前年度において極めて積極的な態度をとり、政府を壓迫しつつあつた資本家諸團體が、本年に入るとともに、頓に鋒をおさめたのはまさしくこのためであつた。他方、農村の破局を基礎とする全面的不安に對しては、政府もまた安閑として思想善導の空佛念のみを口授してはゐられなかつた。五・一五につゞく齋藤内閣はかくして破局農村匡救の重責を負ふて立ち上つたのである。それ故に、本年度における社會政策的施設は、單なる恒常的の政策には止まり得ず、文字通り非常施設であつたし、しかもその施設は殆んど全部が農村に向けられたのである。

しかしながら、第六十三匡救議會の取り上げた諸法案のうち最重要なる農村負債整理法案は通過しなかつた。辛じて通過を見たもののうち重要なものは不動産融資及損失補償法であるが、しかしこれが果して氷結固渴せる農村金融を解決し得るや否や、況んやそれが窮乏農民の匡救たり得るや否やに至つては、全くの疑問であつた。

要するに、昭和七年度の農村の事態は、匡救議會の社會政策をもつて匡救すべくあまりにも巨大であつたと云はねばならぬ。

第一篇 雇主の施設及對策

第一章 工・鑛・交通業資本家の施設及對策

資本家雇主の労働者に對する施設と對策のうち最近において注目さるべき動きは、資本家團體結成の運動であるが、本年においては一般にファッショ的傾向の昂揚に伴ひ、一面謂ゆる財閥に對する呪咀の聲も高まり、事實五・一五事件の如きも勃發した折柄、資本家團體の表面的な團體的行動は意識的に影をひそめたかの觀がある。しかし乍ら、これは固より表面の動靜に止まり、實質において資本家的結成が後退したと見ることはできないであらう。他方において、永年の不況に沈淪せる中小工業の領域においては、勞資間に協調的空氣の動きが散見せられた。

第一節 慰撫的對策

一 共濟組合

健康保險法が實施されるに及んでその目的を同じうする共濟組合は實際上の活動範圍と效用とを失ひ漸次減少の趨勢にあることは事實であるが、なほ「打續く不況は職工各自をして相互扶助救済の必要を痛感せしめ、工場主もまた之を諒解し稍々既往に立戻るが如き觀あり」(昭和六年工場監督年報)と見られてゐる。上記工場監督年報には神奈川縣、富山縣、福岡縣における狀況が詳細に報告せられてゐる。

帝國統計年鑑に據るに、友愛組合なる名稱のもとに包括せられる「共濟團體」の數は昭和六年末現在三、三九四、このうち共濟を主とする組合は一、九〇七を占む。大體例年の趨勢を追ふて組合數は増加し、組合員數は減少の傾向を示してゐる。

	昭和六年末	昭和五年末	昭和四年末
友愛組合總數	三、三九四	三、三三六	三、〇七〇
共濟を主とするもの	一、九〇七	一、八八三	一、七二六
修養を主とするもの	三六一	三三〇	三三六
その他	一、二〇六	一、〇九六	九〇八
組合員總數	四六、二六〇	五三、九九八	五六、九八七

右のうち「共濟を主とする組合」を地方別にその多數を擁する順序に見れば次の如くである(昭和六年末現在)。この年度においても、その増減に可成りの消長がある點と、大都市の工業地帯にこの種組合が比較的少ない點とが注目される。

北海道	一七一組合	東	京	一一一組合	
福	岡	一六四組合	福	島	九七組合
大	阪	一三六組合	群	馬	七七組合
岐	阜	一一四組合	兵	庫	七七組合

尙ほ近時の共済組合の状況について、協調會調「我國共済組合の現状」(昭和八年五月刊)は左の如く結論してゐる。

「……恩惠的なる施設に生れた共済組合も、一方的意思の發動による救済より漸次勞務者の意思を加味し其の主張を容れ今日に於ては 進んで勞務者の自治的な組合をさへ見るに至つた。其の事業の上よりも見るも、單なる慶弔慰安を目的とするのみならず、日用品の購買、組合員の向上發展の爲めの種々なる施設をも行ふに至つたのである。是等の事業を見るに、此の制度は一面に於ては被解雇者の失業保證の一助となり、或は廢疾不具者の療養資源となり、或は老衰脫退者の養老金となり 殊に長期間勤續者にとつては其の給付多額にして脱退後の生活の資源となつて居る。又附屬事業の點より見るに各種の附屬事業を有する組合に於ては、其の活動盛んにして共済組合の本流たる救済事業より著しく、其資金の運用の如きも遙かに給付額を凌駕するが如き組合もある。然乍ら是等の給付或は附帶事業等、何れも組合員の救済、福利増進を圖る事業であつて將來の活動益々注目せらるゝに至つた。然るに最近に於ける財界の不況は獨り事業の萎縮のみならず、共済組合に於てさへ其の餘弊を受け、最近計らずも決算上赤字を見るに至つたものもあるが其の原因には次の如き二つのものがある。

(一) 事業縮小に伴ふ組合員の大量解雇——組合員の解雇には

必然的に脱退の給付が伴ふ。而も長期間勤續者或は老衰者の解雇が多い、従つて組合費の支出も多い。

(二) 組合員の新加入を見ざることに、大量の解雇に對し其の補充を爲さず従つて組合唯一の収入たる會費収入の減收を來すのである。

試みに最近に於ける組合員の移動状況に就て見るに其の大多數の組合に於ては何れも減員を示して居る。其の數に於ては、七千四百五十九名減を最高とし、又其の率の上に於ては五〇%減のものが最高である。

〔事例〕

調査組合數 三三。

減員せる組合 二一。

10%以内減 一一。20%以内減 七。30%以内減 二。5

%以内減 一。

増員せる組合 六。

10%以内増 五。20%以内増 一。

變化なき組合 六。

以上の如き趨勢を示して居る。

(三) 其他の原因。組合員の減少に伴ふ諸収入の減額以外に金利の低下に依る基金利子の減收、有志の寄附の減少等又少なからざる影響を來して居る。

是等の減收による組合經濟の赤字對策としては、第一に其の補填として積立金の利用であるが積立金なき場合或は積立金全部を以てしても尙不足を生ずる場合には其の不足額を共済組合の屬す

る事業主より融資を仰いで居る。之は現實の不足に對する對策であるが、將來收支相償はざる場合又は大量解雇に伴ふ多額の支出等に對しての處置は共済組合としては可成り重大な問題である。現在是等の對策として二三の組合に於ては其の規約を改正して其の給付額を減じ或は偶發的事故により一時に多額の出費を要する場合に於ては其の積立金を以てし、尙之を以て支辨し難きときは之を按分して給與するが如き規定を新たに設けた組合もある。：調査せる組合中には益々發展し共済組合としての機能を充分に發揮して居る組合もあるが之とは全く反對の傾向を示し益々萎縮し單に共済組合の形骸のみを止めるに過ぎざるものもある。」

二 扶 助 給 與

工場における扶助給與 昭和六年中民間工場において事業上の死傷病者に對し、扶助したる件数は八、〇六七件にしてその扶助金額は八七一、二七一圓である。件數金額ともに前年度より更に減少を示してゐる。これには近年における不況の影響もあるものの如くである。昭和六年度工場監督年報は云ふ「近年引續く業財界の不況は職工の扶助にも反映し、扶助に關する紛議、扶助金支給の遅延等の事象相當増加し、就中本年において注目すべきは災害の突發に際し、一時に多額の障害扶助料を支出するときは工場の經營困難に陥るを以て工場主及び職工の相互妥協により指定扶助額の半額程度の扶

助料を支給し、指定の扶助を免れたるもの、或は不況に名を藉りて扶助料の支給を距みたるが如き之なり」と。

昭 和 年 度	件 數	金 額	一件平均
昭 和 三 年	一八、二四八	一、〇三三、七三三	五五・二〇二
昭 和 四 年	一七、七四〇	九八七、二二三	五五・六四四
昭 和 五 年	一三、九二五	八九三、六三三	六四・二五〇
昭 和 六 年	八、〇六七	八七一、二七一	一〇八・〇〇四

備考—工場法又は鑛業法による扶助給與は昭和元年末限りその大部分は健康保險給付にとつて代はられた。従つて昭和二年以後における扶助給與の狀況は、鑛山、工場、いづれにおいても、在來の趨勢と著るしく異り、扶助件數扶助金額ともに甚しく減少してゐる。尙ほ工場監督年報（昭和六年）は職工の扶助に關する法規施行の狀況について次の如く述べてゐる。「之を全國的に觀るときは、工場法施行官憲と健康保險法施行官憲との事務的連絡密接の度を加へ監督確實となり、工業主に於ても扶助法規の理解著るしく増進した。例へば障害扶助料及遺族扶助料の支給に付法定最低限以上に附加給付を爲すもの、健康保險の傷病手當金に一定額の補給を爲すもの、或は單に健康保險法に據る標準報酬日額と普通賃金との差額を生ずるものに付計算の結果職工の利益となる様其の差額支給を爲すもの尠からざると等々である。」

鑛山における扶助給與 鑛山鑛夫においても昭和二年末以

來扶助人員並に扶助金額は從來に比し著しく減少した。昭和七年中に於る鑛夫勞役扶助規則により扶助を受けたる總人員は九、九五三人、その扶助料總額一、三五七、一四〇圓にして、これを昭和六年に比較すれば扶助人員九一六人（一〇・〇％）を増し、扶助料總額一三八、九三三圓（九・五％）を減少してゐる。右扶助金額を内譯すれば次の如くである。即ち、七年においては障害扶助料の七〇二、一一五圓（總額の五一・七％）を最高とし、これについて遺族扶助料の三一・五％、休業扶助料八・九％、療養費七・一％である。（休業扶助料及び療養費等の著しく尠いのは、健康保險の被保險者にあらざる臨時的雇傭鑛夫および健康保險給付期間百八十日間）經過後における者に對してのみ支給せらるるからである。）

	昭和七年	昭和六年	昭和五年
療養費	六、九七二圓	一三、八四〇圓	一五、七三〇圓
休業扶助料	一三〇、一七一	一四、一六二	一七、〇六一
打切扶助料	六、七九四	一、二九六	一三、三四二
障害扶助料	七〇二、一一五	八三、八九七	八五、四九九
遺族扶助料	四七、九六四	三、四八七	五五、〇三八
葬祭料	三、三三五	二、〇四二	四、四九八
計	一、三五七、一四〇	一、四六、〇七三	一、七五、一五六

次にこれを鑛山種別に見れば、扶助人員にあつては石炭山

鑛夫が最も多く總数の七八・五％を占め、金屬山一九・五％、石油山〇・三％、その他の非金屬山一・七％に當り、金額においても石炭山最も多く總額の八八・一％を占め、金屬山一・〇％、石油山、その他非金屬山はともに〇・四％にあつてゐる。

三 福利慰安施設

勞働者に對する福利慰安施設は最近においては寧ろ雇主當然の義務と見られるに至つてゐるが、經濟界の不況はこれらの施設の進展をも阻害する傾向がある。これに關し昭和六年工場監督年報は報じていふ、「勞働者の福利増進に關する施設は、時勢の進運と、工場法施行官憲及地方工業主福利團體との協力指導とに依り、益々當業者の理解を深め、漸次之が普及を見ると共に既設施設の改善を示せるは、累年本年報の報ずる處なり。然れども、本年は特に財界の不況の深刻なる爲、大小工場に於て、事業經營の困難を來したるもの尠からず、從つて勞働者の福利施設の如きは、屢々等閑に附せらるる傾向ありて、此の種施設の改善發達の上に、著しき障害を及ぼしたるは甚だ遺憾とする所なり」と。この種施設に關する調査は各府縣當局の手を通して漸次進められつゝあるが、いまこれを包括的に紹介し得る状態に達してゐない。

次に最近における福利慰安施設に關する調査の三四を擧げ

て参考に供することにしよう。

▲「昭和五年中に於ける地方工場福利施設概況」(「産業福利」七卷五號)——この調査では静岡縣、愛知縣、山梨縣、長野縣、福岡縣につきて、體育施設、日用品販賣施設、醫療施設、教養および教育施設、優遇施設、娛樂施設等の詳細が報告されてゐる。▲「昭和六年中に於ける地方工場福利施設概況」(同上、八卷四號) 長野縣、富山縣、静岡縣の狀況報告。▲「静岡縣下における工場福利施設調査」(同上、八卷七號)——工場委員會施設、授乳所施設、被服給與施設、賞與施設、等々に關する詳細なる報告。▲「日本鋼管株式會社の福利施設大要」(同上、八卷六號)等。

たゞこの種調査のうち日本工業俱樂部が行つた「福利施設費に關する調査」(昭和七年十月)は注目に價する。その調査の結果によれば福利施設費の狀況は大要左の如きものである。

福利施設費の概要 調査は回答によつて我産業における代表的會社百二十八社について行はれたものであるから、それが大體に大資本を擁しこの種施設を完備せる部類の工場に偏局してゐるであらうことは豫め注意されねばならぬ。調査の總括的な結果によれば、福利施設費は支拂賃銀の二三%を占め、法定扶助料をも含めた百分比は、左の如くである。

福利施設費	一八%
賃銀	七九%
扶助料	三%

尙ほ福利施設費の一社平均は十五萬餘圓に上つてゐる。次に福利施設のため支出せる費目の割合を見るに、全體から見て最も多數を占めてゐるものは諸手當であるが、諸手當並に事務費、其の他を除き他の福利施設に就てみると、保險衛生施設、娛樂施設が最も多く、危害豫防施設、教育施設之に次ぎ、物品供給施設が最も少い。併し更に之を事業別にみる時は、紡績工業に於ては共済及救濟施設が割合に少い丈で、他の施設は殆んど全會社に行亘つてゐる。之に反し機械器具及造船車輛工業に於ては物品供給施設住居及寄宿舎施設が割合に少く、娛樂、保健衛生等の施設が相當範圍に亘り實施されてゐる如く、事業の性質により又従業員の性別、工場事業所の地理的關係等によつて夫々特色を現してゐる。いまこれを表示すれば次の如し。

福利施設各費目割り(百分率——昭和六年上半期)

	住居	物品	保健	豫防	救濟	教育	娛樂	諸手當	事務	其他
紡績	三五・九	六九・二	〇・九	一・六	一・九	五・八	二・八	三・四	一・四	〇・四
機械器具	四・八	一・九	九・二	二・〇	二・〇	二・七	八・二	五・三	二・七	〇・二
造船車輛	〇・五	〇・〇	四・四	〇・九	〇・〇	三・六	一・三	八・二	〇・〇	〇・一
金屬	四・七	四・一	二・四	五・三	四・三	三・〇	二・三	四・〇	八・一	九・六
化學	二・六	三・四	一・三	三・一	三・六	一・二	三・一	五・七	一・一	〇・九
飲食品	二・五	二・四	二・三	三・八	三・〇	三・四	五・五	三・八	八・三	二・一
雜	二・六	四・一	七・六	四・二	一・三	九・四	八・五	四・〇	—	〇・五
瓦斯氣	一・四	四・二	〇・五	〇・〇	六・二	〇・一	一・一	一・七	六・三	〇・二
鑛業	一・六	一・五	九・四	一・六	二・四	三・三	二・〇	五・六	三・二	一・四

鐵道軌道	—	一・七	—	—	二〇・二	〇・三	五・〇	八・七	—	—
船	一・八	〇・三	一・五	—	〇・二	〇・三	〇・七	九・一	〇・二	—
運輸倉庫	二・二	—	三・四	—	二・二	二〇・〇	〇・八	七・六	—	—
土木建築	一七・七	三・九	三・六	〇・二	〇・二	一・八	四・二	三・五	四・三	一・七
商業	一三・一	二五・〇	五・八	—	〇・八	三・五	二・〇	四・九	二・九	—
總平均	一四・五	三・四	七・五	一・三	一・八	三・一	二・二	三・二	二・一	〇・九

第二節 協調的對策

資本家雇主の勞働者對策は大勢として對抗的態度に赴く。純粹に協調的態度をとるものは中小工業主には尙ほ多いが、大資本は概して強硬の態度をとつてゐる。從來協調的對策としては工場委員會若くは勞働委員會と呼ばれる制度がとられて來たが、この制度も勞資抗争の激化する現状では、事實上これを操る資本家側の對抗策に轉化してゐる。しかし永年の不況は、勞働者側にも一面妥協的態度を強要することは事實で、特に中小工業の領域では「勞資協調美談」の傳へられるものが少くなかつた。

第三節 對抗的對策

資本家雇主の勞働者に對する對抗的對策としては、一方において、各個の雇主が直接に勞働者乃至勞働組合に對抗して執る諸對策があり、それは工場職場内において不斷に講ぜ

られる種類のものである。地方において資本家の對抗策としては、各個獨立にはなく、資本家團體の結合をもつて、廣く勞働者の運動に抗せんとするものがある。最近の著しき傾向はこの後者の運動が廣汎になり顯著に赴きつゝあることである。その最も著しきものは、昨年勞働組合法阻止運動をめぐつて捲き起された資本家の結成で、それは全國産業團體聯合會を出現せしめるに至つた。しかし、その後滿洲事變を契機とし五・一五を頂點として興起したファシズム的諸運動、殊にその一面において高調せられた財閥否定の空氣は、この種團體の活潑なる運動を妨げたやうである。本年中資本家團體が鳴りを靜めたのはまさしくこのためであらう。

工場職場内における資本家雇主の勞働者に對する態度については、既に前年度版に述べた所である、資本家工場主のこの種の對策は種々様々で、概して勞働者の傾向に應じて雇主の態度も自ら異つてゐるが、一般的には組合切崩しや組合回避の態度が最も目立つてゐる。その手段としては、高壓的には暴力團の使用が瀬々として行はれてをり、懐柔的には修養團スポーツ奨勵等をもつて従業員の關心を他方に誘ひ、或は組合外の従業員を好遇することによつて勞働者の組合加入を阻止せんとする方策がとられてゐる。暴力團の使用は鑛山地方において殊に甚しく、ために組合を組織することすら不能であるといふ報導は屢々我々の聞くとところである。

第二章 官公業當局の施設及對策

官公業當局の勞働者に對する對策も大體において前記資本家業主のそれと異るところはない、又最近の趨勢として特に著しき變化も見當らない。たゞその慰撫的對策は從來「従業員待遇改善」を一枚看板としてゐたが、恐慌の深化と政府の財政窮乏は最近においては之を實現しないのみか、その計劃そのものすら不振の有様である。次に、官公業當局が對抗策としてとるところは概ね高等政策的であり、それによる勞働組合の操縦が主たる眼目であるから、局面的にはこれを捕捉し難い。局部的には思想善導、左翼分子掃蕩、等々の方策に現はれてゐるが、要するに、従業員乃至その組合を、右翼的に温健微温に引留めておくことが主たる目標であらう。而して最近における思潮の一般的な國家主義化の傾向は、官業當局にとつてはまことに願つたり叶つたりの結果を齎したものと見てよいであらう。

第一節 慰撫的對策

一 共濟組合

官營事業従業員勞働者（勞働者以外の従業員もあり）は概ね

共濟組合加入者である。昭和五年末においては、印刷局、警察、土木事業従業員、專賣局、造幣局、陸軍、海軍、林野現業員、製鐵所、逓信部内職員、國有鐵道の各組合の組合員總數は五六九、五六七人、これを前年度に比すれば四、八一六人の減少を示し、累年増加せる最近の傾向に反してゐる。これを組合の收支状態と、もに表示すれば次の如し。（内譯については第三部統計第三表参照）

	組合員數	收入總額	支出總額
昭和五年	五九、五七	三、六五、三三〇	一七、四三、一三〇
昭和四年	五〇、三三	四、二五、三三三	一六、四六、七九三

尙ほ本昭和七年においては國有鐵道共濟組合は缺損金巨額に達し、積立金の危機が叫ばれるに至り、現業委員會においても問題は擴大して可成の紛糾を呈したが、結局暫定審議會が設置されて一應の落着を見るに至つた。

二 扶助給與

昭和六年における官設工場の扶助件數は一五、五二一件、その扶助金額五〇四、一三八圓、これを前年度に比すれば件數において六、七七二件、金額において八〇、九四三圓の減少を見てゐる。

次に官設工場における年金扶助料支給の状況を見るに、新

に年金扶助を支給するに至れるもの二十五件にして前年に比し二十八件を減じ、前年より引續き年金を受くるものは四一三件、これは前年に比し四十八件の増加を示し金額においても四、二一一圓の増加を見てゐる。いま官設工場における扶助件數及び金額の累年趨勢を見るに左の如くである。

昭 和 年 代	件 數	金 額
昭 和 二 年	四八、八六〇	八三六、三二一
昭 和 三 年	三三、三三三	六二四、二九二
昭 和 四 年	三三、三三三	五九二、五七四
昭 和 五 年	三三、二九三	五八五、〇八一
昭 和 六 年	一五、五二二	五〇四、二三八

次に扶助料を内譯すれば次の如し。

	昭 和 六 年	昭 和 五 年
療養費及治療	一四、〇三三	一六五、五九二
休業扶助料	一三、五〇八	一六二、九七三
障害扶助料	一五、二六〇	一四九、三六六
遺族扶助料	七五、五三三	一〇五、九四三
葬祭料	九二四	二、二七八
打切扶助料	—	—
計	五〇四、二三八	五八五、〇八一

第二節 協調的對策

第三部 第一篇 雇主の施設及對策

官公業當局の協調的對策としては特に擧ぐべきほどの變化はない。その代表的なものは國有鐵道現業委員會や八幡製鐵所の職工懇談會の如きであるが、これらとても協調とは表面の建前にすぎずして實際には職工側の要求は殆んど容れられないのが實情である。いま國鐵現業委員會と八幡製鐵所職工懇談會の本年の狀況を左に摘記する。

八幡製鐵所第十三回懇談會——三月廿八、九兩日に亘り製鐵所本事務所樓上において開催、懇談會員七十名は二名の缺席で他は全部出席、製鐵所側は中井長官以下出席、全従業員の要求を盛り上げた提出議案は九十九%まで葬り去られ、僅かに年末年始の公休金額支給の件のみが容認せられたに止まる。議案は全部で八十四件、重要議案は左の十六件であつた。

一、割増部付本給繰入の件。二、休務全廢の件。三、特別手當支給の件。四、賞與増額の件（中元二十日、年末三十日六十日缺格を百日に復活支給前本人へ豫告する事）。五、昇給率改善に關する件（毎年一回最低五錢を昇給せしむる件、退職の際に於ける昇給を職員と均衡せしむる件、二圓五十錢以上の者に對する差別昇給制限撤廢の件、昇給の公平、公傷病缺勤者に對する差別昇給撤廢）。六、住居費補給の件（月額五圓）。七、年金加算増額の件（大正三年前の者に對する年金差別算定改善の件、年金受給資格年齢制限撤廢の件、勤續年數六ヶ月以上の端數を一年として取扱ふ件）。八、年末年始日給金額支給の件（八月十五日を公休取扱）。九、購買部を消費組合に改組の件（同部に委員制度を採用し職工を參

與せしむるの件)。十、未丁年職工の丁年に達したる者に對し年効特別昇給の件。十一、病院關係委員制度採用の件。十二、指定職夫待遇改善に關する件(指定職夫を即時職工採用、指定職夫は現場掛官に指定せよ、單價引上げ、職工同様昇給各門通用、本人及其の家庭に病院、購買部其他福利施設利用)。十三、日曜休業に手當支給の件。十四、官舎増築、室舎整理、公平配給の件。十五、精勤休暇及特別休暇改善の件(特別休暇増加、役付職工に精勤休暇授與、精勤休暇殘餘日數を日給に換算支給、皆勤賞制定)。十六、作業徽章撤廢の件其他製鐵所官吏の政黨化反對、餓首、賃銀値下反對、製鐵所官民合同反對等數十件。

第二十三回現業委員會通常會議——第二十三回現業委員會は四月十五日名古屋鐵道局第三區(車掌)委員會から初まつて各鐵道局殆ど時を同じうして開催し、六月廿二日東京鐵道局聯合委員會を最後として約三ヶ月に亘り會議延日數九十六日を要し無事終了した。而して今期委員の任期中に會議をした日數を合計して見ると三百八十六日となつて居る。

今回提出された議案は現業委員會二千三百二十一、聯合委員會百九十九合計二千五百二十間であつて、前二十二回現業委員會の提案數に比較して見ると百八十間の増加を示して居る。之れは委員任期最後の會議に於ける恒例的な傾向ではあるけれども、更に今回は現業從業員の憂慮しつつある共濟組合缺損對策に關する諸問題、減俸を舊俸に復活し昇給、賞與率を前同様にする問題、及戰時事變の場合陸海軍に召集せられた鐵道手以下の者の給料支給

の問題、鐵道慰安會復活に關する問題等多數各所から提されたからにもよる。而して其の提案數を鐵道局別に見ると最も多かつたのは門司鐵道局の四百八十一間で提案總數に對して一九・一%に相當し名古屋鐵道局の四百六十七間が之れに次いで居る。最も提案の少なかつたのは本省所屬委員會の百十七間であつた。提案及可決案の内容を見るに、提案中最も多かつたのは進退及賞罰に關する人事上の問題で八百九間あり、内可決となつたものは二百三十四間であつて共に第一位を占めた。それに次ぐものは共濟組合に關する問題の三百二十三間、被服類に關する二百七十五間であつて可決になつた數も相當數に上つて居る。之れを分類して見ると次の通りである。

提案	可決	提案ニ對スル可決割合
一、現業委員會ニ關スルモノ	六五	二・五
二、進退、賞罰ニ關スルモノ	八〇九	二八・九
三、給料諸給ニ關スルモノ	一七〇	二六・三
四、勤務及休暇ニ關スルモノ	六二	三三・〇
五、被服類ニ關スルモノ	二七五	二六・五
六、官舎、住宅ニ關スルモノ	八一	八・六
七、共濟組合ニ關スルモノ	三三三	一八・九
八、保健、慰安ニ關スルモノ	二六六	一三・九
九、教育、修養ニ關スルモノ	四八	一七・四
一〇、乗者證ニ關スルモノ	九二	二七・二

一一、業務改善ニ關スルモノ	三三	一八	五・六
一二、其ノ他 關スルモノ	四二	四	九・五
計	二、三〇	五二	三・一

又今回の會議で論議の焦點となつたものは昇給、賞與率 維持と云ふこと、共済組合缺損對策に關する色々な提案であつた、前者に對する提案は百七十九間となり後者に對するものは百九十一間の多きに上つて居る、更に共済組合に關する提案を分類して見ると、

一、共済組合の状態を伺ひたし、六十間。二、組合經營に支障なき様努められ度し、一二間。三、政府給與金額増額されたし、一八間。四、掛金増徴並受給年限延長に對、一〇 間、である。而して決議の結果可決となつたものの中主要なものを抜き出すと次の様なものがある。

- 一、中央現業委員會設置の件。
- 二、判任官意志疎通機關設置の件。
- 三、主要驛庫所の長主任を高等官とする件。
- 四、判任官の定員を増加し任官期を早むる件。
- 五、職名毎に判任官定員増加の件。
- 六、鐵道手制を經理局にも適用の件。
- 七、鐵道手増員の件。
- 八、時間給鐵道手設置の件。
- 九、現職雇員の定員増加の件。
- 一〇、雇員有資格者を速かに雇員に變更の件。
- 一一、缺員補充を速かに實施の件。
- 一二、印刷技工、製本技工を第一種雇員に變更の件。
- 一三、電氣關係第三種雇員を第一種に變更の件。
- 一四、雇員職を増加する件。
- 一五、庫内手、水手、火手、役手の最高給引上げの件。
- 一六、諸給與減額せざる件。
- 一七、昇給資金を五年度以前に復活の件。
- 一八、

昇給及賞與金額の件。一九、恩給法改正對策に關する件。二〇、俸給令改正の件。(舊俸給に復活)二一、充員召集の場合給料支給の件。二二、退職賜金に關する件。二三、第三種雇員の年末年始休暇に半給支給の件。二四、旅費規定改正に關する件。二五、列車乗務員の勤務緩和の件。二六、共済組合員よりなる評議會設置の件。二七、共済組合缺損對策に關する件。二八、組合諸給付年限並に掛金現狀維持の件。二九、政府給與金額増額の件。三〇、慰安會を毎年開催されたき件等である。

第三章 農業地主の對策

農業地主の對策の一である慰撫協調的對策は近年益々進展する恐慌の中に姿を没しつゝあつたが、特に本年の如く地主、小作人兩階級間の對立が激化して、双方共に強力的手段を執つて對抗するに至つては、從來の溫情的施設をなすが如き餘地は全くなきものと云ふことが出來やう。地主は益々尖鋭化する階級的、鬭争的小作人組合を切崩してその協調的御用組合化に努める一方、小作人組合に對抗すべき地主組合の増設とその強化につとめてゐる。地主は鬭争の經濟的場面では土地會社と請負小作制の確立に力め、政治運動では地主協會に立籠つてゐる。大日本地主協會は昭和五年關東六縣農村振興會、東北十縣農政團體及月曜會と共に農政團體聯合會を組織して活動して來たが、更に各地に支部を設けると同時に聯

合體を一層擴大せしめんとしつゝある。要するに農業地主の對策は本年も慰撫協調的のものより對抗的地主組合の運動への推移の道程を進みつゝあるものと云ふことが出來やう。

第一節 慰撫協調的對策

農業恐慌がその頂點に達し地主及農業勞働者の對立が尖鋭化し切つて居る本年この種の對策として記録すべきものは殆んどない。無論極めて狭い範囲で行はれた農事品評會の獎勵、農事協會の設立、篤農家、優良農事組合の表彰等をその一として擧げる事は出來るが、何れも全國的に行はれたものではない。

茲には農林省調に據り協調的組合の運動を擧げる事にする。

協調組合の活動に付て注目すべきものは協調組合内部にある小作委員會制度と産業組合的事業とである。

茲に小作委員會制度と云ふのは地主側小作人側又は之に加ふるに自作人其の他の者の中から一定比率を以て選出した代表者を以て組織した一種の委員會であつて、一定區域の小作條件の維持改善に關する事項、其の他農村社會生活に關する事項を公平に且合理的に協議議決して、地主小作人間の利害調和、感情の融和を圖ることを目的としたものを謂ふのである。本委員會の中には其れ自體が獨立した機關として組織され、其の機能を發揮する場合もあるが、これは寧ろ例外に屬し、多くは協調組合を母體として其の内部の一機關として設立されるのが一般である。

更に此の内容に付て觀るに、右委員會の組織に付ては其の母體である協調組合が地主と小作人とのみから構成されて居る場合には、其の委員會は地主側委員及小作人側委員のみから成るのを普通とし、稀に地方の徳望家或は自作農を加へることがある。之に反して母體である組合が一定區域内の地主、小作人其の他の農業者全部を以て組織されてある場合は其の委員會は小作人側委員、地主側委員及其の他の者の中から選出された委員から成るのを普通として居る。其の人数は少いのは八名、多い場合は四十八名に達するものもあるが、二十名前後のものを普通として居る。

委員會の決議又は執行する事項に付ては、委員會自體の性質に依つて異なるけれども、之を概言すれば、(一)小作に關する事項 (二)農業經濟、農村生活の改善に關する事項 (三)農業の技術的改善に關する事項 (四)其の他に關する事項であつて、之を詳述すれば次の如くである。

(一) 小作に關する事項

地主小作間の紛議の調停、小作料の改定、凶作の場合に於ける檢見及小作料の減免率の決定、小作契約事項の決定、小作料の納付方法の改善、獎勵米補給米の決定等。

(二) 農業經濟、農村生活の改善に關する事項

低利資金、土地購入資金の融通方法、農具の共同利用法の決定、農産物の共同販賣、肥料及生活必需品の共同購入、不慮の災害其の他の相互扶助、備荒貯蓄、組合員の懇談會の開催等

(三) 農業の技術的改善に關する事項

共同苗代の設置、講習講話會の開催、農事視察、病虫害の共

同驅除豫防、採種圃の設置、農具灌溉排水設備の改善、品評會
共進會の開催等

(四) 其他

經費の負擔、豫算の決定等。

小作委員會の設立の動機に付ては大正七、八年以前、概して小作爭議の未だ問題とされなかつた時代に於ては、農業の不振及農業の衰微を動機として地主小作人間の融和親善を圖り、農業の發達繁榮を目的としたものが多かつたけれども、其の後に設立されたるものは直接間接に小作爭議を設立の動機として居り、小作爭議の既に發生した地方に於ては爭議の結果小作條件に關して協定した事項を兩當事者間で遵守し、將來再び爭議を起さしめない爲に、又爭議の未だ發生しない地方では地主小作人兩者の互讓に依つて不合理な小作關係を改善し爭議の發生を未然に防止する爲に本小作委員會を設立する様になつた。今現存小作委員會の設立に付て觀るに、大正六年迄に設立されたものは僅か十六に過ぎなかつたが、大正十四年迄には六百九十四、昭和七年末には九百七十九の多き上る状態である。而して之が分布區域は一道一府三十三縣で、其の特に多い地方は群馬縣で、之に次ぐは埼玉、兵庫、徳島、新潟、岐阜、香川の諸縣である。

小作委員會の成績に付ては未だ地主小作人の自覺充分でない地方に於て、外部の奨励に依つて他動的に且急激に設立されたものに付ては成績良好でないものもあるけれども、爭議の結果其の受くる所の損失を地主小作人共に充分に理解し熟慮の結果自發的に

設立されたものに付ては其の成績の相當に見るべきものがある。

次に協調組合にして産業組合的事業を行ふものは現在其の數百二十一に及び、其の内産合組合法に依るもの三十五、任意申合組合なるもの八十六、合計百二十一であつて、一府十六縣に分布し、其の特に多き地方は兵庫、福島、群馬、京都、愛媛の諸府縣である。(農林省昭和八年「小作爭議調停及地主小作人組合の概要」)

第二節 對抗的對策

地主組合の運動は近代的な小作爭議の未だ發生しない以前即ち明治の末期、大正の初期に於ては、穀物検査の施行に關聯して地主組合多數に設立され、此等組合の多くは自ら進んで小作人の保護、農業發達の助成等温情的施設を行つて居たが、小作人が小作條件の維持改善を主張し、小作爭議が全國的に發生するに及んでからは此の種の運動は殆ど行はれず、且此等組合の大部分は有名無實となつたが、之に代つて新に設立された組合及殘存組合は主として小作人に對抗して自己の利益を擁護せんとする運動を行ふに至つた。而して其の運動の範圍は小作爭議の深刻化と共に擴大せられたが、其の主なるものは經濟運動及政治運動である。

地主組合の行ふ經濟運動の主なるものは小作爭議に對する運動であつて、小作人組合が指導者統制の下に一致結束して小作料の不納同盟、共同保管、共同賣却、共同耕作等各種巧妙なる手段を採るに對し地主組合は連絡提携して各種の手段を採るに至つた。一、は訴訟手段であつて、近年小作料を滞納せる場合は之が支拂催告をなし、尙應じない場合には小作料請求、土地返還の訴訟を

提起し土地立入禁止或は債權確保の目的を以て立毛其他動産差押等の手段に訴ふるものが相當存する。

二、は對抗的地主組合たる性質を有する土地會社の設立であつて本會社は一定の地域内の地主を以て組織せられ、其の出資者たる地主は永小作權の設立、賃貸、所有權の移轉等の形式に依り其の小作地の管理を會社に委ね會社は地主に代つて從來の小作人にその土地を小作せしめ、小作料の取立、小作地の管理其の他を行ひ、其の代償として地主より手数料を徴收し、會社を經營せんとするものである。

會社の目的に付ては會社側は地主が一團となり、地主小作人間の融和親善を圖り、以て兩者永遠の福利を増進せんとするにあると謂つて居るものであるが、必ずしもそうではなく、會社設立の動機、行動等より推測すれば最近小作爭議益々紛糾するに至り、地主が年々繰返される小作料減額交渉等に付て個別的交渉を爲す事の不利と煩瑣とを除去し、小作人組合に對抗して積極的に地主の利益を擁護せんとするにあるもの様である。

此の種の會社即ち小作關係事業の經營を主たる目的とする會社は近年増加しつつある。現存土地會社で大正六年迄に設立せられたものは僅かに十一會社に過ぎなかつたが、大正十四年には三十二會社となり現在に於ては百一會社の多きに及んでゐる。其の分布區域は一道二府十二縣であつて、其の特に多い地方は奈良縣で、之に次ぐのは岡山、愛知、香川、和歌山、神奈川、岐阜、京都、兵庫、福島諸府縣である。

三、は請負小作制度の採用であつて、最近土地會社其の他の地主

が小作地を返還せしめて從來の小作制度を改め、請負小作として從來の小作人其の他の者に耕作其の他の作業を請負はしむる手段に出づるものであり、其の面積は最近多少減少したが尙相當の範圍に及んで居る。現在其の多い地方は佐賀、大阪、奈良、鳥根、鳥取、愛知、岐阜等である。

以上の外公租公課の滞納の申合せを爲し又小作料の取立債權を辯護士其の他の者に譲渡し、第三者をして之を取立てさせ或は官廳へ陳情、國粹會への依頼等を行ふものもある。

地主組合の行ふ政治運動は大日本地主協會を中心として行はれ農林省農務局が大正十五年十月「小作法制定上規定すべき事項に關する要綱」を、昭和二年一月「小作法中永小作關係に關し規定すべき事項要綱」を、更に昭和二年三月「小作法草案」を發表するや、地主協會は之が審議研究を爲し、其の修正案を作成して公表し、當局に陳情し全國地主大會を開催して其の修正貫徹運動に努め、又前述の如く昭和五年十一月には大日本地主協會が中心となり關東六縣農村振興會、東北十縣農業團體及月曜會を以て農政團體聯合會を組織し、爾來屢々幹部代表者の協議會を開催し、小作法案に對しては修正意見を發表し、小作調停法に對しては其の改正を叫び、自作農創定維持に對しては其の徹底を主張し、之が意見の發表、當局への陳述等の方法に依つて其の趣旨の貫徹運動に努めつつある。尙昭和七年には關係官廳に對し、農産物の價格維持、農業保險及米穀專賣の實施、農村負擔の軽減、税制整理、町村合併、農村金融の圓滑、舊債整理等の陳情をなした。

(農林省「小作爭議調停及地主小作人組合の概要」)

第二篇 社會政策的施設

前篇においては使用者としての資本家並に官公業當局の勞働施設及び對策を記述したのであるが、本篇はこれら勞働者に對する第三者としての官公廳並に公共團體の勞働者階級に對する施設、即ち謂ゆる社會政策的施設を述べんとするものである。(但し所謂社會事業行政乃至施設は之を「第四部」に譲る)

第一章 一般勞働者に對する

施設

第一節 一般的施設及び方針

政友會政府の下に新年度に入つた内務省社會局は、産業平和策なる旗印のもとに、一方では、一、勞働者の福利増進、一、失業救濟防止の徹底、一、保險制度の擴充、一、保護立法の整理、等の諸項目をあげて新施設の立案に進み、他方、勞資懇談會或は産業平和委員會ともいふべき機關の設置を考究しつゝあつたが、五月の兇變による所謂非常時内閣の成立に伴ひ、農村匡救をはじめ時局匡救諸問題の登場のために、

前記諸計畫の遂行も思はしくは進展しなかつたものゝ如くである。かくて、齋藤内閣の第六十二並第六十三の兩臨時議會においては、單なる社會政策的問題としてではなく、非常時當面の問題として、農村問題、中小商工業問題等、年來の經濟恐慌が生産し凝結せしめた諸問題が解決されねばならなかつた。第六十二議會は、その最終日(六月十四日)において次の決議案を可決し、第六十三臨時議會を期待したのである。即ち、

決議案——「政府は現内閣成立の使命に鑑み時局匡救に適切な經濟施設と人心安定の對策を遂行するためなるべく速かに更めて臨時議會を開き通貨流通の圓滿、農村その他の負債整理、公共事業の徹底實施、農産物その他重要産業統制等に關し必要なる各般の法律及び豫算案を提出すべし。右決議す。」

かくて第六十三臨時議會には非常時局匡救諸問題が山積した。しかし、同議會は問題の負債整理案さへ通過せしめず、尨大なる匡救豫算の背後にたゞ公債の洪水を残すにすぎなかつた。かやうにして、本年中に成果を見た主要なる件案は、米穀法改正、不動産融資及損失補償法、金錢債務臨時調停法、尋常小學校臨時國庫補助法、罹災救助基金法中改正、製絲業法、その他、産業組合關係の諸法令であるにすぎない。總じて、社會政策的といはんより、恐慌による破局の匡救が、本年度が直面した火急の問題であつた。

一 社會政策的施設に對する政府の施設方針

地方長官會議（七月十九日）に於ける山本内相の訓示中社會政策に關する部分並に指示事項中關係部分を摘録してその施設方針の一斑を窺ふこととする。

「經濟的困難を打開して國民生活の更生を圖り、以て民心を安定せしむるは、刻下の急務であります。殊に農漁山村に於ける疲弊、中小商工業者の困憊は、最近益々著るしきものがありました。之が應急的匡救策の確立は、眞に一日も忽にすべからざる状態であります。因て當局に於ても、既に土木事業の助成起興、社會的施設の擴充、並に地方經濟及財政の緩和等、之が對策の決定を急ぎつゝあるのであります。出來得る限り速に之を實行する豫定であります。然しながら、政府の救濟には自ら一定の限度がありまして、之のみに依りて、此の非常時の經濟的困難を打開し盡す事は到底困難であります。近時不況對策を論じ地方救濟を要望する者の中には、政府にのみ依頼して事を決せんとするものあるは甚だ遺憾とする所であります。若し眞に此の難局を打開せんと欲せば、國民自ら其の精神を緊張せしめ、自主更生の意氣あるを要します。斯る覺悟を以て、地方團體は固より、各種團體並に國民全般が、其の地方的情勢乃至各個の特殊性に察して、之に適應せる財政經濟の合理化を圖り、以て自力更生の方途を樹て、朝野一致の努力に依り國難打開に邁進せねばなりません。是の故に、政府に於て

も地方の窮乏に對する應急的救濟施設の實行を畫策すると共に、國民の自奮自勵に依る更生を指導する爲、機宜の運動を提唱實施すべく準備を進めつゝあるのであります。諸君は克く地方の現状を洞察し、政府の施設と相俟つて之が匡救の實を擧ぐるに就き、格段の努力を致されんことを切望します。：

我邦の衛生施設は近時稍整備を告ぐるに至りましたが、國民の保健状態は、尙戒心を要するものが少くないのであります。殊に我邦の醫學と技術とは、海外諸國に比し軒輕なきに拘らず、尙未だ其の惠澤に浴することを得ざる者少からず、農漁山村に於ける衛生状態、亦寒心に堪へざる状態であります。諸君は地方の實情に應じ、衛生状態の改善及醫療救護の普及に關し、適切なる施設を講ぜられんことを望みます。

近時財界の不況深刻化するに伴ひ、労働爭議の激増と失業者の簇出とを見るは、憂慮すべき現象であります。惟ふに、労働爭議を最少ならしむべき捷徑は、勞資相互の理解と信頼とに基く協力親和の風を馴致するに在るのであります。殊に産業の不振甚だし、事業の整理緊縮を餘儀なくせらるゝ現状にありましては、勞資共に能ふ限り忍ぶべきを忍び、以て更生の途に進むの決心と力行とを必要とするのであります。是の故に、労働争狀調停制度の活用等に依り、迅速圓滿なる爭議の解決を圖ると共に、勞資の諧調、産業平和の促進に勉め、以て爭議の發生を未然に防止するの途を講ずることが、極めて必要であります。又失業の防止及救濟に關しましては、政府の直轄の土木事業及道府縣等の事業に於ても出來得る限り失業者を使用することとし、之に依るも尙且多數の失

業者の存する地方に於ては、應急事業を起興せしむるの方針を以て進んで居るのであります。諸君に於ても能く政府の意を體し、失業の防止及救済に萬遺漏なきを期せられんことを切望します。」

【示指事項】（關係部分摘録）

一、救療施設の普及充實に關する件。救療施設の普及活用に就ては各位の夙に留意せらるる所なるべきも近時の世態に顧み一層其の緊要を痛感するものなるを以て恩賜財團濟生會其の他の救療機關を督勵して之をして一段の活動を期せしむる様力を致されたし。

一、救護法の徹底に關する件。救護法の施行に關しては十分留意せらるる所なるべきも經濟界の不況に伴ひ都市農漁山村を通じて要救護者の數は漸次増加の傾向を示し之が保護救済の要は愈々緊切を加へたり市町村長を督勵して本法の徹底を期すべきは勿論特に方面委員の選任を慎重にし指導訓練に力を致し其の活動と相俟ち窮民救護の完きを期する様一層留意せられたし。

一、軍事救護に關する件。軍事救護の徹底に關しては屢次指示通牒せしめたる所あるを以て夫々遺憾なきを期せられつゝあるを信ずるも支那事變に伴ひ戦死傷痕の軍人多數に上り且經濟界の不況に因り救護を要するもの一層多きを加へ之が所要經費も隨て増嵩したるを以て政府は曩に第六十二回帝國議會に於て特に之が追加豫算を提出し協賛を経たり本法の運用に周密なる注意を拂ひ救護の迅速適正を期すると共に軍人援護資金の活用を圖り軍人援護團體の活動を促す等適切有効なる施設を講じ以て軍

事救護に遺漏なきを期せられたし。

一、失業の防止及救済に關する件。失業の防止及救済の爲政府は道路、河川、港灣等の各種土木事業を起興し労働需要の増加を期すると共に道府縣市町村等に於て起興せらるる各種事業に就ても之に依り併せて失業救済の趣旨を達成せしむるを必要なりと認め過般通牒せしむる所ありたるが道府縣の事業に就ては勿論市町村の事業に就ても右の趣旨に基き失業者特に多き地方に於ては能ふ限り救済を要する失業者を使用し其の他の地方に於ても生活困窮者を使用する様特に配慮せられ失業の防止及救済上遺憾なきを期せられたし、而して右の方法に據るも尙失業者多數存すと認むる地方、即ち六大都市關係府縣及福岡縣等に於ては失業救済の爲特に應急事業を起興することを認め之に國庫補助を與ふることとし、曩に通牒せしむる所ありし關係府縣に於ては既に夫々配慮中なるべしと雖も、尙左記諸點に關し留意せられたし。

次に警察部長會議（七月廿八日）における指示事項中社會政策關係事項を見れば右當局の方針は更に具體的に窺はれる。

【警察部長會議指示事項】（適宜拔萃）

一、労働組合の平和的職分に關する件。近時労働組合にして組合員の失業救済消費組合事業等平和的職分に力を致すもの漸次多きを加へんとするの傾向あり。労働組合が平和的方法により労働者の地位の向上を圖らんとするは誠に望ましき所なるを以て労働組合の斯る平和的事業の實情に就き目下調査を進めつゝあり、地方に於ても亦此の方面に關し適當の注意を拂はれたし。

一、調停機關の活用に関する件。産業界の深刻なる不況は労資間の紛争を益々繁からしめつゝあるのみならず、之が迅速なる解決を愈々困難ならしむるの實情にあり労働争議に對する國家の法制としては既に労働争議調停制度の存するあり、實績漸次良好ならんとするは洵に喜ぶべきも調停の實際に就き之を見るに調停委員會又は調停官吏の運用尙十分ならざるものあるは遺憾とする所なり。本制度の周知徹底方に關しては周到なる注意を用ひ勞資兩者が努めて本制度に依る公明適正なる争議の解決を圖る様一段の努力を拂はれたし。

一、労働者災害扶助法及労働者災害扶助責任保険法に関する件。本年一月一日より施行せられたる労働者災害扶助法及労働者災害扶助責任保険法は土石採取業土木建築工事運輸交通業等に新に労働者保護の規定を適用したるものにして是等の事業は工場に比し經營狀態雇傭關係共に複雑なるもの多く特に周到なる努力を要するものあるを以て法規の主旨徹底並圓滿なる施行に一段の力を致されたし。

一、労働賃銀不拂に関する件。財界の不況に伴ひ工場其の他の事業場に於て労働賃銀の支拂遅延又は不拂事件の頻出するは遺憾とする所なるを以て平素克く其の實情に注意し問題の生じたる場合に於ては速に適當なる措置を講じ圓滿なる解決を計るに努められ度し。

一、健康保険に關する件。經濟界の不況に伴ふ保險經濟の悲境も幸にして收支の均衡を維持するを得たるが如きも經濟界恢復の曙光を見ざる限り尙憂慮に堪へざるものあり。勿論不正排除の

爲保險給付を不當違法に抑制する結果を招來するが如きは嚴に戒慎を要する所なるも濫給の防止滞納の整理等に付ても引續き十分なる考慮を重ねる様指導督勵に努められたし。

一、健康保險被保險者の健康診斷實施に關する件。被保險者疾病の原因を探究し之を豫防し、當時之が健康狀態の改善向上を計るは健康保險の眞髓にして各種保健施設の目的も亦實に茲に存するは言を俟たず、政府は此の目的の下に本年度に於ける保健施設の一として被保險者の健康診斷を實施せんとする計劃なるが之を被保險者全員に亘り行はんとするは經費の關係上至難なるが故に先づ以て疾病率の高き工場事業場を全國的に選定し、當該從業被保險者に付本施設を實施せんとす。之が實施に當りては關係各方面と十分聯絡協調を保ち所期の効果を擧げしむる様努められたし。

一、健康保險被保險者十二指腸虫驅除に關する件。政府管掌健康保險の保健施設として昨年度に於て全國的に實施したる寄生虫検査及蛔虫の驅除は幸に相當の成績を擧げ所期の目的を達成したり本年度に於ては更に右検査の結果發見したる十二指腸虫卵保有者中の希望者に對し之が驅除を行はんとする計劃なるが本驅除は時に危險を伴ふことなきに非ざるを以て之が實施に際しては周到なる用意と深甚なる注意とを拂ひ萬遺漏なきを期せられたし。

二 労働關係法規

本年中公布せられたる勞働關係法規、並に、第六十三臨時議會に提出され否決乃至審議未了に終つた同關係法規は次の如くである。

一、本年中公布せられたるもの――

▲供給勞働者扶助令(昭和七・一・七、勅令第二號)▲失業對策委員會官制(昭和七・七・二二、勅令第一五八號)▲農山漁村經濟更生計劃助成規則(昭和七・一〇・六、農林省令第三〇號)▲農山漁村共同作業場獎勵規則(昭和七・一〇・三、農林省令第二八號)▲強制勞働ニ關スル條約(昭和七・一二・七、條約第一〇號)▲朝鮮總督府專賣局現業員共濟組合財産運用委員會規程(昭和七・九・七、朝鮮總督府訓令第四一號)▲米穀法中改正(昭和七・九・八、法律第三十四號)▲米穀法施行令中改正(昭和七・一〇・三、勅令第二九六號)▲米穀法中改正法律施行期日(昭和七・一〇・三、勅令第二九五號)▲米穀法中改正法律附則第五項ヲ朝鮮、臺灣及樺太ニ施行スルノ件(昭和七・一〇・三、勅令第二九七號)▲臨時農林省ニ米穀部ヲ設置スルノ件(昭和七・六・二九、勅令第九五號)▲米穀統制調查會官制(昭和七・一一・九、勅令第三三四號)▲米穀貯藏獎勵規則(昭和七・一一・二八、農林省令第三五號)▲業組合法中改正(昭和七・九・七、法律意三〇五號)▲產業組合法中改正法律施行期日(昭和七・九・三〇、勅令第二七五號)▲產業組合法中改正法律附則第二條ノ產業組合又ハ產業組合聯合會ノ組織變更ニ關スル件(昭和七・九・三〇、勅令第二七六號)▲產業組合中央金庫法中改正(昭和七・九・七、法律第三一號)▲產業組合中央金庫法中改正法律施行期日(昭和七・

九・三〇、勅令第二七七號)▲產業組合中央金庫特別融通及損失補償法施行期日(昭和七・九・三〇、勅令第二七八號)▲產業組合中央金庫法施行規則中改正(昭和七・九・三〇、農林省令第二六號)▲產業組合中央金庫別融通及損失補償法施行規則(昭和七・一〇・一、農林省令第二七號)▲預金部資金運用規則中改正(昭和七・一一・二、勅令第三三三號)▲預金部官制(昭和七・一一・二四、勅令第三五七號)▲預金部普通地方資金融通規則(昭和七・一一・一六、大藏省令第三〇號)▲自作農創設維持補助規則中改正(昭和七・九・三、農林省令第二〇號)▲臨時農林省ニ經濟更生部ヲ設置スルノ件(昭和七・九・二七、勅令第二五九號)▲朝鮮小作調停令(昭和七・一一・二六、勅令第五號)▲金錢債務臨時調停法(昭和七・九・七、法律第二六號)▲寄生虫病豫防法施行期日(昭和七・七・二三、勅令第一七四號)▲寄生虫病豫防法施行規則(昭和七・七・二三內務省令第三〇號)▲移住教養所官制(昭和七・一一・一一、勅令第三四三號)▲移住教養所處務規程(昭和七・一一・一一、拓務省訓令第一號)▲傷痍軍人特別扶助令施行規則(昭和七・七・三〇、陸、海軍省令第一號)▲體育運動審議會官制(昭和七・一二・二四、勅令第三七九號)

二、第六十三臨時議會に提出され否決乃至審議未了に終つた主要なる法案――

▲農林負債整理組合法案、政府提出、衆議院修正、貴院更に修正衆議院は貴院の修正に同意せず、兩院協議會において衆議院議決案兩院協議會案となる、之を貴院否決し遂に不成立 ▲利息制限法中改正法律案(安達謙藏提出、衆議院否決) ▲民事訴訟法中改正法律案(龜井貫一郎外二名提出、衆議院未決) ▲國稅徵收法中改

正法律案(藤井達也外三名提出、衆議院未決)▲調停申立事件の手續費用救助に關する法律案(安部謙藏提出、衆議院未決)▲民事訴訟法中改正法律案(竹下文隆提出、衆議院未決)

三 各省事業及び官制

1 労働施設に關する各省歳出豫算額

各省歳出豫算中労働施設に關係あるものを掲ぐれば左の如くである。(尤も右の諸項目中には労働施設に對しては單に間接的關係をもつに止まるものもある、たゞ参考の便宜上併せ掲ぐるものである)

	昭和七年度	昭和六年度		昭和七年度	昭和六年度
▲行政及び一般的施設に關するもの(單位、圓)			▲勞働衛生に關するもの		
社會局(内・經)	四二一、〇〇〇	四三〇、〇〇〇	失業救濟臨時施設費補助(内・臨)	—	三二五、〇〇〇
鑛山監督局(商・經)	四六〇、〇〇〇	四八一、〇〇〇	船員授職事業補助(遞・臨)	四八六、〇〇〇	—
國際労働機關帝國事務所(内・經)	一一三、〇〇〇	九二、〇〇〇	▲労働衛生に關するもの		
▲失業に關するもの			工場災害豫防並工場及鑛業衛生獎勵費(内・臨)	三三、〇〇〇	三七、〇〇〇
職業紹介事務局(内・經)	一九一、〇〇〇	一九二、〇〇〇	健康保險國庫負擔金(内・經)	三、〇七三、〇〇〇	三、〇一三、〇〇〇
船員職業紹介事業補助(遞・臨)	九四、〇〇〇	九四、〇〇〇	地方改善費(内・臨)	四七四、〇〇〇	五二七、〇〇〇
失業船員救済事業補助(遞・臨)	九二、〇〇〇	三九七、〇〇〇	醫療救護費(内・臨)	六〇〇、〇〇〇	—
職業紹介所費補助(内・經)	二八三、〇〇〇	三三三、〇〇〇	地方改善應急施設費(内・臨)	一、五〇〇、〇〇〇	—
失業防止委員會(内・臨)	二九、〇〇〇	三七、〇〇〇	▲移植民に關するもの		
失業救済事業費補助(内・臨)	二二、〇〇〇	三二、〇〇〇	移民保護獎勵費(外・臨)	三〇〇、〇〇〇	三四四、〇〇〇
都市失業應急事業費補助(内・臨)	二四、八七四、〇〇〇	—	移植民保護獎勵費(拓・臨)	三、三九、〇〇〇	一、四三三、〇〇〇
			移民收容所(拓・臨)	一四三、〇〇〇	七三、〇〇〇
			北海道植民費(内・臨)	二六、四七三、〇〇〇	三三、五八、〇〇〇
			海外拓植事業指導獎勵費(拓・臨)	四六九、〇〇〇	二七五、〇〇〇
			滿洲移住地及産業調査費(拓・臨)	一〇一、〇〇〇	—
			滿洲試驗移民費(拓・臨)	二〇八、〇〇〇	—
			▲教育教化に關するもの		
			普通教育費(文・經)	九〇、七七一、〇〇〇	九〇、九九四、〇〇〇
			實業教育費(文・經)	六四、〇〇〇	四八一、〇〇〇
			社會教育獎勵費(文・經)	七〇、〇〇〇	四五、〇〇〇
			社會教育施設費(文・臨)	一〇〇、〇〇〇	一三九、〇〇〇
			成人教育施設費(文・經)	三七、〇〇〇	三九、〇〇〇
			海員養成費補助(遞・臨)	一六、〇〇〇	二〇、〇〇〇

在外教育費補助(外・臨) 二九〇,〇〇〇

三二七,〇〇〇

労働教育費補助(文・臨) |

八,〇〇〇

勞務者教育施設費(文・經) 五〇,〇〇〇

|

實業補習教育費補助(文・經) 一,二〇〇,〇〇〇

一,三三〇,〇〇〇

思想指導施設費(文・經) 一九七,〇〇〇

|

國民更生運動獎勵費(内・臨) 一〇〇,〇〇〇

|

▲商工業関係のもの

産業獎勵費(商・臨) 四,二七〇,〇〇〇

三,九八〇,〇〇〇

▲農村関係のもの

産業獎勵費(農・臨) 一四,七〇〇,〇〇〇

一四,八三〇,〇〇〇

農村振興費(農・臨) 三,八六〇,〇〇〇

三,六六〇,〇〇〇

農村經濟更生施設費(農・臨) 三,三六〇,〇〇〇

|

農業土木費(農・臨) 三七,四三〇,〇〇〇

|

備考—上表中の略記號下の如し。内は内務省、大は大藏省、

以下この例による。また經は經常費、臨は臨時費である。

2 社會局局部課事務分掌一覽

▲庶務課 分掌事項左の如し。

- 一、機密に関する事項。
- 二、人事に関する事項。
- 三、長官の官印及局印の管理に関する事項。
- 四、文書の接受及發送に関する事項。
- 五、文書の編纂及保管に関する事項。
- 六、經費及諸收入の豫算決算及會計に関する事項。
- 七、營繕に関する事項。
- 八、他の部課に屬せざる事項。

▲労働部 各課の分掌事項左の如し。

- 勞政課一 團體勞働法制に関する事項。
- 二、労働爭議調停に関する事項。
- 三、労働運動の調査に関する事項。
- 四、他課の主管に屬せざる労働に関する事項。
- 勞務課一、國際労働に関する事項。
- 二、労働者の扶助に関する事項。
- 三、労働者災害扶助責任保險に関する事項。
- 監督課一、工場法の施行に関する事項但し職工の扶助に関する事項を除く。
- 二、工業労働者最低年齢法の施行に関する事項。
- 三、鑛夫に関する事項但し鑛夫の扶助に関する事項を除く。
- 四、其の他労働者保護に関する事項。

▲保險部各課の分掌事項左の如し。

- 規畫課一、社會保險の調査に関する事項。但し失業保險に関する事項を除く。
- 二、保險統計に関する事項。
- 三、健康保險の業務改善に関する事項。
- 四、健康保險審査會に関する事項。
- 五、他課の主管に屬せざる社會保險に関する事項。
- 監査課一、保險官署の事業監督に関する事項。
- 二、健康保險組合に関する事項。
- 經理課一、健康保健特別會計に関する事項。
- 二、保險官署の經理監督に関する事項。
- 醫療課一、醫療に関する事項。
- 二、醫療事務の監督に関する事項。
- 三、保險施設に関する事項。

第二節 工場・鑛山監督方針

工場並に鑛山に對する當局の監督方針を見ることによつて

その對工礦業労働者政策の一面を窺ひ得るであらう。今その資料として、工場監督主任官協議會並に鑛山監督局長會議の状況を摘記することとする。

工場監督主任官協議會

五月十六、十七の兩日に互り社會局において開催。社會局長官の挨拶、指示事項、協議事項等左の如し

【社會局長挨拶官】(要旨)

「…労働者の保護を計り其の福祉を増進することは方今の世相に鑑みて極めて必要とする所でありまして、工場法規の嚴正周到なる労働者保護の樞軸を爲すものであります。我國工場法規が各種の困難に拘らず大體圓滑に施行せられ且つ法規強制の外に於て安全運動、衛生施設、福利施設等が日々進歩普及しつつあることは私の喜に堪へない所でありまして直接此の事務を擔當して居らるゝ諸君の勞を多とする次第であります。唯近時賃銀不拂の尠からざること財界未曾有の不況の爲とは云ひ乍ら誠に遺憾とする所でありまして此の點に關しては各位の層一層の御努力を煩し度いのであります。又災害防止や衛生施設の改善は事業經營上も必要な事でありまして進歩的にして資力ある事業主は官憲の指導を待たずして努力しつつあるものでありますけれども、事の性質が直接生産又は營利に關係なき爲官憲の刺戟が無ければ動もすれば等閑に附せられる虞があります。諸君の不斷の指導誘掖を必要とするのであります。我國從來の労働者保護法規が工場鑛山を主とし其れ以外に及ばなかつたことは我國労働者保護法規の一缺陷であ

りましたが、昨年第五十九議會に於て労働者災害扶助法が通過し本年一月より施行せらるゝこととなりまして砂鑛業、石切業、土砂採集業、土木建築業、鐵道軌道等の運輸業及仲仕業の労働者が法律の保護を受くるに至つたことは我國社會政策の進歩として誠に慶賀すべき所であります。然し乍ら本法の適用を受くる事業には請負關係、雇庸關係の極めて複雑なるもの多く且つ事業主の中には必ずしも豊かならざる者もありまして法規施行の困難なるべきことは容易に推察せらるゝ所であります。故に資力豊かならざる事業主には共濟組合を設立せしめ關係者をして相當醸出の方法を講ぜしむる等適當なる方法を考慮せられんことを望みます。又労働者災害扶助法と同時に制定施行せられたる労働者災害扶助責任保險法は全然新たな制度でありまして諸君の周密なる注意と懇篤なる指導とに依るに非れば到底圓滑なる施行は之を期することを得ないのであります。是等新法規の施行に付いては篤と主務部課と打合を遂げ労働者保護の主旨達成に努められんことを望みます。」

【指示事項】(重要項目摘記)

一、賃銀不拂に關する件。近時產業界の異狀なる不況に因り労働者の賃銀及貯蓄金の不拂又は拂戻延期を爲すに至れるもの尠からず、製糸業に於ては特に甚しく寔に遺憾とするところなり、各位は工場の監督を嚴にし或は事業主を督勵し其の他の適當なる方法によりて能ふ限り問題の防止並に緩和に付一段の努力を拂はれむことを望む。

一、工場に於ける業務上の疾病報告に關する件。工場に於ける業務上の疾病報告に關しては既に昭和四年一月勞發第七號及七月勞發第二一四號通牒を以て各位の配慮を煩し更に昭和五年の工場監督主任官會議に於ても右報告方に關して重ねて指示する處ありしも、未だ一般工場主に對しては右主旨の徹底を缺くものゝ如く其の後當局に報告し來る事例は甚だ僅少にして、職業病の豫防對策を講ずるに至り遺憾の點尠しとせず固より完全なる職業病の報告は法規の改正に俟たざるべからざるも差當り左記方法により業務上の疾病に對する資料の蒐集に努められ度し。

イ、前記通牒の勵行を計ること。ロ、工業主に對し職業病に關する豫備知識の普及を計ること。ハ、診療醫に對し職業病に關する専門的知識の普及を計ること。

一、勞働者災害扶助法適用事業の共濟組合に關する件。勞働者災害扶助施行令第十三條に依る共濟組合に關し事業主より許可申請あるときは業務上の傷病に對する扶助責任は事業主凡て之を負擔するの原則に反せざる限り之を許可するの方針に出でられたし。尙事業主の扶助義務を代行する目的を有する事業主の共濟組合(勞働者の負擔なきもの)は既に横濱の沖仲仕の事業に付設置せられたる所なるが此の種共濟組合が法規の圓滑なる施行の爲適當なりと思考せらるゝ場合に於ては各位は當業者を指導して共濟組合の設置を促すと共に、沖仲仕の事業に付ては之と密接の關係ある倉庫業者船主等をして相當之に出捐せしむる様勸奨し以て本法に依る負擔の公正を計るに努められたし。

一、仲仕業に於ける標準賃銀認可に關する件。

一、勞働者災害扶助責任保險の適用事業の標準賃銀に關する件。

一、勞働者災害扶助法適用事業に於ける災害防止に關する件。

一、第五回全國安全週間に關する件。

一、工場安全組織の調査に關する件。

一、工場監督官吏と調停官吏との事務聯絡に關する件。

一、工場法の適用範圍擴張に關する件。工場法が一定數以上の職工を使用する工場に限り適用せらるゝ爲法の適用を受けざる工場に於ては勞働時間其の他の點に於て社會政策上遺憾とすべき點尠からざるのみならず法適用工場との間に一種の不正競争行はれ、工場法の圓滑なる運用を妨ぐる嫌あることは工場施行以來監督官吏の常に經驗したるところにして其中弊害最も著しき織物業及撚糸業に付ては昭和四年使用職工如何を問はずして工場法中就業時間に關する規定を適用することとし、問題の解決を見たり然るに織物及撚糸工場以外に於ても同様の事情あり當業者に於ても使用人如何を問はずして工場法中就業時間に關する規定を適用せられんことを希望するものあり、曩に東京工場協會の建議書を添付し各位を煩はして調査しつゝあるものなるが他面に於て小工場に對する就業時間制限は法施行上の困難尠からず又小工場主の受くる影響をも考慮することを要す右に關する各位の所見如何。

一、勞働者災害扶助法適用範圍擴張に關する件。

【協議事項】

一、勞働者災害扶助法施行細則に關する件。

【鑛山監督局長會議】

六月二十一日より一週間に亙り商工省において開催。社會局長官の挨拶、指示事項及び協議事項は左の如くであつた。

指示事項

- 一、鑛山に於ける炭券等の發行に關する件。鑛山業の不況に伴ひ鑛山に於て炭券等を發行するもの尠からざるが如し其の違法なることに付ては既に問題なき所なるを以て發見次第嚴に禁止し問題を紛糾するの餘地を残さざる様努められたし。
- 一、鑛夫硅肺の扶助に關する件。鑛夫硅肺を業務上の疾病として取扱ふべき件に就ては先年鑛山監督局長會議に於て協議したる上之に關する取扱標準を決定し昭和五年六月三日勞發第一五四號を以て通牒致したる處なるも其後當局への報告によるに右決定に準據して本病に對する業務上の取扱をなしつゝある所は極めて少數の鑛山に過ぎざる實情なるを以て今後一層右通牒の主旨徹底に努められ度し。

【協議事項】

- 一、鑛夫賃銀不拂に關する件。
- 二、改正鑛夫勞役扶助規則に依る女子の入坑禁止に關する件。
- 三、女子の深夜業禁止に關する件。
- 四、労働者災害扶助法の施行に關する件。

【社會局長官挨拶】(要旨)

「……昭和三年改正公布せられました鑛夫勞役扶助規律は夫々必要なる猶豫期間を付して、一般の坑内労働時間の制限と女子及年少者の坑内労働及深夜業の禁止を規定致しましたが、其の中一般鑛夫の坑内労働時間制限は既に一昨年九月より各位の御努力に依り圓滑に施行せられ大體所期の目的を擧ぐることを得ました。殘る所の女子及年少者の坑内労働及深夜業の禁止は明年八月で猶豫期限が満了致すのでありますが、之亦改正省令の公布以來の各位の御努力に依り大なる支障もなく施行せらるゝ見込でありまして改正法規に關する各位の御苦心に對して衷心多とする次第であります。坑内労働時間制に付きましては御存じの通り昨年第十五回の國際労働總會は歐洲石炭國の不況對策の一方策として多年の懸案でありました炭坑坑内労働時間制に關する條約案を採擇致しまして坑口より坑口への計算に依り原則として一日七時間四十五分と云ふ在坑時間制限を規定致しました。其後英獨を中心として之が批准に付て歐洲産炭國間に行はれた協議の模様に移りますと、主旨として各國の支持を受けたる本條約案も容易には實行に移されないものゝ如くであります。我國には我國特殊の事情があり、本條約案が成立したからとて今俄に法制を改正する時機ではないと思考せらるゝのであります。我國炭業界の不況に依る出炭制限に關聯し歐洲諸國の事情を他山の石として今後も労働時間の合理的短縮に付き當業者の指導誘技に努められん事を望みます。女子及年少者の坑内労働禁止に付きましては其後探炭方法の改善、機械の利用等による能率の増進と事業界の不況に伴ふ經營刷新の必要とにより坑内女子労働者の數は著しく減少して昭和三年九月現

在に於て三萬七千餘人居りましたものが本年三月現在に於ては七千餘人となりましたので明年九月一日には圓滿に施行せらるゝであらうと思はれますが尙各位は能く實情に注意せられ必要に應じ機宜の措置を講ぜられ度いのであります。次に女子及年少者の深夜業禁止に付きましては問題は主として坑外の選炭作業に従事する女子及年少者に關するものであります。法規は鑛山監督局長の許可を條件として例外を設けて居りますが、例外は眞に止むを得ざるものに限定して許可することとし、深夜業禁止の主旨に添ひたいと考へます。當業者に其の旨を懇示して準備せしむる様御指導あらんことを希望致します。最近事業界の異常なる不況に伴ひ賃銀及貯蓄金の不拂又は支拂遅延等事例少なくありません、各位の御努力に依り大部分は圓滿に解決を見た様であります但各位は常に鑛山の經營狀況に注意せられ事情の窮迫せざるうちに適當なる御配慮を煩したいと思ひます。……」

第三節 對勞働災害及勞働衛生施設

一 政 府

本年中はこの種對策の新規なるものはなかつた。昨年公布を見た「勞働者災害扶助法」が本年一月一日より實施を見たことが特記すべき唯一のことであらう。

一、勞働者災害扶助

昭和七年一月一日より實施を見た勞働者災害扶助法について

ては前年度本年鑑にやゝ詳細に述べたので茲に繰返へさない。その施行に伴ひ前年末各種の關係法規が公布せられたが、本年一月七日附をもつて政府使用の勞働者に關し次の供給勞働者扶助令が公布せられた。

【供給勞働者扶助令】（昭和七年一月七日附、勅令第二號、同一月八日公布）

工場法又ハ鑛業法ノ適用ヲ受クル事業ノ職工及鑛夫並ニ勞働者災害扶助法ノ適用ヲ受クル事業ノ勞働者ニシテ政府ノ使用スル者業務上負傷シ疾病ニ罹リ又ハ死亡シタル場合ニ於テハ政府ハ勞働者災害扶助法施行令第四條乃至第十二條第十五條乃至第十七條ノ規定ニ準ジ扶助ヲ爲ス但シ扶助ヲ受クベキ者民法ニ依リ同一ノ原因ニ付損害賠償ヲ受ケタルトキハ扶助金額ヨリ其ノ金額ヲ控除スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ地方長官ニ屬スル職務ハ所轄官廳之ヲ行フ

附則 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

二、工場危害豫防及衛生規則施行狀況

本規則は昭和四年九月一日に施行せられたが、之に伴ふ關係規定の公布を俟つて同五年九月一日より完全に實施を見るに至つたのであるが、その昭和六年中の施行狀況について、同年工場監督年報は次の如く報告してゐる。

「本規則は大體（一）機械的災害に對する安全裝置に關する事項、（二）火災危険に關する事項、（三）衛生に關する事項、（四）風紀に

關する事項の四種を包含し努めて具體的に施設標準を示したるものなるが、猶足らざる所は本令の解釋として同時に公表したる施行標準を以て補ひ義務者の遵守すべき標準を明にすると共に法規施行の任に當る官憲をして常に實情に適したる監督を爲さしめんとするものにして是に依つて從來動もすれば、各地方區々に流れたる此の方面の法規施行を均一ならしめたり。而して法規に依る強制と相並んで當業者を指導誘掖して其の自發的運動に俟つの適當且つ有効なるは勿論なるを以て從來行ひ來りたる所に引續き或は産業福利協會其の他各府縣の工場福利團體と聯絡提携して印刷物の配付、講演會、展覽會の開催等により法規の周知徹底を計り以て設備改善を指導し安全運動を助成して災害の豫防、衛生の改善に努めたり。(昭和六年度全國安全週月中の施設狀況に關しては産業福利協會發行第四回全國安全週間報告參照)

然れ共本規則の命ずる所が要するに現在の技術上許す限り作業の實際と調和する程度に於て、労働者の危害防止及衛生の保護の爲め必要なる施設を爲すべきことに在りて常識上當然のことに屬し、進歩的工場に於ては本規則の制定を俟たずして既に行へる所にして一般工場主も漸時規則の理解を進め、猶豫期間中に屬する事項をも實施するに至れるもの少なからずとは雖小規模工場にありては尙未だ法規の理解を缺くものあるのみならず：本年は經濟界の不況益々深酷を極め、中小工業主特に其の打撃甚しかりし製絲業中には辛じて事業を繼續するに過ぎざるもの多數に上る狀況にあるを以て、本規則の勵行に至りても危害豫防施設にして多額の經費を要するものは之を直に強制することなく漸次之が改

善に努めしむる等、監督官吏は工場の大小、經營の多寡を考慮し多大の苦心を拂ひたり。：：：」

二 府 縣

各府縣におけるこの種施設の主なるものは工場鑛山における「安全週間」の催しである。安全週間は昭和三年より催し來つてをり、昭和七年は第五回に當る。前年同様に産業福利協會並に日本鑛山協會後援、地方では主として府縣を中心とし事業主團體も協力して七月一日より七日迄一週間に亘つて舉行せられた。その成績を工場と鑛山とに別つて見るに概要次の如くである。(詳細については産業福利協會「第五回全國安全週間報告」及び日本鑛山協會「第五回全國安全週間實施成績」參照)

第五回全國安全週間

一 工場(工場法適用工場)における狀況

(一) 安全週間における災害率

使用職工五十人以上の工場に於ける安全週間中の災害率は、安全週間前の災害率に比して四割二分四厘の減少を示し、之を前回安全週間の減少率四割六分六厘に比すれば、四分二厘の減少にして昨年よりも良好なる成績を擧げた。而も前回に於ける其の調査人員四百二十五萬八千二百七十八人に較ぶれば、本年度は六百七十六萬九千五百九十五人にして、實に其の數に於て二百五十一萬一千三百七十七人の激増を見たるにも拘らず、斯の如き好結果を

示せるは、たゞに數字上より見たる四分二厘の減少にあらずして實質上に於ては曾つて見ざるところの好成績と云はねばならない而して之は一に安全週間の趣旨が勞資双方に充分徹底し理解された結果が齎らしたところの實成績である。

左に全國各府縣に於ける民間工場及び官立工場の總括的災害率を掲げる。(但し京都府よりの報告書は未着に付本表に含まず)

災害率(萬分率) △印は安全週間中の増加を示す

	安全週間		増減	前週間との比較
	週間中	週間前		
微傷	二・五八一	四・七八〇	二・一九九	△ 〇・三九五
輕傷	〇・六六六	〇・九六八	〇・三〇二	〇・〇七四
重傷	〇・二六一	〇・三四八	〇・一三三	△ 〇・〇六六
死亡	〇・〇四四	〇・〇五〇	〇・〇〇六	△ 〇・〇〇四
計	三・五三三	六・二〇三	二・五九九	△ 二・九八一
調査人員	六、七九、五五九	三、〇五、三六七	—	—

(二) 工場に於ける施設事項

工場鑛山に於ける産業災害の豫防上「危険豫防及衛生規則」に準據して、各種の施設又は修理改善を行ふと言ふことは法律的義務と云ふも社會道徳上より見るも當然なことである。本年度の安全週間に際して當時使用職工五十人以上の工場に於て施設したる各種事項は十二萬四千九百六十七件に及んだ。其の内譯は左の通りである。

第三部第二篇 社會政策的施設

第一 危害豫防施設

施設事項

件數	新設	修理又は改善件數	民間官立工場合計
1 原動機又は動力車等(工場危害豫防及裝置の柵圍又は被覆(衛生規則第二條))	六〇一	二、四二五	三、〇二六
2 調帶緩金具の安全型(同 第三條)	三〇七	四、六二六	五、〇三三
3 セットスクリウー、ボールトナット及楔(同 第四條)	六六八	二、〇四八	二、七一六
4 ベルトシフターの安全裝置(同 第五條)	二九〇	九五六	一、二四六
5 調帶受ケ具(同 第六條)	二六四	一、一〇七	一、三七一
6 安全給油裝置又は安全注油道(同 第七條)	二七二	八八五	一、一五七
7 原動機又は元軸急停止裝置又は急停止の信號(同 第八條)	二六〇	六二七	八八七
8 運轉開始又は停止の合圖裝置(同 第九條)	二一八	三九九	六一七
9 機械の動力輪又は齒輪の被覆又は柵圍(同 第十條)	六六〇	一、八六四	二、五二四
10 機械の危険なる運動部、勢輪、カム、聯動部、突出部等の柵圍被覆又は安全裝置(同 第十一條)	三四	一、〇五六	一、〇九〇
11 鋸機、鉋機、ローラーカレンダー、パンチプレス、シヤイ及カツター等の安全裝置(同 第十二條)	九四	二八九	三九三
12 研磨機のガード(同 第十三條)	三三	三三	六六

13	織機のシャトルガー(同前條)	四九	六六
14	ゴム練ロール應急停止装置(同第十三條)	二五	六七
15	其の他の機械の急停止装置(同第十二條)	一三〇	三三三
16	作業場所に於ける墜落防止柵圍又は覆蓋(同第十五條)	一八一	四八六
17	持運び梯子の滑止(鈎又は脚の下部の靴等)(同第十六條)	一七六	五七七
18	危険箇所の標示(同第十八條)	一、八六六	五、六〇四
19	其他危害豫防施設	六六八	三、三六四
合 計		七、一九三	二七、五五四

第二 火災及爆發等の豫防及避難施設

1	爆發性、發火性又は引火性物品の置場(容器の危害豫防措置工場危害及衛生規則第二十一及二十六條)	四九四	五二七
2	油侵ポロの處理施設(同第十二條)	八〇四	六七
3	避難出口、避難通路及其の標識(同第二十三及二十五條)	八五二	一、三〇一
4	危険箇所に立入禁止の標識(同第二十七條)	一、五五一	一、四三三
5	其の他の防火消水設備	二、一九三	五、六〇三

民間・官立工場合計

第三 服裝及保護具の施設	計	五、八九四	九、三三二
--------------	---	-------	-------

民間・官立工場合計

1	危害防止の作業服又は帽子(工場危害豫防及衛生規則第十四條)	六、四八三	二、八六六
2	保護眼鏡(同第二十八條)	一、〇七七	四三六
3	マスク又は呼吸器(同前條)	四、八九九	一、〇三三
合 計		三、三三九	四、二八七

民間・官立工場合計

1	瓦斯蒸氣又は粉塵を發散する場所の抽出又は密閉其の他の措置(工場危害豫防及衛生規則第二十六條)	三四八	四三三
2	食堂、洗面装置、飲料水供給等(同二十九條)	八三六	一、三九八
3	救急函及材料用具(同第三十二條)	九七四	一、三三六
4	其の他の衛生施設	一、七二五	二、〇三二
合 計		三、八七三	五、三〇九

民間官立工場合計

1	各種訓練(安全なる作業方法、避難演習、消防演習等)	二、三〇九
2	安全委員會の設置	一、三六七
3	安全係、衛生係等の設置	二、三五四
4	講演、訓話、活動寫眞會等の開催	三、七九四
5	宣傳物の貼付、又は配付(全國又は府縣に於て作製したるもの以外)	三、一七〇
6	安全週間記念物品の給與	四、九四〇
7	其の他	三、〇三三
合計		四八、九六七

(三) 安全週間における生産能率

安全週間と生産能率との關係は未だ各廳府縣に於ても之を研究し居らざるところであるが、本週間に於て初めて石川縣に於てこの方面の調査を行ひたるは、寔に賞すべきものとせなければならぬ。近時生産工業の漸く行詰れるを感じさせられる時に當り最近其の打開策が識者の間に考究されんとする傾向がある。經濟問題として産業上に於ける生産能率の問題は、將來益々論じられべきであるから、各廳府縣に於て民間に率先して、この方面の調査に意を注ぐことは必要である。勿論問題の性質上其の研究調査は頗る困難なるものがあるであらう。故に安全週間の如き機會に工場と相提携して、周到なる研究方法に基いて之を行つたならば必ずや好き經濟研究の資料となるべく、生産事業に一大指針となり得るであらう。故に特に茲に一節を設け將來の研究問題として提出したる所以もそのためである。

左に石川縣に於ける調査を示さう。即ち石川縣に於ては安全週

第三部第二篇 社會政策的施設

間中と週間前に於ける生産能率の比較研究を爲さんがために、常時百人以上を使用する二十二工場に付いて之が成績調査を爲したる處、左記の如く著しく能率の増進せるを見た。

調査期間	生産總額	延従業員數	一人一日の生産高	比較増減
製糸工場 (二工場)				
安全週間中	貫匁 五三、二八〇	二三、四四五	二匁	増 二匁
週間前二週間	貫匁 七六、〇〇六	三、八六三	二匁	
紡績工場 (二工場)				
安全週間中	磅 五二、〇三四	六、八二五	八〇・八五 磅	増 四・三〇 磅
週間前二週間	磅 二〇七、一五三	一四、〇三三	七六・五五 磅	
綿撚糸工場 (一工場)				
安全週間中	貫匁 三三、〇三二	八八六	四六 匁	増 六 匁
週間前二週間	貫匁 七九、〇五〇	一、七七一	四〇 匁	
組織物工場 (一六工場)				
安全週間中	貫匁 三、二〇九	一〇、六九二	一・四 匁	増 〇・三 匁
週間前二週間	貫匁 二六、二四二	三三、六〇〇	一・二 匁	

二 鑛山における状況

(一) 概況

昭和七年は財界の不振、鑛業界の不況甚しく、鑛山の休業し若は事業を縮少したるもの等少くはなかつたが、安全運動が産業開發に對して基礎的効果を齎らすこと甚だ多きを確認せられたる結果、全國安全週間の舉行に際しては、益々多數の鑛山之に參加し、實施成績に於ても逐年向上發達せることが認められた。第五回全國安全週間に參加せるは二百二十八鑛山にして第四回よりも十五鑛山を増加し、參加人員(鑛夫)は十五萬三千百九十五人にして一萬千八十一人を減少した。但し安全週間の實施勸誘に對する參加割合は鑛山數五五・七%、參加人員は八六・三%にして、第四回よりも鑛山數は一・一%を、人員は二・二%を増加してゐる。

安全週間實施成績は、之を週間中の災害發生狀況並に従業員罹病率に依り觀察すれば、從來に比して益々効績顯著なることが認められる。災害發生狀況は安全週間中の稼働延人員七十七萬五千三十二人に對して死者五人、重傷者(四週間以上休業見込のもの)輕傷者(三日以上休業見込のもの)四百六十二人、微傷者(休業を要せざるもの及二日以内休業せるもの)二百十三人、合計七百三十二人を出せるが、稼働延人員一、〇〇〇人に對する死傷者率は一・一五六%である。之を第四回の實施成績に比較すれば死者は二分の一となり、負傷者も二百四十四人を減じ、死傷者千分率は〇・二〇六%を低下してゐる。次に罹病率に就て見るに安全週間

中の在籍鑛夫延人員百八萬五千四百九十四人に對して新患者五千七十七人、病死者四人を出し、在籍延人員一、〇〇〇人當罹病率は四・六七七%、病死者〇・〇〇四%である。之を第四回安全週間中の實績に比較すれば死亡者は十三人(四分の三強)を、新患者は千七百七十四人(五分の一)を減じ、在籍延人員に對する千分率も新患者一・一七四%、死亡者〇・〇一一%を低下してゐる。

(二) 安全週間中における災害罹病率

一、死傷實人員及稼働延人員

鑛種別	死者	重傷者	輕傷者	微傷者	合計	稼働延人員
金屬山	—	4	9	9	22	9,164,433
石炭山	5	47	403	1,231	1,786	6,677,035
石油山	—	1	—	—	1	216,899
其他非金屬山	—	—	20	6	26	8,335
合計	5	52	432	1,237	1,726	16,587,702

附記 一、重傷者とは休業四週間以上見込の者。二、輕傷者とは休業三日以上見込の者。三、微傷者とは休業二日以内の者。

二、稼働延人員千人當死傷率

鑛種別	死亡率	重傷者率	輕傷者率	微傷者率	合計
金屬山	—	0.004	0.021	0.036	0.061
石炭山	0.009	0.081	0.607	0.811	1.508
石油山	—	0.005	0.005	—	0.010

其他非金屬山	—	0.07	1.26	0.79	1.95
合 計	0.006	0.104	0.600	0.266	0.950

附記 第四回安全週間に於ける死傷率は左の如し。

死亡率	0.03%	重傷者率	0.04%
輕傷者率	0.72%	微傷者率	0.37%
合 計	1.12%		
三、罹 病 率			

種 別	在籍續夫 延人員	新患 者	死亡 者	在籍續夫千人に 對する割合	
				新患者率	死亡者率
金 屬 山	一八一、〇〇〇	九四三	一	五・二八	〇・〇〇六
石 炭 山	八七三、〇〇四、〇六	三	三	四・六九〇	〇・〇〇三
石 油 山	二〇、〇〇〇	二七	—	〇・八六	—
其他非金屬山	九、〇〇〇	三	—	二・四〇	—
合 計	一、〇八五、〇〇〇	五、〇七	四	四・六七	〇・〇〇四

附記 第四回安全週間の罹病率左の如し

新患者率	六・五三%	死亡者率	〇・〇二五%
------	-------	------	--------

第四節 保險施設

一般労働者並に庶民階級に對する保險制度としては、現在健康保險、簡易保險、郵便年金等があり、簡易保險中には昭和六年十月一日より小兒保險も實施されるに至つた。また、労働者に對しては間接的な作用をもつものであるが、労働者

災害扶助責任保險法も昭和七年一月一日より實施の運びを見るに至つた。

一 簡易生命保險

事業成績 昭和七年中における成績を前年並に前々年のそれと比較すれば大要左の如くである。

新契約件數	年 末 現 在	
	件 數	保 險 金 額
昭和七年	二、八八三、三三	一八、二九、七〇〇
昭和六年	二、三六四、五三	一六、七〇三、七九一
昭和五年	一、八三三、〇九二	一五、四七八、六四三

即ち新契約件數は六年度より六一八、七八四件、年末現在では件數において一、四六五、九〇九件、保險金額において一六六、八三九、八二九圓、各々増加を示してをり、最近數年來の傾向を順調に辿つてゐる。

尙ほ簡易保險積立金運用狀況については第三部統計第五表の參照を乞ふ。

小兒保險の成績 簡易生命保險法中の改正により小兒保險は昭和六年十月一日より實施せられるに至つた。いま同年中（自昭和六年十月一日至同七年三月末）における成績を見るに左の如くである。

新契約

年度末現在

件数 七三、三三三件

五八、二八二件

保険金額 八三、三〇〇、六七七圓

八、三六、五七〇圓

尙ほ小兒保険にあつては保険期間は十五年満期と二十年満期の二種に過ぎないが、その契約の大部分は十五年満期のもので全件数の九一・二％に當る。保険金額別にこれを見れば百圓以下のもの最も多く全件数の四七・八％、二百圓以下のもの四四％、その他は極めて少く、三百圓以下五・二％、百五十圓以下三％の割合である。

二 郵便年金

事業成績 昭和七年中における成績を前年並に前々年のそれと比較すれば大要左の如くである。

年度末現在

新契約件数	件数	年金額	一件平均額
昭和七年	三三、九二〇	二四八、三九〇	一八、九四、四二圓
昭和六年	一九、六六八	二八、七〇六	一六、三六、九三圓
昭和五年	三〇、三三一	二〇、九六三	一四、〇九、八六圓

前年に對し新契約件数において一六、二八二件、年度末現在においては件数二九、六八四件、年金額二、六七七、四八〇圓の増加を示してゐる。(尙ほ郵便年金の各月状況については

第三部統計第六表の参照を乞ふ。)

三 健康保険

健康保険は昭和七年末をもつて實施五ヶ年を経過する。その基礎は既に据えられてはゐるが、最近一兩年の發展傾向は必しも順調とは云ひ難い。これは一面において深刻たる經濟恐慌の影響でもあらう。昭和六年度においては五年度に比し被保険者数は減少し、標準報酬は低下し、保険料滞納額は著しく増大した。昭和七年度においては被保険者数はやゝ増加し幾分恢復の状況を示してゐる。

以下昭和七年度における施設並びに實施成績の一般を述べる。(但し本年中の報告を缺く部分については前年度までの趨勢を述べてゐる。)

1 施設概要

本年中における施設及び對策には特に取上ぐべきほどの新規なるものは見當らない。強いて擧ぐれば保健施設の擴充であらうか。以下本年における施設の發展を在來の趨勢と對比しつゝ概況を述べよう。

一 健康保険組合

昭和七年十二月末における健康保険組合は合計三四八組合で、前年末に比し三組合の増加を示してゐる。これを業態別

に示せば左の如くである。

	昭和七年十二月末	昭和六年同上
染織工場	一三	一七
機械器具工場	三	五
化学工場	七	六
飲食物工場	三	三
雑工業	三	三
特別工業	三	三
金屬鑛業	九	九
石炭鑛業	五	五
其他非金屬鑛業	一	一
金屬精鍊工業	三	三
其他の事業	二	九
計	三八	四五

二、保健施設

昭和七年における保健施設については中央當局並に各府縣當局に亘つて相當の努力が拂はれたものの如くである。その各府縣における具體的状況については、各月「健康保險時報」に報導せられてゐる。施設は大體、衛生展覽會、體育講習會、被保險者陸上運動會、衛生講演會等である。

衛生展覽會の昭和七年中における状況を見るに、開催せる地方應は全國を通じて十一縣、開催期間延三五日、觀覽被保險者五〇

第三部第二篇 社會政策的施設

七〇二人、その概況次の如し。

道府縣	開催場所	開催日	觀覽被保險者數	附設事項
香川	高松市	自四月一日至四月三日	二、三九	一、健康保險事務相談所の設置 二、活動寫眞の映寫實施 三、健康保險相談所の設置 四、健康相談所及口腔相談所の設置、取扱人員六
栃木	足利市	自六月四日至六月八日	五、一三	一、健康相談所の設置、取扱人員七 二、健康保險相談所の設置、取扱人員六 三、講演會の開催 四、活動寫眞の映寫實施
福島	耶麻郡喜多方町	自七月六日至七月七日	一、七〇	一、健康相談所の設置、取扱人員七 二、健康保險相談所の設置、取扱人員六 三、講演會の開催 四、活動寫眞の映寫實施
新潟	中蒲原郡五泉町	自七月三日至七月四日	一、六〇	一、健康相談所及同相談所の設置、取扱人員八 二、健康保險相談所の設置、取扱人員四
群馬	佐波郡伊勢崎町	自八月五日至八月七日	二、三三	一、講演及活動寫眞の映寫實施、聴講被保險者三、三〇〇 二、健康相談及血液検査、取扱人員三
長野	下伊那郡飯田町	自八月二日至八月六日	五、五〇	健康相談所の設置
静岡	濱松市	自九月七日至九月十日	二、六〇	一、活動寫眞の映寫實施觀覽被保險者一、六〇〇、二夜開催 二、健康相談並相談所の設置 三、妊婦相談並分娩、哺育の相談者全部を通じ五
福井	今立郡栗田部町	自九月二日至九月五日	三、八五	一、活動寫眞の映寫實施觀覽被保險者一、六〇〇、二夜開催 二、健康相談並相談所の設置 三、妊婦相談並分娩、哺育の相談者全部を通じ五

愛媛 新居郡 自二月二日 一、二五
西條町 至二月二日 二、三〇

福岡 門司市 自二月二日 九、一八
福岡市 自二月一日 九、〇〇
健康相談所の設置

熊本 熊本市 自二月二日 三、二〇
至二月七日 三、二〇
健康相談所の設置
健康保険相談所の設置

計 十二ヶ所 五日 五、〇七

三、健康保険課長會議

昭和七年九月十五日、十六日の二日に亘り社會局において開催。社會局長官の訓示要領、指示事項、注意事項、協議事項等を摘記すれば左の如し。

【社會局長官訓示要領】「……健康保険事業は經濟界の不況の影響を受けまして、昭和五年度以來誠に重大なる時期に遭遇致したのであります。創業の勞未だ癒えざるにも拘らず、幸に各位の献身的御努力に依りまして此の難關を切り抜くことが出来ましたことは邦家の爲慶賀に堪へないと共に各位の御心勞に對しましては衷心感謝する次第であります。然し乍ら昭和六年度に於きましては五年度に比し、被保險者數は減少し標準報酬は低下し、保険料滞納額は著るしく増加致しましたのであります。更に本年度に於きましても是等の傾向は止まざる状態にありますので、今後一層の御盡力を切望して已まないものであります。惟ふに本事業の圓滿なる運用及發達の基調は事業主の負へる義務の迅速且完全なる履

行と被保險者の有する權利の適正なる行使を確保するに在ると信じます。事業の經營困難なる時期に於きましては、其の課せられたる義務の履行を遅延し又は忽緒に付する事業主益々多きを加ふるに至るのであります。之に對しましては各位は嚴然たる態度を保持し、法令の命ずる所に従ひ御處置相成るべきは勿論であります。が、當時に於て本事業の精神を關係者に周知徹底せしめ豫め之に備ふるのが肝要であります。又多數被保險者中には制度に馴れて不正若しくは不當の請求を爲す者あるは推測に難くありません。今日の如き事情の下に於ては殊に其の數の多きを加ふる傾向にあることは否むことが出来ないのであります。各位は平常に於て細心にして周到なる査察を怠らず、苟も不正不當なる請求は絶対に排除することに努めなければなりません。然し乍ら其の爲に被保險者の正當なる權利を抑壓するが如きことがありましては角を矯めて牛を殺す結果となり、健康保険のみならず各種社會保險の將來を毒するものであります。此の點特に御注意相成り度いのであります。次に醫療組織に付きましては療養の給付が本事業の中軸をなすものなるに鑑み、當局に於ては其の調査考究を怠らないのであります。今年度は公立病院との診療契約を多少廢止致しました外日本醫師會、日本齒科醫師會、官立大學病院との診療契約は前年度同様の内容を以て締結致しました。各位は適正なる療養の給付に付充分なる御監督を行はれんことを切望して已みません。尙保險施設は被保險者の疾病を豫防し、其の健康を保持増進する目的を有し、本事業の遂行上重要なる使命を有するものでありますから各位は當局の方針に従ひ能く其の所期の目的を達する様御努

力あらんことを望みます。次に過般實行せられました行政整理の結果本特別會計に於ても相當多數職員の整理多額の事務費の節約を餘儀なくせられました。其の結果各位が日常事務を執行せられるに當り不便を生ずるものあることは推察申上げます。併し乍ら現下の國情に於きましては之亦已むを得ざることでありますから此の上とも節約を旨とし經理を慎重にして能く最高の能力を擧げ事務遂行上萬遺憾なきを期せられ度いのであります。最後に職員訓練監督に付て一言申し添へ度いと思ひます。最少の人数を以て最大の能力を擧げんが爲に事務の執行が漸次分業化して参りました。其の爲に職員の頭腦が事務の一局部に極限さるゝ弊が生ずるのであります。然るに本事業に於きましては職員は外部に接する機械が比較的多く従つて本事業全般に付相當の知識を保持することが必要であります。更に事務に馴るゝの結果職員が漸次弛緩して参つた様に見受けられますから、此の際各位は職員訓練に一段の意を注がれ度いのであります。尙一部職員は常時金錢を取扱ひます關係上種々誘惑を感じる機會が多いのであります此の點に關しましては常に細心の注意を以て臨まれて居ることと信じますけれども最近二、三の不祥なる問題の惹起しましたことは寔に遺憾に存じます。如斯不祥事は官廳の威信を傷け、且本事業の圓滿なる施行に多大の支障を招來するものでありますから、各位は職員訓練に付特別の注意を拂つて之が未然の防止に努められんことを希望致します。

【指示事項】 一、標準報酬標準表並に工場事業場別監査表に關する件。一、助産の手當に關する件。一、健康保險關係法令に關する件。

第三部第二篇 社會政策的施設

る例規に關する件。一、保險給付の過正を期する件。一、現金給付の遅延に關する件。一、視察員其の他の視察に關する件。一、不正事件防止に關する件。一、保健經濟に關する件。一、健康保險課を本廳舎内又は其の他府縣有建物に收容するの件。一、診療契約に關する件。一、健康診斷實施に關する件。一、十二指腸蟲驅除に關する件。一、體操講習會開催に關する件。一、労働者災害扶助責任保險に關する件。

【注意事項】 一、健康保險組合の監査に關する件。一、任意包括被保險者に關する件。一、被保險者臺帳整理の件。一、健康保險特別會計所屬判任官の俸給に關する件。一、健康保險特別會計所屬職員の赴任旅費に關する件。一、健康保險特別會計所屬職員の健康保險課以外の課に勤務するものに關する件。一、支出濟報告書に關する件。一、保險醫の指定取消又は再指定の場合に於ける取扱に關する件。一、保險施設として作製したる印刷物の配布に關する件。

【協議事項】 一、毎年度及毎月分事業報告に關する件。一、諸印刷共同印刷に關する件。

四、其の他

健康保險講習會 四月二十二日より四月二十八日迄の七日間社會局に於て最終の講習會が開催された。講習科目及講習は前回と同様にして、聴講者は東京を始め中部各縣にして健康保險組合事務に従事する職員並に地方廳に於ける健康保險課職員中より推薦せられたる者及官業共濟組合關係職員にして、參加申込ありたる者

組合一六一名、地方職員三九名、共済組合関係二〇名の二二〇名である。内講習修了生一五七名にして各々修了證書を授與した。因に本講習會は開始以來一年に涉り、回を重ねる事四度、今回を以て修了したものである。

2 實施成績

一、被保險者總數

昭和七年十二月末現在における被保險者數は前年に比して増加を示してゐるが、これを、政府管掌と保險組合管掌とに分つて見れば、前者において増加し、後者において多少の減少を示してゐる。

	政府管掌	組合管掌	合計
強制被保險者總數	一、〇四〇、六六七	—	—
工場法適用	九九三、〇七五	—	—
鑛業法適用	四七、五九二	—	—
任意包括被保險者數	四、二三八	—	—
任意繼續被保險者數	一六三	—	—
昭和七年末合計	一、〇四四、〇六七	五七、一〇四	一、一〇一、一七一
昭和六年末合計	九八二、三三五	五九、〇五二	一、〇四一、四〇七

次に健康保險法施行令第七條による共済組合の組合員たる健康保險の被保險者の昭和七年末現在における數は左の如くであり、前年度末に比し多少の増加を示してゐる。

	昭和七年末	昭和六年末
強制被保險者總數	一〇八、四七五	一四四、二九九
内 工場法適用	一〇八、三三五	一四四、一三九
内 鑛業法適用	一〇	一六〇
任意包括被保險者	九、八四一	九、四七七

【備考】一、鑛業法適用事業場又は工場に使用せられる被保險者は海軍共済組合を除く他の共済組合にはなし。二、任意包括被保險者については土木事業従業員、陸軍、逓信部内職員共済組合を除く他の共済組合にはなし。三、任意繼續被保險者は陸軍共済組合に六名あり。

二、業態別被保險者數

昭和六年末における政府管掌並に組合管掌被保險者數を業態別に見れば左の如くである。

	政府管掌	組合管掌
染織工場	四九二、六三三	二六五、四六八
機械器具工場	一五三、九三五	八三、二二三
化學工場	二九、五五八	三、三三七
飲食物工場	三八、九二四	七、二三四
雜工場	一五二、二八四	一一、二二三
特別工場	二〇、三五六	二、九三三
金屬屬山	一〇、七四四	二四、五二九
石炭山	二八、九三五	二八、三〇七
石油山	二、九三七	—

其他の非金屬山	二、五七	三、七
金屬製練工場	六七	三、〇三
其他鑛業法適用工場	一、二二	—
任意包括被保險者使用事業	三、六七	—
其他の事業	—	三、九三
計	一、〇七、三九	六五、六四

備考 本表の政府管掌被保險者中には任意繼續被保險一八四人を含みます。

三、給付の件數並に費用

昭和六年度における給付の總件數は五、八三五、三八九件にして、これに要したる費用總額は二六、五二二、九六二圓である。昭和五年に比すれば件數・費用ともに著しく減少してゐるが、その減少の割合は組合管掌の方において特に顯著である。

	政府管掌		組合管掌	
	件數	費用	件數	費用
療養の給付	二、八六、五四	二、九二五、八八一	二、八〇、八〇五	三、三三、一〇八
療養費	六三	八、六〇二	七、五四	一、五八、九二
傷病手当	三三、九五	四、三六、一四七	三六、九四	四、五三、三六
埋葬料	七、三六	二七六、四七〇	四、一六	一八二、二六〇
埋葬費	一、四七	三七、一四六	三二	九、一四〇

第三部第二篇 社會政策的施設

分娩費	三、八四	五〇、七五	九、一九	一七五、四三
産院收容	一八	三、七四	三三	三五、九八
助産手当	四、二六	二、〇六	八〇	四、二四
出産手当金	二九、五〇	五二、八四	一〇、九九	二五、九六
總計	三、二四、六二	八、四一、七二	二、五〇、七二	二、六六、六〇

右件數並に費用額の被保險者一人當り平均を見るに、一人當り件數三・五七三、費用十六圓二十三錢二厘となつてをり尙ほ給付の平均日數は四五・九〇三日となつてゐる。いまこの件數および費用を組合管掌とに分つて昭和五年度と比較すれば左の如くである。

	政府管掌		組合管掌	
	件數	費用	件數	費用
昭和六年度	三、〇〇	三、〇〇	四、三四	四、七七
昭和五年度	三、五五	一六、三三	四、七七	三、六七

四、保険料率及び平均標準報酬日額

政府管掌の場合においては保険料率は現在石炭鑛業の被保險者についてはその報酬日額一圓につき八錢、その他の被保險者については同じく四錢の割合である。その平均標準報酬日額は昭和七年十二月末現在において前者（保険料率八錢の場

合)八十六錢五厘、後者(同じく四錢の場合)九十六錢九厘である。組合管掌における状況は左の如し。

種別	平均保険料金	平均標準報酬日額	被保険者一人一日常平均保険料
昭和二年度末現在	〇.〇〇	〇.〇〇	〇.〇〇
昭和三年度末現在	〇.〇〇	〇.〇〇	〇.〇〇
昭和四年度末現在	〇.〇〇	〇.〇〇	〇.〇〇
昭和五年度末現在	〇.〇〇	〇.〇〇	〇.〇〇
昭和六年度末現在	〇.〇〇	〇.〇〇	〇.〇〇
昭和七年度末現在	〇.〇〇	〇.〇〇	〇.〇〇

五、健康保険事業收支概況

昭和六年度政府管掌分の収入総額は一七、四八〇、七四五圓、支出総額は一六、八一六、八〇〇圓、收支差額剰餘六六三、九四五圓は積立金に繰入れられた。收支ともに前年と比較して減少してゐるが、剰餘差額だけは増大してゐる。内譯左の如し。

収入の部		支出の部	
種別	總數	種別	總數
健康保険収入	一七、四八〇、七四五	健康保険事業費	一六、八一六、八〇〇
保 險 料	一五、七四四、四六九	俸 給	一六、八二六、八〇〇
利 子 收 入	一、五五八、九三五	事 務 費	一、二六四、六六一
	八二、一七三		一、二六四、六六一

一 雜 收 入	二 倉 庫 收 入
一般會計より繰入	一、七三六、二七六
國庫負擔金	一、七三六、二七六

一 保 險 給 付 費	二 保 險 施 設 費	三 諸 支 出 費	四 恩 給 負 担 金
一四、八五四、二七一	一九四、三六六	三九、八三七	四、九六九

次に組合管掌分を見るに、ここでは收支いづれも前年より減少し、差額剰餘もまた可成りの減少を示してゐる。差額剰餘三、九三二、一六八圓のうち積立金として九八五、二五八圓を、次年度繰越金とし二、九三二、〇四八圓を處理した。内譯左の如し。

収入の部		支出の部	
種別	總數	種別	總數
健康保険収入	一六、九八六、七四八	事務所費	一三、〇四四、五八〇
保 險 料	一三、二七〇、九三二	俸給及諸費	六九〇、八三三
國庫負擔金	一、二六七、二五〇	其 他	九七、七七七
徴 收 金	七、四四七	組 合 會 費	三三、二三八
繰 越 金	三、〇〇八、六一八	保 險 給 付 金	二、六六二、〇三二
繰 入 金	一、九三三、四七三	保 險 施 設 費	二三四、四三三
寄 附 金	二二七、八三三	組 合 債 費	五、六〇六
其 他	三三八、八三三	其 他	四三八、三九八

第五節 労働者教育施設

茲に労働者教育施設として述べんとする範圍は、一般無産

者を対象として行はれるものうち政府並に公共團體の經營設置に限る。所謂労働學校は労働者自身の教育運動と目すべきもの多きが故にこれを第二部第二篇第五章中に記述した。

一 政 府

この種教育施設に對する政府の態度は最近多少とも積極的に轉向して來た。といつても、實質的には文部省の主催する労働者輔導學級の施設がその主要なるものであるが、右施設の實施に伴つて主要地方において行はれる労働者教育協議會或は労働教育者講習會等は、一般にこの種の教育運動に對する地方當局の關心を喚起しつつある。而してこの労働者教育の方針が、一方において、單に教育の機會に恵まれざる労働者階級の文化的向上を計らんとするにあるとともに、他方これをもつて労働者階級の急進的態度の伸長を矯めこれを協調的方向へ導かんとする教化運動の意圖にあることは容易に窺はれるところである。今、文部省の労働者教育の昭和七年中における概況を見るに次の如くである。

概 況 昭和七年中における概況として文部省自身の公表するところは次の如し——「本省に於ては昭和四年度以來優良なる民間労働者教育施設團體に對し補助金を交付すると共に労働者の密集地帯數ヶ所を選び労働者輔導學級を開設し來たりたるか、昭和七年度に於ては先づ全國の労働者教育施設の調査をなし其の優良

なるものに對しては獎勵補助の途を講じ以て之が健全なる發達を勸奨すると共に他面從來の經驗に鑑み全國に於ける労働者の密集地帯貳拾數ヶ所を選び當該府縣市又は該地所在の直轄學校に委嘱して労働者輔導學級及び労働者講座を開設し優秀なる成績を擧げたり。同時に官業、民業労働者教育關係者のために東京、大阪、福岡に於て労働擔當者講習會を開催し労働擔當者の教養の向上に資したり。尙労働者教育の振興を計るには産業界と一致協力をなす必要あるが故に本年度に於ては名古屋、大阪、福岡に於て労働者教育協議會を開催し斯教育の振興策につき協議せり。……」

労働者輔導學級實施要項 その大要は左の如し。

一、趣旨。一般労働者の教養の向上の爲中堅労働者をして更に健全なる公民たると同時に優秀なる産業人たらしむるを目的とす此目的を達成する一方として輔導學級式教育方法を探り可成少數の生徒と講師指導員が長期間に亘り一體となりて人格的結合を計り講義の外特に質疑應答の機會を設く。

一、主催。本學級は文部省の施設にして之を府、縣、市、其他との共同主催となす。

一、期日及會期。昭和八年二月迄の間に於て原則として一週二回夜間三時間宛九週間合計五四時間或は集約的に一日六時間九日間合計五四時間授業をなすを常例とするも地方の狀況に應じて本趣旨に背馳せざる範圍に於て適當に定むるも差支へなきこと一、生徒。本學級の生徒たる優秀労働者の選抜に關しては委嘱先に於て關係官廳、各種團體、工場及鑛山等と緊密なる聯絡を保

ち協議の上決定す。一組の生徒は二、三十名を以て理想とするも都合に依りては凡そ五十名迄は採用せらるゝも差支へなきこと。

一、教授事項。時代の趨勢に鑑み國民の思想並生活の向上を期する上に緊要なる教養を授くることに留意し、單に抽象的智識を與ふるの弊に陥ることなく實生活に即することを旨とし下の七類中より可成り普及的に教授課目を選択すること。第一類、日本國民精神。第二類、日本及外國の近世史、地理。第三類、道德、宗教、藝術。第四類、政治、法律、經濟。第五類、自然科學。第六類、生活及職業に關する指導。第七類、趣味、娛樂、保健に關する指導。尙教授の前後に於て體操及音樂を適宜加味すること。

一、講師及指導員。講師は人格識見に優れ勞務者の生活に理解を持ち且斯教育に興味を有する者を選び豫め必ず本省と合議の上決定し、本省に於て本年度に限り勞務者輔導學級講師として囑託すること。指導員は講師の教授及訓練を助け兼て生徒に對し適切なる指導を與へ得る者若干名を選び豫め必ず本省と合議の上決定し、本省に於て本年度に限り勞務者輔導學級指導員として囑託すること。右の内官職を有せざる者に就ては必ず履歷書添付上申すること。

一、開設地。東京市(三三)、大阪府(二二)、横濱市、神戸市、埼玉縣、愛知縣、静岡縣、福岡縣以上八ヶ所。

次に各地に開催せられた文部省主催勞務者教育協議會の狀

況を述べれば左の如し。

名古屋市(十月十九、二十、二十一日)に開催せられたる勞務者教育協議會は會社工場鑛山等に於ける勞務者教育振興上左の申合せをなした。

一、目標 —— 一、國家觀、社會觀、職業觀の確立を期すること
二、創造的訓練に努むること。三、經濟の合理化を圖り生活の安定を期すること。四、道德經濟の融合生活を確立すること。
五、勞資の關係は日本固有の人格的精神的觀念に立脚すること
二、施設事項 —— 一、青年訓練及補習學校教育の普及徹底を期すること。二、青年團、女子青年團の普及發達を圖ること。三、日本勞務者教育協會の普及を圖り連絡統制に努むること。四、輔導學級、勞務者講座、修養會及講演會等を開催すること。五、圖書館を設置すること。六、情操教育、體育教育の普及を圖ること。

三、附帶事項 —— 一、文部省各府縣に勞務者教育擔任指導者を設置せられたきこと。二、勞務者教育協議會を開催すること。
三、勞務者教育に要する經費を文部省及府縣に於て相當支出せられたきこと。四、中小企業に於ては必要ある場合は適宜に共にして勞務者教育の施設をなすこと。

大阪市(十二月一、二、三日)においては、一、勞務者教育の普及發達に就て、一、勞務者教育實施上特に留意すべき事項につき委員會より次の報告がなされた。

「現下の世態に鑑み勞務者教育の普及徹底を圖り勞務者をして健

全なる公民たると共に優秀なる産業人たらしむるは方に喫緊の要務なりとす。而して之が實施に當りては特に左記の諸點に留意するを適當なりと認む。

- 一、勞務者に對する一般の關心を喚起し其の理解徹底を期すること。
- 二、事業主並に勞務者に對し勞務者教育の必要を徹底せしむること。
- 三、政府及府縣は年々勞務者教育に關する經費を計上し之が施設をなすと共に適切なる勞務者教育施設を行ふものに對しては夫々獎勵補助の途を講ずること。
- 四、會社、工場、鑛山等をして勞務者教育の施設を講ぜしめ之が徹底を圖らしむること。
- 五、文部省及府縣は事業經營者、勞務者教育關係者及勞務擔當者の協議會、懇談會等開催すること。
- 六、日本勞務者教育協會をして各種勞務者教育諸團體を聯絡輔導すべき中央機關として機能を充分に發揮せしむること。
- 七、文部省及各府縣に勞務者擔任指導官を設置せられたきこと。
- 八、文部省及各府縣に於て勞務者教育指導者養成の施設をなすこと。
- 九、勞務者教育には指導の中心人物として優秀なる人格者を選定すること。
- 一〇、勞務者教育と相俟つて其の家庭教育の施設を講ずること。
- 一一、勞務者教育に關する調査研究機關を設置すること。
- 一二、勞務者教育を受けたる者に對して適當なる輔導施設を講ずること。

福岡市(十一月、十六、十七、十八日)に開催せられたる山口縣並に九州各縣勞務者教育協議會は、會社工場鑛山等に於ける勞務者教育振興のため左記事項を申合せ其の徹底を期することを決議

第三部第二篇 社會政策的施設

した。

- 一、指導精神。——一、國家社會に對しては公正なる認識力を養ひ特に公民的訓練を重んじ社會連帶の責任を完ふすること。
- 二、道德經濟の融合を期し生活の安定を圖り人格の陶冶に努むること。
- 三、勞資關係は人格的精神的なる日本固有の思想に立脚すること。

- 二、施設事項。——一、青年及成人勞務者教育は勿論其の家庭教育に關する施設の普及徹底を期すること。
- 二、輔導學級勞務者講座修養會講演會研究會等を開設すること。
- 三、情操教育體育に關する施設の普及を圖ること。
- 四、日本勞務者教育協會との聯絡提携を圖ること。
- 五、文部省及各縣に勞務者教育專任指導官を設置せられたきこと。
- 六、勞務者教育擔當者の指導養成に關する施設を講ずること。
- 七、文部省及各府縣に於て勞務者教育施設に對し之が獎勵助成の途を講ぜられたきこと。
- 八、西部日本は我國産業の重要地たるに鑑み特に勞務者教育の聯絡を圖る爲斯種協議會を毎年文部省主催を以て開催せられたきこと。

二 府縣及び公共團體

府縣においてこの種施設を獨立に行へるものは多くは小規模であり、且つまたその數も少い。この種のものでは前記文部省實施の勞務者教育施設の方針に則りこれと共同の形において行はれる東京市、大阪府、横濱市、神戸市、埼玉縣、愛知縣、靜岡縣、福岡縣、等の勞働者密集地方の諸施設がその

主たるものである。尙ほ官民合同の施設としては昨年設立された「労働者教育協會」があるが、その活動は未だ著しきものはない。

文部省の委囑を受けて本年中各地に開かれたる勞務者輔導學級の實施概況を表示すれば左の如くである。

委囑先	開設地	會場	期間	生徒		
				科目數	延時數	申入許可修了者
東京市	同	芝區愛宕小學校	三	七	三	四
		日本橋區千代田小學校	三	八	七	四
本省主	東京市	麹町區泰明小學校	三	八	七	四
大阪府	同	大阪市立都島工業學校	三	二〇	一三	六
		府立西野田職工學校	三	二〇	一三	六
横濱市	横濱市	幸ヶ谷尋常高等小學校	三	八	八	四
神戸市	神戸市	神戸市立葺合商工實習學校	八	八	八	四
埼玉縣	川口町	川口町善光寺	六	七	三	三
愛知縣	名古屋	昭和塾堂	八	八	三	三
静岡縣	濱松市	濱松高等工業學校	三	三	三	三

第二章 農民に對する施設

福岡縣 福岡市 福岡縣立社會教育會館 二〇 三 五 三 三

昭和七年上半期の農村状態は正に窮乏の極であつた。昨年来の兇作の影響、農産物價——畜産品に及ぶ——の大暴落等々恐慌の嵐は加速的に深化の道程を辿りつゝあつた農村の窮乏を一舉にそのドン庭まで沈下せしめたのであつた。この破局的な農村の窮乏は、農村を背景とする所謂五・一五事件の勃發および此事件を契機として鮮明されるに至つたところのフアツシヨの農村への侵透、農村フアツシヨと×部との提携など一聯の社會不安によつて、漸く放置すべからざる重要問題の一として注視されるに至り、遂に時局匡救、農村救済をその使命とする齋藤内閣の成立を見るに至つた。

第六十二臨時議會に對しては權藤、永野氏等の自治農民協會を初め大小の農村關係の團體より幾多の請願が行はれ、既政、無産兩政黨各農民組合は夫々農村救済案を作成して實踐運動を展開するなどの事ありて、同議會に於ては政友會提出の農村救済の決議案が可決された。かくて齋藤内閣は農林、内務、大藏、商工、鐵道の五省共同で緊急對策委員會を設置して對策を練りたる後、六十二議會の上記決議に基き八月時局救援、農村救済の議會(第六十三、第二次臨時議會)が開かれ

同議會に於いて農村金融の疎通、農産物價格の維持、負債整理、負擔輕減、農村更生に關する方策等應急諸對策が兎も角も決定された。それは一般の期待を裏切ること甚しく且つその効果は深い疑問に包まれてはゐるが。

即、同議會では重要施設の一とされてゐた農村負債整理法案は通過しなかつたが、金錢債務臨時調停法、不動産融資及損失補償法、産業組合中央金庫特別融資損失補償法、市町村立尋常小學校費臨時國庫補助法、米穀關係法律中改正法、製絲業法、産業組合關係法律の改正法等が制定公布されるに至つた。そして之等の諸施設實施經費として一億六千萬圓の所謂匡救豫算が追加豫算として可決された。以下本年中に決定若しくは實施された政府その他各府縣の農民に對する施設を概觀しやう。

第一節 政府の施設

先づ農林省關係の救農施設を「第六十三帝國議會を中心として行はれたる農林省關係の農山漁村不況匡救施設要録」(「農務時報第五〇號」)より摘録すれば次の如くである。

第一 金融の疎通に關する施設

農山漁村の深刻なる窮狀に鑑み事業資金の異常なる逼迫を緩和し金融の疎通を圖るは刻下の急務たるに依り金融緩和に關し左の如き施設行はる。

一、預金部低利資金の供給に依り第三に於て述ぶる各種土木事業等に要する資金の融通を圖ること。

二、信用組合聯合會及信用組合の固定貸付の資金化を圖るため、産業組合中央金庫特別融通及損失補償法の實施に依り預金部低利資金を産業組合中央金庫に融通し同金庫をして信用組合聯合會及信用組合に對し長期資金約一億圓程度の特別融通を爲さしむること。

三、産業組合法を改正し從來有限、保證及無限の三種類なりし組合員の責任を原則として保證及無限の二種類に限定し以て産業組合の自他信用の限度を擴張すると共に農事實行組合、養蠶實行組合等の團體加入の途を開き組合資金の普及に資し仍て農村金融の疎通に關する新制度を樹立せること。

第二 負債整理に關する施設

現在農家は巨額高利率なる負債の重壓に苦しむの實狀に在り之現下農村疲弊の一大禍因たること疑なき所たり、之が負債整理に關する施設を講ずるは其の經濟更生を圖る上に於て喫緊の急務とす。仍て政府は先づ其の供給せる各種の低利資金の償還緩和を圖ることとし差當り預金部資金に在りては昭和七年度中に期限の到來すべき元利金及延滞金に付其の償還困難と認めらるゝ者に對し元利支拂資金として約四千三十四萬八千圓の長期新資金の供給を爲すこととし目下其の實施中に在り又自作農創定維持資金に在りては昭和六年度迄に貸付たる金額八千三十四萬圓に付其の償還困難なりと認めらるゝ者に對し昭和七年度以降三年以内元金の中間

据置を認め之に對し利子補給の増額を行ふこととせらる。

第三 土木事業に関する施設

現下農山漁村の窮狀に鑑み地方に農林省關係土木事業を起興し農山漁民に直接就勞の機會を與へ遍く貸銀收入の途を講ずると共に其の事業の效果に依り將來生産費の低下、收入増加等の利澤を享けしむることは現下の不況對策として緊切有効なるを以て追加豫算に於て昭和七年度經費三千七百四十八萬餘圓の計上を見以て左の施設行はる。

一、左に掲ぐる土木事業を起興せしむる爲之に對する助成金の交付

開墾事業(事業費豫算額三、三八、〇〇〇圓・助成金豫算額三、三三、〇〇〇圓)

用排水幹線改良事業(事業費豫算額七、七三、五〇〇圓・助成金豫算額四、〇八一、五〇〇圓)

暗渠排水事業及小設施(事業費豫算額七、七三、五〇〇圓・助成金豫算額三、九三三、八〇四圓)

荒廢林地復舊事業(事業費豫算額一、六五、九〇〇圓・助成金豫算額一、三五六、六三三圓)

林道開設事業(事業費豫算額五、八九、〇〇〇圓・助成金豫算額四、三〇、八〇八圓)

小漁港設備(事業費豫算額五、〇〇〇圓・助成金豫算額三、五〇〇圓)

牧野改良事業(事業費豫算額三、〇二、三〇〇圓・助成金豫算額一、〇、四〇六圓)

船溜、船揚場及築磯設備 事業費豫算額三、七九、〇〇〇圓・助成金豫算額二、三二、二〇〇圓

桑園整理及改植事業(事業費豫算額九、七五、〇〇〇圓・助成金豫算額三、七五〇、〇〇〇圓)

二、左に掲ぐる國家直營の土木事業の起興

公有林野官行造林事業(事業費豫算額一、二六、九六五圓)

荒廢林地復舊事業(事業費豫算額二九、〇〇〇圓)

國有林林道開設(事業費豫算額五九、六三九圓)

國有林野砂防設備事業(事業費豫算額三六、二三三圓)

國有海岸林砂防設備(事業費豫算額七〇、六六六圓)

國有造林地撫育事業(事業費豫算額五八、五七七圓)

第四 農林水産物の生産及配給に関する施設

農林水産物の生産及配給の統制を圖るは農山漁村更生の要諦たるや固より言を俟たざる所にして政府に於ては之に関する施設につき次期通常議會以降に於て逐次其の實現を期せんとするものなるが就中米穀及繭糸に付ては特に之が施設をなすの急務たりしに依り左の諸施設行はるゝことと成れり。

一 米穀に関する應急對策

米穀に関する根本方策の樹立に付ては目下鋭意考究中に屬する所なるが今般實施せられたる所は臨時應急の施設たり、即ち政府は當初之が爲米穀應急施設法案及び米穀需給特別會計法中改正法律案を議會に提出したり。然るに前記應急施設法案は衆議院の否

決する所となり之に代はるに衆議員提出に係る米穀法中改正法律の成立を見るに至れり。然れども前記政府の行はんとせる各施設は實質上其の成立を見たるものとす。即ち

(一) 米穀應急施設法案中、政府所有の米穀を買換に代へ道府縣に貸付けることを得ること。朝鮮米及臺灣米の内地移入數量を月別平均的ならしむる爲朝鮮米及臺灣米の買入、賣渡、加工又は貯藏を爲すことを得ること。米穀の數量又は市價調節上特に必要ある場合に於て勅令を以て期間を指定し粟の輸入税の増減免除を行ふことを得ること。等に関する施設は米穀法中改正法律に依り其の儘認められたり。

(二) 米穀應急法案中、米穀の出廻數量調節の爲道府縣の行ふ米穀貯藏助成施設に對し國庫より獎勵金を交付することを得ることに関する施設に付ては別に總額五百萬圓に限り昭和八年度に於て國庫の負擔となるべき契約を昭和七年度に於て締結することを得る旨の豫算外國庫の負擔となるべき契約に付第六十三回帝國議會の協賛を得以て其の施設の實施を見るに至れり。

(三) 米穀需給特別會計の資金限度の増加に付ては後述の如く同特別會計法中の改正に依り之を三億五千萬圓より四億八千萬圓に増額せられたり。

二 夏秋蠶に関する應急對策

近時繭價の著しき低落に因り養蠶家の資力窮乏せる爲生産繭の換金を急ぎ投資に依り益々不自然なる繭價の低落を招來する虞あるのみならず、製絲業者亦連年の不況に其の疲弊甚しく購繭資金

の調達難の爲昭和七年夏秋蠶繭の販賣に付ては頗る憂慮すべきものありと認められたるを以て生産繭の賣急ぎ防止の爲、夏秋蠶繭の共同保管を行はしむる爲昭和七年度追加豫算に於て百十三萬六千二百圓の經費を得夏秋蠶繭共同保管獎勵の爲行ふ道府縣の施設に要する費用に對し助成金(助成金豫算百三十萬四千圓)を交付せらるゝことと成れり。

三 製絲業法の制定

製絲業の刷新を行ひ其の基礎を確立するため製絲業法制定せられ製絲業は免許制度とせられ期業の統制實施せらるゝに至れり。

第五 經濟更生に関する施設

叙上各節の諸施設特に其の應急的施設の實施せらるゝに方り之をして當面の一時的効果に止まらしめず農山漁家の經濟生活を安定せしめ更に將來に向つて其の福利を増進せしむるが爲には現下農村疲弊の由來せる素因が管に輓近内外經濟界の異常なる不況に職出するのみならず深く農村經濟の運営及組織の根底に横はるものある實狀を明にし農山漁家の自醒を促がすと共に其の禍因の芟除に努力せしむるの要あり、之が爲には農村部落に於ける固有の美風たる隣保共助の精神を活用し其の經濟生活上に之を徹底せしめ以て農山漁村に於ける産業及經濟の計劃的組織的刷新を企圖せざる可からず、政府は茲に鑑み今回農林省に經濟更生部を設置し經濟更生計劃に関する諸般の方策を實施することとせり、而して其の綱要とする所は單に農林漁業各個の經營技術の改善を指導普

及するに止まらず農山漁村經濟全般に亘り計劃的且組織的に整理改善を圖るに在り、就中農業經營の基本的要素の整備活用、生産販賣購買の統制、金融の改善、産業組合の刷新普及、産業諸團體の連絡統制、備荒共濟施設の充實等は其の主要なる事項に屬し之に關する經費として差當り今議會の協賛を経て昭和七年度追加豫算として農村經濟更生に關する經費三百二十一萬六千餘圓を計上し大要左の如き諸施設を行ふこととせらる。

第一 農山漁村經濟更生に關する基本施設

- (一) 經濟更生部設置(經費豫算九二、一四五圓)
- (二) 中央經濟更生委員會設置 經費豫算二四、五三三
- (三) 地方經濟更生委員會設置費補助(助成金豫算三五、二八一)
- (四) 道府縣經濟更生職員設置費補助(助成金豫算四、八五〇)
- (五) 町村更生計劃樹立費補助(助成金豫算六、三三三)
- (六) 地方團體更生活動助成(助成金豫算三〇、〇〇〇)

第二 農山漁村經濟更生に關する從屬的施設

- (一) 産業組合活動促進の助成(助成金豫算九四、四九圓)
- (二) 農業倉庫建設獎勵(助成金豫算八〇、〇〇〇)
- (三) 農山漁村共同作場設置獎勵(助成金豫算三〇、〇〇〇)
- (四) 自給肥料の改良増殖の助成(助成豫算三六、八六一)
- (五) 製炭設備助成(助成金豫算五〇、〇〇〇)
- (六) 漁村共同施設助成(助成金豫算三三、九四〇)
- (七) 種牡馬設置其他馬事に關する助成(助成金豫算三三、九四〇)

右の内經濟更生部の設置及同部の行はんとする施設に關し左に

其の大要を示さんとす。

經濟更生部は昭和七年九月二十七日公布勅令第二百五十九號を以て臨時農林省に設置せられ農山漁村の經濟更生計劃並に産業組合、農業倉庫、産業組合中央金庫及副業に關する事務を掌る。

經濟更生部設置の趣旨は本節の冒頭に於て之を縷述せる所なるが之を以て農山漁村の經濟更生の指導督勵に關する中央機關として別に農林省に設置せんとする農村經濟更生中央委員會と共に地方の各種産業諸團體等の活動と相俟ちて經濟更生の趣旨の普及徹底に努め農山漁村各方面に於ける其の經濟更生計劃の樹立實施の成果を收むるに萬全を期せんとするに在り。

尙經濟更生部設置に伴ひ昭和七年十月六日農林大臣は特に農山漁村經濟更生計劃に關する訓令を各地方長官に對し發せられ以て本計劃に關し今後中央地方の依據すべき目標を示されたり。

参考のために經濟更生に關する農林省訓令(訓令第二號、十月十八日)並に經濟更生計劃助成規則を左に掲げて置く。

農山漁村經濟更生計劃に關する件

農山漁村疲弊の現狀に鑑み其の不況を匡救し産業の振興を圖りて民心の安定を策し進んで農山漁村の更生に努むるは刻下緊急の要務たり。

政府は曩に之が救済に關する應急的匡救策を樹て今や其の實行に付き最善の努力を竭しつゝありと雖之等の施設をして當面の一時的効果に止まらしめず農山漁家の經濟生活を安定せしめ更に將來に向つて其の福利を増進せしむるが爲には現下農村疲弊の由來

せる素因が啗に輓近内外經濟界の異常なる不況に職由するのみならず、深く農村經濟の運営及組織の根底に横はるものある實狀を明かにし農山漁家の自醒を促すと共に其の禍因の芟除に努力せしむるの要あり之が爲には農村部落に於ける固有の美風たる隣保互助の精神を活用し其の經濟生活の上に之を徹底せしめ以て農山漁村に於る産業及經濟の計劃的組織的刷新を企圖せざるべからず。

政府が今回新に農林省に經濟更生部を設置し經濟更生計劃に關する諸般の方策を實施せんとするの趣旨も亦茲に存す、其の綱要とする所は單に農林漁業各個の經營技術の改善を指導普及するに止まらず農山漁村經濟全般に亘り計劃的且組織的に整備改善を圖るに在り就中農業經營の基本的要素の整備活用、生産販賣購買の統制、金融の改善、産業組合の刷新普及、産業團體の連絡統制、備荒共濟施設の充實等は其の主要なる事項に屬す而して之等に關し指導上必要なる具體的方針に關しては今後隨時指示する所あらんとす。

今や各地方自奮更生の意氣熾なるものあり此の秋叙上の趣旨の徹底を圖り農山漁村をして其の經濟更生に邁進せしむるは眞に恰好の機會なりとす然りと雖此の事たるや永年に亘り逐次其の効果を收むべきものなるを以て計畫の當初に於て一步を誤らしめんか徒らに畫餅に歸するの虞あり仍て地方當局に於ては經濟更生計劃の當事者をして、紊りに理想に走らず、性急に流れず、中心人物に克く其の人を得堅實適切なる計劃の樹立實行を爲さしむると共に他面之に參劃すべき各種産業團體に對しては其の本質に應ずる分野に於て充分其の機能發揮せしむる様指導督勵せらるべく更

に又精神教化運動との連絡協調を密にし官民一致大に自奮更生の民風を興起し組織的統制的地方經濟生活の整備振興を圖り以て農山漁村更生の目的達成上遺憾なきを期らせるべし。

農山漁村經濟更生計劃助成規則

第一條 農林大臣は農山漁村の經濟更生計劃の助成を爲す爲本則に依り毎年度豫算の範圍内に於て助成金を交付す。

第二條 助成金は左に掲ぐる道府縣又は團體の費用に對し之を交付す但し其の費用に對し別に國庫より獎勵金補助金又は助成金の交付を受くべき場合は此の限りに在らず。

一、農山漁村經濟更生に關する委員會を道府縣に設置する爲要する費用

二、農山漁村經濟更生に關する事務に従事する専任職員を道府縣に設置する爲要する費用

三、農山漁村經濟更生計劃樹立の爲要する町村又は町村農會其の他町村の區域を地區とする産業團體（特別の事情ある場合に於ては市町村内の部落又は之に準ずる區域を地區とする産業團體）の費用に對し交付する道府縣の補助金

四、農山漁村經濟更生を促進する爲農會、水産會其の他農林大臣の適當と認むる産業團體の行ふ經濟更生活動の爲要する費用又は之に對し交付する道府縣の補助金

第三條 助成金の交付を受けんとする者は申請書に左に掲ぐる書類を添付し毎年二月末日迄に農林大臣に之を提出すべし。

一、事業計劃書

二、收支豫算書

前項の書類の外農林大臣は必要と認むる書類の提出を命ずることあるべし。

第四條 助成金の交付を受けたる者前條第一項各號の書類に重要な變更を加へんとするときは農林大臣の認可を受くべし。

第五條 助成金の交付を受けたる者は事業成績書及收支決算書を翌年度六月三十日迄に農林大臣に提出すべし。

第六條 助成金の交付を受けたる者助成金の全部を當該年度内に支出すること能はざる場合に於て其の殘額を翌年度に繰越さんとするときは翌年度四月十五日迄に農林大臣の認可を受くべし

第七條 本則に依り農林大臣に提出すべき書類は地方長官を経由すべし。

第八條 助成金の交付を受けたる者左の各號の一に該當する場合に於ては農林大臣は助成金の全部又は一部の還付を命ずることあるべし。

- 一、本則の規定に違反したるとき
- 二、助成金交付の條件に違反したるとき
- 三、事業施行の方法不適當と認めたるとき
- 四、支出額が豫算額に比し著しく減少したるとき

附 則

本令は公布の日より之を施行す。

第三條中二月末迄とあるは昭和七年度に限り十一月十五日迄とす。

農林省關係以外に第六十三議會に於いて決定された救農施設は次の如くである。

一、金融疎通に關する施設

不動産融資及損失補償

第六十三議會を通過せる同名の法律により、農村金融の逼迫を救ふために地方銀行内の凍結不動産債務に對し、それ等の銀行より不動産資金融通の請求ありたる時は特に向ふ三ヶ年間、期間十ヶ年間を限つて日本勸業、農工、北海道拓殖の各特殊銀行から五億萬圓を融通することとなつた。而して該法によれば融資銀行がために損失を受けたる時は國家が一億圓を限りその損失を補償することとなつてゐる。

二、負債整理に關する施設

金錢債務調停

金錢債務臨時調停法(昭和七年九月六日公布)により、負債整理によつて誠實なる債務者を更生せしむるため、債權者、債務者の兩當事者は昭和七年七月二十一日以前に發生した金額千圓以下の私法上の金錢債務(小作料その他小作關係より生じたるもの及地代、家賃其他借地借家關係より生じたる者を除く)について向ふ三年間調停を申立て得ることとなつた。而して調停委員會に於いて調停ならざる時は裁判所は職權をもつて利息、期限、其の他債務關係の變更を命ずる裁判をなし得ることとなつてゐる。

三、農家負擔輕減に關する施設

市町村立尋常小學校費臨時國庫補助

農家負擔軽減の目的をもつて、農村の歳出の大なる部分を占むる教育費に對する國庫の補助を増額することとなり、標記の如き名稱の法律案が第六十三議會を通過し、九月五日に公布された。同法により昭和七年より向ふ三ヶ年間千二百萬圓の國庫補助を増額して教員俸給に要する經費に充つることとなつた。之をもつて農村に頻發する教員俸給不拂を防止せんがためである。

その他同議會で決定せる對策に内務省關係の農村振興土木事業の起興がある。之が經費として四八、七五八、〇〇〇圓の豫算が計上された。この内務省關係土木事業内譯を示せば次の如くであるを一。

直 營 事 業

一、治水費繰上	千圓
二、砂防費繰上	三、〇六五
一、砂防費繰上	一、六五
一、砂防工事追加	一、九八
一、國道改良費(軍事國道を含む)	一、二五
府 縣 事 業	
一、中小河川改修補助	二、〇三五
一、砂防費補助	二、七〇〇
一、地方港湾改築補助	六、五〇
一、府縣道補助	四、三三〇

町 村 事 業

一、河川改修及び砂防費補助	五、一〇〇
一、小港湾修築補助	一、一〇〇
一、町村道改良補助	二、三〇〇

尙内務省關係豫算中救農關係費中には右の外に、北海道農漁山村救濟費として五、〇六三、〇〇〇圓が計上されてゐる。その他地方債許可暫行特例、醫療救濟、郵便貯金利下等の對策が實施された。

之等一切の諸對策に附帶せる豫算として第六十三議會を通過せるもの合計一〇八、五七二、〇〇〇圓にて、その内譯は次の通である。

一、農林省關係	
(イ) 農業土木事業費	千圓
(ロ) 農山漁村經濟更生施設費	三、〇六五
(ハ) 夏秋蠶共同保管助成費	一、二六
(ニ) 米穀現在高調査費	一、三三
(ホ) 製糸業法施行に伴ふ費用	六五
(ヘ) 汽船底引網漁業取締船建設費	一、九六
計	四三、四七五
經常費共 總計	四三、七五一
二、内務省豫算中農業關係費	
(イ) 農村振興土木事業	四八、七五八

(ロ) 北海道農漁山村救済費

五、〇三三

計

三、八二二

三、文部省豫算中農村關係分

尋常小學校經費補助費

一三、〇〇〇

通 計

二八、五三二

政府はこの六十三議會を通過せる豫算の外に上述せる如く産業組合固定資金流通資金として二千五百萬圓、低利資金償還延期資金として四千二百五十萬圓、特殊銀行に對する不動産融通資金一億圓合計一億六千七百五十萬圓の低利資金を農村救済に融通した。

尙この匡救低利資金の三ヶ年度に亘る融通額は次の如くである。(單位千圓)

	七年度	八年度	九年度	計
(一) 政府補償不動産金融資金	100,000	100,000	100,000	300,000
(二) 政府補償産業組合金融疎通資金	25,000	27,500	27,500	100,000
(三) 農村及び中小商工業關係預金部資金元利支拂資金	26,500	26,500	26,500	80,000
計	152,000	154,000	154,000	460,000

備考 (三)の八年度以降分は七年度と同額を見込みたり。

上記述せるもの外、本年中に實施された政府の農村對策として擧ぐべきは、第六十二議會で制定された「關稅定率

法の改正」及び「輸入稅の從量稅率に關する法律」により、本年六月より小麥、高粱、小麥粉等數種農產品の關稅を引上げたのと、矢張同議會で「絲價安定融資擔保生絲買收法及絲價安定損失善後處理法」を制定し、之によつて絲價の維持安定を計つたこと等であらう。

其 他

- 1、農林省米穀部の設立
- 2、小麥増産五ヶ年計劃の樹立
- 3、硫安輸出入の免許制度
- 4、夏秋蠶繭の生産制限の獎勵
- 5、米穀統制調査會の設立(十一月九日)
- 6、硫安輸入免許制撤廢等がある。

以上の如く本年實施されるに至つたのは主として應急的對策であつて、根本的な、恒久策は引續き調査立案の上次議會をまつて決定せられる筈である。

第二節 府縣の施設

農村の窮乏が極度に達せる本年程農村救済、救匡施設の實施が切實に叫ばれたことはない。第六十二、第六十三兩議會に對する大衆的な請願運動その他の農民の必死の要請に政府初め各府縣當局は本年種々の救農施設を立案し實施する一方各府縣當局は農林省の經濟更生計劃に基き、所謂「自力更生」

の機運を振興するため大々的に國民更生運動を行ひ、運動の要旨、目標、方法等具體案を作製し縣民の自力更生を督勵し指導した。

各府縣の實施せる救匡施設はもとより一様ではないが何れも農家負債整理、農村購買力の増進、公課負擔の合理化、農村金融の緩和等に眼目を置いてゐる。今その一例を示せば左の如くである。

▲宮城縣に於いて六月決定されたる農村救濟大綱

- 一、中流農民を中心とするもの。中央政府の諒解を求め、産業組合、負債整理組合等を通じて徹底的な舊債整理を實行する。
- 二、日雇階級を中心とするもの。道路改修、河川改修、耕地整理等をなるべく普遍的に行ふこと、着工順席は既報による。
- 三、要救護階級を中心とするもの。

イ、救護法の敏活なる運用をはかるため、現在の奉仕委員百四十九名を六百名位にまで増員する。

ロ、生活困難者に對しては災害救護資金三十萬圓の利子二萬圓を以て、生業資金と移住資金を貸與する。

ハ、失業者に對しては國營、縣營土木事業に對する労働者の需給圓滑を期するため現在の職業紹介所仙臺、石巻以外に、鹽釜白石、氣仙沼、古川、築館等にこれを新設すると同時に各所に季節的紹介所を設ける。

ニ、醫療救護の徹底普及を期するため醫師なき六十三ヶ町村に愛國婦人會、赤十字等と協力し簡易診療所を設け、一週に二回

の出張診療をなす。

ホ、庶民金融機關としての公益質屋は現在九ヶ所だけだが、これを出来るだけ増設する。

ヘ、移殖民の獎勵。

ト、季節託兒所の増設。

四、山村地方に對するもの。

低利資金を貸與して、牧野改良を行はしめる。

五、養蠶地方に對するもの。

夏秋蠶専用桑園は現在四千町歩あるが、その中千百町歩位を目標として桑皮紙の製造をなさしめる、不良桑園の改植を行はせる。

▲兵庫縣國民更生運動委員會に於いて決定されたる

更生運動要綱

方針

本運動は刻下の非常時に對する國民更生運動なるを以て單に一時的宣傳に終ることなく克く時局の真相を認識し自力更生の急務なるを自覺せしめ本運動の精神を徹底し自發奮起を促すと共に市町村の實情に鑑みそれ〴〵適切なる具體的計畫を樹てこれが實行を強調し市町村、學校及教化事業其他關係各種團體の連絡を緊密にし提携協力全力を傾倒して本運動の目標に向ひ一意實行に邁進するにある。

目標

本縣民の家庭生活、社會生活並に産業經濟の現狀に鑑みこれが

改善振作を圖り自力更生の目的を達成せんがため次の目標を定めこれが徹底を期す。

▲産業經濟の更生。一、産業計劃の樹立。二、經營の合理化。三、消費經濟の改善。四、負債の整理。

▲精神の作興。一、敬神崇祖。二、工夫研究。三、勤儉力行。四、共同協力。五、社會奉仕。

▲實行強調事項。一、町村是、家庭是の樹立。二、産業計劃經營改善方案の制定。三、豫算生活の實行。四、負債整理案の作成。五、共同作業、共同經營。六、餘剩勞力の活用。七、一人一研究。八、衣食住並に社交儀禮の改善。九、全村學校の實施。

而してその方法として知事の更生に關する告諭布告を始め更生運動委員會を組織しその諮問、統制指導の機關として各種團體會議、講習會、宣傳等次の如く行ふ。

一、更生運動委員會は應内各部課長、縣會正副議長、市長、町村長會長、學校長代表、縣教化團體聯合會長、縣聯合青年團長、同女子青年團長、縣婦人會長、縣教育會長、在郷軍人會長代表、神職會長、佛敎聯合會長、方面委員代表、縣農會長、商工會議所會頭、縣山林會頭、縣畜産組合聯合會長、縣水産會長、縣實業協會長、産業組合中央會支會長、農工銀行頭取等官民の代表を網羅してゐる。

二、關係各種團體會議。

三、パンフレット、ポスター等の印刷配布。

四、新聞雜誌との連絡協力。

五、學校、寺院、教會、劇場、活動寫眞館その他多數集會の機會を利用して趣旨の宣傳。

六、各都市に於て講演會、座談會の開催。

七、縣下數ヶ所に於て農山漁村の幹部一般中小商工業者幹部を集め二日間乃至三日間位の講習會を開催し研究工夫の獎勵及助成優良團體の選奨、自力更生に關する事績及計畫等の紹介を行ふ

その他各府縣は、政府が第六十三議會において時局救匡費として昭和七年度追加豫算に計上せる農林省關係土木事業費三千七百四十八萬餘圓、内務省關係農村振興土木事業費四千八百七十五萬餘圓の各割當額をもつて、夫々農村振興土木事業に着手したが、その一例として山梨縣の事業計劃を擧ぐれば左の如くである。

山梨縣の七年度時局匡救費總額は内務省所管の所謂農村振興土木事業費百十六萬五千七百圓、農林省所管の所謂農業土木事業費百八萬八千二百三十四圓合計二百二十五萬三千九百三十四圓で之を各事業別にすると左の通り。

▲農村振興事業

府 縣 道 改 修 費	200,000圓
中小河川平等川改修費	100,000
砂 防 工 事 費	279,200
町 村 營 事 業 費	56,500

▲農業土木事業

二年量開墾事業費

小開墾事業費	三、四、六〇〇
二年量用排水事業費	四、七、四〇〇
暗渠排水事業費	一、六、〇〇〇
小設備事業費	一〇八、〇〇〇
荒廢林地復舊費	一三〇、〇〇〇
農村振興林道費	三、四、五八四
小用排水事業費	七、四〇〇

而して之が事業費總額は七十四萬六千八百六十八圓、勞力費總額は百五十一萬三千八百六十六圓、之が時局匡救事業費總額に對する割合は事業費三割三分、勞力費六割七分、勞力費の最も多いのは荒廢地復舊費の九割五分、最も少いのは町村營事業の四割四分である。之は用地買収に尠からぬ經費を費し左記の如く勞力費よりも事業費の方が多しと云ふ匡救事業の原則に反するやうな數字を示してゐる。而して一人當りの日給は最高一圓位のものもあるが一般失業者若くは農民に支給される勞賃は七十錢平均で之に依り救はれる延人員は實に二百二萬五千六百五十七人の多きに達してゐる。尙各事業別に依る事業費、勞力費及び救濟人員の内譯は左の如くである。(單位千圓・人)

	事業費	勞力費	救濟延人員
道路改修費	三三	二〇六	一五、二八
平等川改修費	三	六	九、四七
砂防工事費	一〇六	一七三	二、八、一七
町村事業費	三三六	二六〇	三、七、六六
二年量開墾費	二	二九	三、六七

第三部第二篇 社會政策的施設

小開墾事業費	三、四、六〇〇
二年量用排水	四、七、四〇〇
小用排水	一、六、〇〇〇
暗渠排水	一〇八、〇〇〇
小設備	一三〇、〇〇〇
荒廢地復舊費	三、四、五八四
農村振興村道費	七、四〇〇
合計	二、四、二、八〇

茲には帝國農會の全般的活動について記述をなすのではなく、通常總會に於て議決せられたる議案等によりその活動の一般を窺ふに止めて置く。

第三節 農會

帝國農會第二十四回總會——昭和七年十月二十八日より四日間帝國農會事務所に開催。

【農林大臣諮問】 農村經濟の更生を期する爲農會の採るべき方策如何。説明——農村現下の狀態に鑑み農會として農村經濟更生を期する爲採るべき具體的方策に付意見を聴かむとす。

【答 申】

- 一、系統農會に於ては左の如き方針により其の任に當らんとす。
- 一、系統農會は率先して自力更生を高調し指導しつゝあるを以て經濟更生に關する計畫及指導は、農會を中心とし、他の團體の協力を以て遂行すること。
- 二、經濟更生を目的とする簡明なる農村計畫を樹立し一定の目標

に向つて組織的に實行を期すること。

右計畫の主要事項並に注意事項は次の如し。

(イ) 農村計畫は農業經濟の改善を骨子として細目を制定すること。

(ロ) 農村財政に關する事項に對し特に考慮を拂ふこと。

(ハ) 農家負債整理方法を樹つること。

(ニ) 計畫樹立の町村選定には特に注意を拂ひ、經濟更生の必要の切なるものを先きにし順次他に及ぼすこと。

三、農業の指導に對し現在の如く多數の機關により部分的に指導するは其の弊害少なからざるを以て、各團體の統制若くは組織の改善に關し此の際特に考究すること。

四、農村經濟更生には農村計畫の樹立其の他の施設の必要なるは勿論なれ共、實行條件として最も重要なるは優秀なる指導者を得るに在るを以て、上級農會に於ては特に指導者の養成に力を注ぐこと。

五、經濟更生の目的は總て實行にして計畫は手段に過ぎず。

然るに此の種の事業は往々にして主客轉倒に陥り易きを以て特に注意を拂ふこと。

尙政府に於ても實行の督勵に對し、一層考慮せられんことを望む。

【議決せられたる諸建議】

一、米穀政策に關する建議

最近に於ける農村窮乏の直接の原因は農産物特に其の大宗たる米穀の價格慘落にあるを以て米價を適當に維持するは實に農

村匡救の第一義たり。

過般の臨時議會に於て米穀法並に米穀需給調節特別會計法の改正を見たりと雖も米價は依然低落を續け米穀法發動の基礎たる最低價格にすら遠く達せざるの狀況に在り。

依て政府は米穀政策に關し左記各項の實現を圖られんことを望む。

甲、應 急 策

一、此際少くとも米價の最低價格以上に維持せしむべき最善の方法を執ること。

二、朝鮮米及臺灣米買入の時期及方法に關しては内地米價の向上に最も効果あらしむる様定むること。

三、來る十二月に改訂せらるべき最低價格の基礎たる米穀生産費決定に對しては十分農家の經濟を考慮すること。

乙、恒 久 策

一、恒久策に關しては目下政府に於て研究中なるも、米價をして少くとも生産費を償はしむるを根本方針とすること。

二、生産費の決定は現行米穀法關係命令に依る調査方法にては米穀生産經濟の實情に適せざるを以て之を適當に改正すること。

右建議す。

二、農家の過重負擔に關する建議

農業者の負擔する租税が著しく過重にして他業者に比し遙かに大なるものあるは周知の事實なり。殊に最近に至りては農産物價格の慘落せるにも拘らず租税公課負擔の低下少なき爲一層其の傾向を甚しからしむるに至れり。

故に此際農業者と他業者との間に存する租税公課負擔の不公平を匡正し窮迫せる農村に經濟更生の機曾を與ふるは緊喫の必要事なり。

依て政府は速に左記事項の實現を圖られんことを望む。

一、田畑地租を半減すること。

二、田租地租附加税の制限率を營業收益税附加税の制限率と同程度に低下し且宅地と田畑との間に於ける地租附加税の不均一賦課に關する勅令を撤廢すること。

三、家屋税並に農家の負擔に屬する雜種税を適當に減廢すること

四、義務教育費國庫負擔並に町村農業補習教育費國庫補助を増額し戸數割其他負擔の輕減に充てしむること。

五、町村財政調整に對する國庫交付金制度を確立すること。
右決議す。

三、農家負債整理に關する決議

現下の農村匡救上農家の負債を適當なる方法に依り整理するの途を講ずるの急務たるは言を要せず、本會は既に昨年の通常總會並に本年の臨時總會に於て具體案を掲げ建議する所ありしも未だ其の實現を見るに至らざるは寔に遺憾とする所なり。

依て政府は速に低利なる資金の融通、利子の補給並に損失の補償等の要件を具備せる負債整理計劃を樹立し其の實現を圖られむことを望む。

右建議す。

四、都市町村農會技術員費國庫補助に關する建議(略)

五、農産物配給改善事業進展に關する建議(略)

六、農業保險制度實施促進に關する建議

農業保險制度の樹立は農家經濟を安定せしめ負債原因の除去を圖る上に於て必要なるは敢て多言を要せず、帝國農會は昨年度通常總會に於て農林大臣の諮問に對し本年度より本制度を實施せられんことを答申要望せり、政府に於ても既に其の計畫を樹て實現に努められつゝあるやに聞くも未だ其の實現を見ざるは寔に遺憾とする所なり、殊に最近二ヶ年に亘る北海道其他の地方に於ける稀有の凶作は農業保險制度急速實施の必要を一層痛感せしむるに至れり。

依て政府は農村の實情に鑑み農業保險法案を本年度通常議會に提出し速に之を實施し農村經濟の自力更生に資せられむことを望む。
右建議す。

右建議す。

七、滿洲國移民計劃樹立に關する建議(略)

八、日滿經濟統制に關する建議(略)

全國農會大會——昭和七年八月二四日、青山會館に開催。牧野帝國農會長以下一、三八九名出席。大會に於ける決議事項及宣言左の如し。

宣言

農村の窮乏其極に達し農家の慘狀言語に絶す、今にして非常特別の對策を斷行し此危機を脱せしむるに非ずんば如何なる事態を惹起するやも測り難し、今や農村匡救の臨時議會は開かれ農家の囑望一に懸つて茲に存す、然るに政府提出の諸案は甚だ徹底を缺

き吾人の主張と相距るもの頗る多く未だ以て非常時局を匡救するに足らず、此の秋に當り、全國農會大會を開催し政府の猛省と議會の奮起を促し以て時局匡救の目的貫徹に邁進せむとす。

決議

左記事項に關し徹底的の方策の實現を期す。

- 一、農産物價格引上。二、農家負擔輕減。三、農家負債整理。
- 四、農村の自力更生事業助成。

決議事項説明要旨

決議事項の内容は各農區大會實行委員會（昭和七年八月十八日開催）に於ける農村匡救對策決議（第二十三回帝國農會臨時總會に於て議決せられたる農村匡救對策斷行に關する建議事項に「一般金利の低減を促さんがため公債利子の引下を斷行すること」の一項を加へたるもの）に依るも就中現下の情勢より見て其實現に關し主力を集注する必要ありと認むる事項左の如し。

- 一、米穀法を改正し最低價格は米穀生産費を基礎として定むるものとなすこと。

二、米價を適當に維持するため朝鮮臺灣よりの移入米に對し國家管理を斷行すること。

三、田畑地租を三年間半減すること。

四、郡市町村農會技術員費の全額を國庫補助となすこと。

五、農家負債整理に關し徹底せる國策を樹立すること。

六、販賣肥料の廉價供給を圖るため肥料に關する根本國策を樹立すること。

附帶決議

決議各項の實現を圖る爲各選出代議士に對し諒解賛同を得ると共に盡力を求むること。

實行方法

- 一、出席者全員は本日より明日午前に亘り夫々選出貴衆兩院議員に面接して決議の趣旨貫徹に賛同を求むること。
 - 二、一道府縣より二名以上の實行委員を選出し議會中滯京して趣旨貫徹に遺憾無きを期すること。
 - 三、右實行委員は明二十五日午後一時帝國農會事務所に參集して今後の運動方法を講ずること。
- 其の際は實行委員以外の者も參會して議員面接の狀況を報告すること。

第三章 中間階級に對する

施設

中間階級の窮乏殊にその失業は年來深刻化する一方であるが、これが對策は事實上仲々容易ではない。所謂智識階級の失業問題に對しては別項の如き内務省社會局の活動をはじめ地方的にも各方面で種々の對策は講じられたが、それらが奏効するには問題自身があまりにも大きかつた。政府の對中間

階級施設として見るべきものは主として對官吏の施設であるが、この種の施設としては恩給法改正問題、文官身分保障、警察官身分保障等が取りあげられた。しかし、恩給法改正と警察官身分保障は昭和七年中には未だ實施の運びに至らなかつた。そはともかく、懸案の恩給俸改正は社會政策的意義を含むといふ建前ではあるが、主眼は政府の財政切抜けの方針に發してゐるのであるから、これが社會政策的含蓄の如きは固より自ら限度がある。この他に大小二三の施設を拾へば小學校長待遇改善、小學校費國庫補助法の施行、小學校教員俸給不拂防止のための特別會計設置、減俸後退職者の恩給追加支給、等。また單に計畫に過ぎなかつたが、内務省社會局は「俸給生活者老廢遺族年金保險法」の具體案を立案し、商工省は一般俸給生活者を對象とする「團體保險」の制度を考案し、それら要綱を發表した。いま、本年中に實現せられた官吏身分保障と翌年早々實施せられた巡查身分保障につき簡単に記述しておく。恩給法改正に至つては次年度にその記述を譲るのが適當であらう。

文官身分保障 政變による文官の休職更迭の弊を改めんとするものが同法案の主たる眼目で、齋藤内閣は政務と事務とを判然區別し、事務官の人事に對する政黨の容喙を斥けるために、行政官の身分保障を實施せんしたものである。七月一日の閣議をもつてまづ法制局原案の審議を開始し、七月末より樞密院審査委員會

において二ヶ月に亘る審査を経、九月二十一日同本會議で委員會官制とこれに伴ふ分限令の改正が可決され、九月廿四日より實施されるに至つた。

改正の要點は、現存文官分限令第十一條第一項四號の規定たる「官廳事務の都合により」といふ理由によつて事實上は無制限に休職を命じ得る弊を改める點にあるが、この第十一條第一項四號の規定は立法の性質上全然削除することは不可能であるから、これを存置し、ただ本項の適用を公正にするため文官身分保障委員會を設け、前條十一條第一項四號により休職を命ずる場合、休職中の者を復活せしめる場合、休職後退官したる者を再任用する場合には、此審査委員會に附議せしめることになつたものである。

巡查身分保障 全國六十萬の警察官の身分保障を目的とする同保障令、即ち巡查分限令、巡查懲戒令、巡查給與令中改正の件は、内務省において立案、本年その原案を得て樞密院の諮詢を経た。(昭和八年二月二十四日官報をもつて公布。)その骨子とするところは大要左の如くである。

- 一、休職制を廢止したこと。
- 一、免職の場合においても分限委員會の規定を設けず懲戒の場合と同様巡查懲戒委員會に附議すること。
- 一、停年制度の制定(滿五十五歳)。
- 一、在職二年未滿の巡查に適用せざること。

智識階級失業救済 内務省社會局は今臨時議會に提出された失業救済應急事業費四百萬圓中三百五十萬圓を一般労働者の失業

救済事業に充て、五十萬圓をもつて智識階級失業救済事業を起興せしめ、その勞銀補助の資に充當することに決定し、

一、施行府縣は智識階級失業者の多い東京、大阪、京都、名古屋横濱、神戸の六大都市ならびにその府縣に限定し新事業を起さしむ、

一、六大都市ならびにその府縣は豫算が議會の協賛を得れば直ちに事業を開始し得るやう至急計畫を樹立し社會局に内申すると、

一、智識階級失業救済事業の勞銀は一日一人一圓廿錢とし半額を國庫から補助する。但し官廳委託事務は全額を支給することに決定、社會局長官から各府縣知事に通牒することに決定した。この案によれば、九月早々から翌八年三月までに六大都市において智識階級失業者延人員總數四十二萬人、一日平均二千百人のインテリ失業者が新に饑餓から救済されることになる筈であつた。

第四章 婦人労働者及職業

婦人に對する施設

婦人労働者に對する政府の施設は、労働者に對する一般的な施設對策のうちに含まれてをり、特に婦人労働者に對するものとして擧ぐべきほどのものはない。職業婦人についてもまた同様である。たゞ各地方府縣において女工並に職業婦人

に對して取られた諸施設には多少見るべきものもあつた。今、その主要のものを拾へば次の如くである。

▲埼玉縣——△四月十二日、川口町會、労働婦人教化事業豫算一萬餘圓を可決す。

▲群馬縣——△二月中旬、縣工場課、伊勢崎町で不健康勝の織維工場従業員のため榮養講習會を開催す。△十月十五日、縣當局縣内の失業女工に優先權を與へるため縣内外の女工數及び出身地を調査した。△十月、桐生市職業紹介所、機織女工紹介座談會を開業す。

▲東京市——△六月、東京市のインテリ婦人の就職紹介を一手に引き受けてゐる東京市智識階級紹介所は非公開のカードを設けて事業に面目一新を期す。△十二月、東京市の職業紹介所、派出婦會を開業す。

▲富山縣——△十一月八日、本縣女工保護組合、縣教育會館にて組合長會議を開催、組織變更と擴大を決議す。△十二月二十三日、縣會議事堂にて職業紹介所長、女工保護組合長會議を開き出稼女工の斡旋は縣下十ヶ所の職業紹介所にて取り扱ふことに變更す。

▲長野縣——△三月、製絲労働者救済のため不拂賃銀百萬圓に相當する起債認可決定。△四月、諏訪製絲研究會、製絲女工の健康増進のためダンス講習會を開く。

▲新潟縣——△九月二十六日、本縣並に富山縣の紹介事務打合會開催され、女工賃銀不拂防止、女工爭奪に關する二件を協議す。△十一月十八日、縣女工保護組合聯合會主催の三府廿二縣職業

紹介所協議會を縣廳會議室で開會、女工募集は職業紹介所に一任されることに決定。△十二月、女工紹介期に入り、當局は縣下職業紹介所毎に紹介事務協議會を開催、不良募集員の跳梁を警戒。

▲青森縣——△十二月八日、女給取締規則施行さる。届出制度から許可制となり親權者の承諾を必要とするに變更。

▲岐阜縣——△十一月末から十二月初にかけ、縣聯合婦人會及處女會主催、縣下大工場で教育映畫會を開催。

▲大阪府——△六月、府保安課、家政婦取締規則を創定し、收得分配にも嚴重な制限を加ふるに至つた。

▲徳島縣——△十一月、縣工場課、女工賃銀未拂(三十萬圓餘)の支拂督促の爲に係官を派遣す。

▲山口縣——△六月廿三日、縣保安課、山口署で女給講習會を開催。

▲鹿兒島縣——△三月三十日から三日間、鹿兒島警察署、市内遊廓の根本的改善策確立のため、全娼妓三百五十名を集め意見を聴取し、實情調査す。

▲その他——△産業衛生協議會第一回總會、十一月一日から三日間、東京醫師會館で開催、労働妊産婦の保護法規改正を協議。

△全國女子職業校長協會第七回總會、十一月十七日、文部省に於て鳩山共立女子職業學校長他百廿餘名出席の下に開催。

第五章 少年労働者に對す

る施設

少年労働者に對する政府の施設としても、本年度は特に擧ぐべきものはなかつた。最近地方當局は少年の職業補導或は職業紹介に努力しつゝあるが、本年もこの種の試みには可成り見るべきものがあつたやうである。今その若干を拾へば次の如きものである。

【一月】▲石川縣教育會、兒童職業指導の參考に約三千名の兒童の職業意識調査を行ふ。▲愛媛縣社會課、西宇和郡川之石町にて少年職業指導講習會及び協議會を開催。▲東京市飯田橋少年職業紹介所、東京市内八千の小學卒業生のために積極的に活動す。▲京都市社會課主催、少年職業指導連絡小學校打合會を京大樂友會開催。▲東京府八王子市職業紹介所、小學校に出張して少年の職業指導を行ふ。▲岡山縣社會課、紹介基準を決定して小學校卒業生の職業紹介に努力。

【二月】▲和歌山職業紹介所、小學校に出張して少年職業指導講演を行ふ。▲東京市教育局と職業紹介所にて少年職業紹介委員會開催。

【三月】▲岩手縣社會課、縣下各小學校へ職業指導のため通牒を發す。▲千葉縣社會課の下に少年職業指導研究會設立計畫さる。

▲横濱市の小學兒童職業調査概計成る。

【四月】▲茨城縣社會課、小學校卒業生指導案作成。▲群馬縣中央少年職業指導協會編纂の職業讀本、各學校に配布。

【五月】▲第七回京阪神都下少年職業指導實務研究会、和歌山市にて開催。

【六月】▲静岡市、大日本職業指導協會支部設置さる。▲山梨縣甲府市職業紹介所にて、甲府少年職業指導研究会組織さる。▲千葉縣社會課、少年職業指導研究の中心機關を設置。▲大日本職業指導協會が主催となり、六月廿五日を中心に全國的な職業指導週間を計畫、尙二十五日當日は東京日比谷公會堂で指導大會開催。▲京城府學務課、初等卒業生の職業指導校六校を指定。▲岡山縣下の第二回職業指導デー行はる。▲廣島縣吳市に少年職業指導研究会組織さる。▲静岡縣では二十五日の全國職業指導デーに補導講話會を開催、少年職業補導會を組織。

【七月】▲岡山市職業紹介所、暑中休暇を利用して小學兒童の職業指導を行ふ。▲八王子市紹介所、就職少年のため後援會を組織

【八月】▲鹿兒島縣に職業指導協會組織さる。▲横濱市中央職業紹介所、夏休を利用して兒童職業實習を行ふ。

【九月】▲茨城縣少年職業指導の具體案成る。

【十月】▲富山職業紹介所、十月十日職業指導デー。▲大阪市立東市民館に於て東區高等小學卒業生のために少年就職助成講習會開かる。▲大阪府最初の少年職業指導協議會並に講演會開催。

▲大阪地方職業紹介事務局管内各府縣職業紹介所聯合の少年職業指導研究会、姫路市公會堂にて開催。▲文部省主催の職業指導講

習會、鹿兒島市山下町縣教育會館にて開催。

【十一月】▲大阪職業紹介所事務局、少年職業紹介について地方と連絡し、手續並に求職標を改正。▲文部省、十一月廿日から職業指導調査委員會總會開催。▲第四回全國職業指導協議會、廿四日から三日間帝國教育會館にて開催、文部、内務兩相の諮問事項に對し答申案決定。

【十二月】▲文部省主催職業指導講習會、廿日から五日間水戸市に開催。▲職業指導協會茨城支部創立總會、水戸市愛婦樓上にて開催。

第六章 海外移民に對する施設

一 政 府

海外移民に對して政府の行へる施設の近況は大要左の如きものである。尙ほ、本年度は滿洲國の成立も手傳ひ、海外移民に對する諸施設は昨年度に比し幾分賑かに進められたやうである。

最近までにおける政府關係の常設的施設の概要(左は主として昭和七年「拓務要覽」を参照せり)

一、宣傳に關する施設。大正十二年度以降昭和六年度迄に各府縣又は團體に於て開催した講演會に對し政府の講師を派遣した箇所數を示すと左の通りである。

大正十二年度	七	同	三年度	七
同 十三年度	三	同	四年度	一六
同 十四年度	三	同	五年度	二七
同 十五年度	四	同	六年度	七六
昭和 二年度	三	計		一、四三

又移住地又は移殖民状況を活動寫眞に依つて紹介し或はラヂオを通じて移殖民思想の宣傳普及に努めて居る。

二、奨勵に關する施設。政府に於て施しつゝある移殖民奨勵施設としては移殖民の汽車賃割引、渡航船賃の補助、移民取扱手数料に對する補助、支度金の補助等がある。

イ、汽車賃割引。

ロ、渡航賃補助——これは大正十二年大震災の罹災者で伯國に移住する者に對して其の船賃を補助したのに始まり、翌十三年から一般移住者にも一定の條件を以て補助することとなつたものである。實際補助した人員は大正十二年度以降昭和六年度末迄に移民六二、〇九八人に達し、其の總金額一〇、二一八、〇二〇圓に上る。補助金額は出發港より目的地に上陸する迄の船賃金額である。

ハ、移民取扱手数料全廢報償金——移民に對する手数料の全廢に伴ふ料金の報償を移民會社に對して行ふものである。これは大正十二年から交付されてゐる。爾來昭和六年度迄に報償金の交付を受けた者は四八、〇五七名である。

ニ、支度金補助——昭和七年九月、ブラジル移民に對して渡航

費の外に新に一人につき滿十二歳以上五十圓、滿七歳以上二十圓、滿三歳以上十二圓五十錢を支度金として補助することに決定した。

三、渡航前に於ける教養保護に關する施設(移民教養所) 伯國行の出發港たる神戸に寢臺六百を備へた移民收容所が建設(昭和三年)されてをり、十日間無料宿泊、其の間に必要な智識を教授す。右は昭和四年増築されて、尙昭和八年一月から南洋方面への移民の爲に長崎に移民教養所を開設の豫定である。

四、輸送に關する施設。鐵道、移民船、荷物運搬等について特別の施設をなすほか、輸送途上に於ける教養保護施設が有る。これには現在海外興業會社をして當らしめて居るが、政府は此の費用に對して補助を爲して居る。移民監督は海外興業會社の社命又は委託に依つて各移民船に一名宛乗船し、助手及船泊職員と協力して移民教養保護に關する事務を主宰する。

五、移民地に於ける教養保護施設。主として外務省が之に當り、日本人會等の團體と協力して講演會開催、印刷物出版等を行つてゐる。教育施設には在外教育機關に對する補助がある。現在邦人の經營する學校はブラジルに百六十九校、生徒數八千七百十五名、職員三百二十名、ペルーに二十三校、生徒千九百三十七人、職員七十六名、南洋に十三校、生徒千六百二十八名、職員六十三名である。保健衛生施設にも補助を行つてゐる。

六、民間諸團體に對する指導助成。

現在民間の諸團體は三十五を算し、各々移殖民思想の普及發

達を圖る爲講演會、講習會を催し雜誌其の他の印刷物を發行し、海外渡航の指導斡旋に努むる等、移民の指導、保護の方法を講じてゐるのであるが、政府は此等の團體の事業を助成する目的を以て夫々若干の助成金を交付してゐる。

尙ほ本年この方面における施設活動の主なるものとしては左の如きものが見られた。

▲ブラジル移民奨励巡回講演會、拓務省主催で九州各地方で開催（三月）。▲移民事業助成法案（移民會社への利益補償）議會提出に決定（四月）。▲長崎移民收容所設立の拓務省案承認さる（四月）。

▲指導移民案（豫算三十三萬餘圓）拓務省議で決定（五月）。▲拓務省、伯國移民の五ヶ年計劃を企圖す（六月）。▲移民教養所官制決定（十月二十八日）。▲長崎移民教養所の所長は徳永博士に決定（十二月）。

次に本年においては滿洲國の成立に伴ひこれに對する移民の計劃が各方面で進められた。いま政府のみに限らず、この種活動の主なるものを拾へば左の如きものである。

▲京阪神三中央職業紹介所長會議において失業者の滿蒙移殖計畫問題となる（一月）。▲東京市、智識失業者の滿蒙新國家への移民を計劃す（二月）。▲新滿洲國への移民のため農村青年の滿蒙移民教育の實施を社會教育局において計畫（三月）。▲滿蒙事情教育のため教科書の大改訂斷行の準備進む、文部省、（四月）。▲平塚公民學校で移民科を設置して、滿洲移民の基本的教育を行ふ（七月）。▲滿洲國への武装集團移民計畫さる（八月）。▲滿蒙へ文部省が實

狀調査隊派遣に決定（八月）。▲拓務省、滿洲移民地の調査を行ふ（九月）。▲愛知縣滿洲移民協會設立、縣農會により計劃さる（九月）。▲鹿兒島高等拓殖學校並に滿蒙警務學堂設立計劃——海外移住者指導の爲、鹿兒島市私立錦江高女の校主濱田直介氏によつて計劃さる（十月）。▲拓務省、滿蒙事務の激増のため、企圖課、交通課の二課を増設す（十一月）。

二 府縣及び公共團體

府縣・公共團體或ひは民間におけるこの種の常設的施設は大略次の如きものである。

一、海外移住組合——この目的及組織は下の如し。（イ）目的は組合員又は組合員と同一の家に在る者の海外移住を助成するにあり（ロ）組合は法人で其の組織は有限責任である。（ハ）組合は一區域に付て一個限り設立を許可される、其の區域は現在道府縣を以て一區域とする。

昭和七年十月末の組合員數は總計約九千三百九十名で、山口、福岡、和歌山は千名を超えてゐる。此等の組合が昭和四年四月から同七年十月迄に送出した人員は三百九十一家族、二千五十八人で之を組合別にその主なるものを示せば次の如し。

組	合名	家族數	人員	組合名	家族數	人員
信濃	一二	三〇四	鹿兒島	一九	六六	
和歌山	五	二九七	鳥取	一八	二〇九	
岡山	三	二〇七	福岡	一八	二〇二	

富 山 三 一 五 三 重 一 七 七

二、海外興業株式會社——大正六年十二月、當時移民事業會社であつたが、東洋移民會社、南米殖民會社等の六社を合併し、資本金九百萬圓を以て創立。其の後他の移民取扱會社を合併し現在では本邦唯一の移民會社となつてゐる。大正七年創業以來の移民取扱數は左の通りである。

大正七年乃至昭和六年 昭和六年

ブラジル	七、八〇〇	四、八四六
比 律 賓	一四、四三二	四、四一八
ペ ル ー	三、〇三九	三
濠 洲	一、二五三	三
玖 馬	三九六	—

同會社は又同時に大拓殖事業會社であり、イグアベ殖民地及アマニマス農場は同會社の經營にかゝる。投資は百六十七萬餘圓後者は六十三萬圓である。

三、南米拓殖株式會社——昭和三年八月設立、資本金一千萬圓（拂込四分ノ一）。昭和三年より其の事業地に移民を入れ事業を開始し、同七年十月迄に總計二百三十八家族一千三百十八名を入殖せしめた。

四、其の他の會社には次のものがある。アマゾン興業株式會社（資本金二十五萬圓、昭和三年創立）。アマゾン産業研究所。日亞拓殖株式會社等。

第三部第二篇 社會政策的施設

五、移民學校——海外殖民學校、日本殖民學校、日本力行會海外學校、長野縣青年講習所、エスぺニヤ語學校、日本高等拓殖學校、八絃學團。

六、海外協會其他——これは海外移民の後援團體として全國的に結成されてゐる。

七、神戸協和寮——身體検査の不合格者を收容する目的で昭和四年十二月設立されたものである。

次に本年における移住組合の動靜の主なるものを拾へば左の如し。

- ▲福岡縣移住組合、規定を改正して伯國移民を奨勵（六月）。▲兵庫縣海外移住組合創設、於縣會議事堂（七月）。▲東京府海外移民組合成る（七月）。▲福島縣海外移民組合創設に決定（八月）。▲千葉縣拓務協會發會式舉行（十月）。▲九州山口各縣移民獎勵協議會——長崎社會課の主催により九州沖繩山口各縣下に於ける移民關係者、職業紹介所員、海外協會員、海外移住組合員等の參集の下に六・七日兩日に亘り開催さる（十月）。▲海外移住組合聯合會、ブラジルに製絲工場を計劃す（十月）。▲島根縣海外移住協會組織さる（十月）。▲長崎海外移住組合設立打合會開催（十月五日）。▲山形海外移民協會設立決定（十月）。

第七章 移入民に對する施設

我内地への移入民の大部分が朝鮮人であるから、對移入民施設はおのづから對内地在住朝鮮人施設である。この施設は從來、朝鮮人の融和、救済、教化、等の方面に向けられてをり、そしてそれが主として民間或は朝鮮人自身の自立的企圖によることは最近においても依然變るところはない。また政府或は府縣當局のこれに對する施設としては特に擧ぐるほどの積極的なものはなく、民間の活動に賛成してこれを援助する程度に止まつてゐる。本年中におけるこの種官民共同的施設の二三を拾へば次の如きものである。

▲大阪府財団法人内鮮協和會、入院料五十錢の新病院を計畫す(一月)。
▲第四回福岡縣内在住鮮人保護協議會——二十九日、縣廳大會議室に開催、鮮人保護團體相互間の聯絡の件、その他數件を協議(二月)。
▲大阪府社會課、朝鮮人失業者調査を施行のため鮮人青年を採用(四月)。
▲東京市外池上町久ヶ原一八矢作公政氏、鮮人教育のために東邦學院を開校(六月)。
▲石川縣共榮會主催、相愛會長丸山、朴氏等を金澤にまねき縣市兩社會局後援で内鮮融和の講演會を市公會堂で開催(六月)。
▲大阪府廳内内鮮協和會の斡旋によつて木津川隣保區域内在住の鮮人女性四百名の内鮮協和婦人會組織さる。十一日發會式舉行(七月)。
▲岡山縣内鮮相互會、九月一日より同事務所にて鮮人労働者に夜間教育開催(九月)。
▲宇都宮市内鮮共和會發會式、十四日商工會議所舊館で舉行(九月)。
▲福知山日鮮相互會創立總會——同町公會堂に於て(十月)。
▲内鮮同志會神戸總本部發會式——十八日、於吾妻小學校(十二月)。
▲協調會名

古屋出張所は同會の主唱により失業朝鮮人保護教化のため、東區大會根町所在の建物を利用して教化事業を計劃す(十二月)。

第三篇 労働者運動對策

第一章 工・鑛・交通業労働者

運動對策

第一節 労働爭議對策

政府の労働爭議對策は主として爭議調停策として表明せられてゐる。政府當局が爭議そのもの、勃發を豫防し絶滅せんことを望めるは云ふまでもないが、爭議の發生が不可避の事情にある現状では、その調停を速かにし爭議の擴大を防止するより他に途はない。この故を以て政府は、昨年労働爭議調停法の改正を企圖し、第五十九議會衆議院に改正法案を提出して通過を見たのであるが、貴族院において審議未了に終り改正は未だ成就されない状態にある。改正法案の骨子とするところは要するに行政官廳の調停活動を積極的ならしめるにあり、その詳細は前年度本年鑑に記述した。

尙ほ政府對策の一端として調停事務打合會議および爭議調

停の趨勢を敍ぶれば左の如くである。

労働争議調停事務打合會議

一、和歌山縣及び奈良縣共同主催・労働争議事務打合會議——四月十九、廿日、縣參事會室で開催、内務省社會局の長谷川事務官はじめ京都府、甲斐工場課長、大阪府、堀池調停課長等参加各府縣調停事務官十七名列席、午前中は大阪府及本縣提出の協議事項を審議し、午後は各自の體驗に基づいて争議調停につき懇談を交へ、長谷川事務官の講話があつた。

二、關東七府縣・労働争議調停事務打合會議——六月十六、十七日、群馬縣、群馬會館會議室に開催、勞資協調、労働争議調停法の改正、解雇手当を一定すること、等、争議解決方法を中心に協議。社會局より中野勞務局長臨席、争議調停に關する講話を行つた。

争議調停の趨勢

本年中争議調停法の適用により調停委員會が成立して調停せられた争議は一件(東京市電争議)で、これは強制調停が適用せられた最初のものである。調停法には依らざるも事實上調停官吏の調停したる争議は一八〇件である。いまこれらの趨勢を窺ふに次の如くである。

	昭和七年	昭和六年	昭和五年
労働争議發生件數	二、三三七	二、四四六	一、八三三
調停者關與争議數	六三七	六八五	六九六

第三部第三篇 労働者運動對策

右件數を調停者別に見れば、

調停委員會	調停の成否	其他
調停官吏の關與せしもの	一八〇	二五
警察官吏の關與せしもの	二〇四	一六
其他の官吏の關與せしもの	九	六
市町村長其他の公務員の關與せしもの	三五	九
其他	一九八	一九
調停の成否	六二〇	六六
其他	七	七
其他	六	六

第二節 労働運動對策

(並に労働組合對策)

労働運動に對する政府の對策は、最近の社會狀勢の急轉化につれて可成り趣きを異にして來たかに窺はれる。何よりも注目されるのは、國家主義的思潮の興起に伴ひ、労働運動自身の國家主義化の傾向に對して、當局は暗に陽にこれを助長し、一切の階級的運動をこの方向へと驅らんとする政策が積極的に表明せられて來たところであり、社會局長官が特高課長會議においてなした次掲の訓示中「日本労働組合會議」の如き「穩健なる組合運動に對してはこれが發展を助長すべきものと明言せるが如きは、その政策の一端の表明である。

これと同時に、所謂非合法的左翼運動に對する彈壓は愈々強化され、これを根本的に殲滅せんとする態度に出でつゝあることは云ふまでもない。この兩者に對する態度區別は、本年度において全く明確に確立せられた。

今、現内閣の労働運動對策を窺ふに最も適當なる一資料として、特別高等警察課長會議における社會局長官の訓示並に指示事項を掲げておかう。

【訓示】「現下の社會情勢は内外共に多事多端を極め我々其の局に在る者として更に一層の緊張を覺ゆるものがあります。斯る國家非常の際に特に社會の第一線に立つて活動せらるゝ各位の御會同を煩はして労働行政の要務に關し親しく協議懇談する機會を得ましたことは私の非常に欣快とする所であります。當今の如き複雑多難なる社會情勢の下に於て社會運動に各種の潮流を生じ殊に労働運動に於て動搖著るしきを見ますことは蓋し止むを得ない事であらうと思はれます。之等運動に對し細密周到なる觀察を遂げ、克く其の核心を把握して將來の動向を洞察することは労働政策樹立上極めて緊要と信ずるのであります。此の間に處せらるゝ各位の御職責も亦一層重大なるものあるを痛感す。次第であります。唯國家は斯る運動が合法的なる限界を逸脱せざる限り濫りに之に對して抑壓干涉を加ふべきに非ざるは勿論であります。常に充分なる理解と判斷とを以て其の趨向を觀察し努めて其の行動を穩健中正ならしめ或は進んで之を善導醇化するの用意が無ければならないと思ふのであります。社會運動に關する警察取締

の重責を有せらるゝ各位に置かれましては一面矯激なる運動に對しては嚴重なる取締を加へて社會の治安を維持せらるゝと共に他面穩健なる運動に對しては彼上の用意を以て純正なる方面に進展せしめ以て社會の健全なる發達に資する様致され度いのであります。最近に於ける我國の労働組合運動の大勢は所謂日本労働組合會議の結成を中心として次第に現實化し穩健化しつゝあるのであります。が又一面組合の組織化が一般労働者より更に各層の俸給生活者にまで及び所謂無産者大衆を抱擁せんとする傾向の存するは極めて注意すべき現象であります。近時財界の不況は益々其の深度を加へ産業經濟界の蒙る重壓は延いて勞資間の爭議を頻繁ならしめ、昨年の如きは其の數に於て我國に於ける最高の記録を示して居ります。而も其の原因の多くが産業の不振並に生活の不安に基く關係上勞資共に其の態度が強硬であり労働條件の低下に對する労働者必死の防衛は爭議を愈々深刻化せしめ感情の激す。所遂に各種の不當違法なる行爲を多からしめんとし、社會生活に及ぼす影響眞に憂慮に堪へないものがあります。固より労働爭議の發生は現代經濟組織の下に於ては避く可からざる自然の勢であります。が不況に因る犠牲の如きは勞資齊しく之を負擔し一致協力して現下の國難に當るの必要を痛感する次第であります。斯る難局に處する國家の方策としては一面に於て各種の産業政策の實施に依り産業の恢復を計り労働者の生活の安定を期すると共に他面に於て勞資の融和協調を促進し以て産業平和を確保することが最も緊要であると信ずるのであります。故に各位は常に意を茲に須ひ

て機會ある毎に勞資の融和親善を促進する爲又は爭議の發生を未然に防止する爲平素勞資双方の情勢を察知するに努むると共に既に發生したる爭議に對しては能くその原因を洞察して公正なる取締に任ぜらるゝ一面産業平和の十全を期するに資せらるゝ様格段の努力を致され度いのであります。」

【指示事項】 一、勞働組合の運動に關する件。

一、勞働組合、小作人組合等の政治行動に關する件。

一、勞働組合、小作人組合等の各種事業に關する件。

一、勞働爭議の最少化に關する件。

一、勞働者の解雇並賃銀不拂に關する件。

一、農民團體の運動に關する件。

一、小作問題に關する件。

第二章 農民運動對策

(小作爭議對策)

農業勞働者運動に對する對策は、直接には小作爭議調停法と小作法の制定であるが、小作法は、年第五十九議會に於いて衆議院を通過したが、貴族院で審議未了の儘葬り去られ成立の運びに至らなかつた。

小作調停法は大正十三年十二月一日に初めて三十八道府縣に實施されたものであるが、大正十五年六月及昭和四年七月に施行地區が擴張され現在では未施行地は沖繩縣一縣のみと

なつてゐる。

本年に於ける小作調停法に依る調停の概要については第二部第一篇「小作爭議」の項に之を記述した。

小作法は上記の如く未だ制定されてゐないが、農村窮乏の極にある現状に照し同法の制定はもつとも緊急且重要なる問題として政府は更に第六十四議會に提案することに決定し、農林省は本年十月二十九日に決定せる同省昭和八年度豫算新規要求額中に小作法施行に要する經費五十五萬九千圓を計上した。

第三章 社會立法協會

社會立法協會の前身たる國際勞働協會は大正十四年三月二十二日に創立せられた。協會創立の主なる動機は社會主義の實現を念としつゝ、而も餘りに高遠架空の理想に走らずして現實に即したる當面の社會政策を講じ、殊に勞働立法を促進するがため輿論の源泉たらんことを期するにあつた。其後協會は昭和四年九月の總會において名稱を社會立法協會と改め從來の趣旨を踏襲しながら、一方國際社會進歩協會の日本支部として加盟することになつた。

會名の變更と共に協會内部に從來存続した各種委員會を次の五委員會に變更した。

(イ) 一般委員会 (ロ) 大阪委員会 (ハ) 婦人委員会
(ニ) 議会委員会 (ホ) 国際連絡委員会
本年中に開かれた委員会は左の通りである。

▲第四十一回大阪委員会——五月十三日、大阪ビル、栗本勇之助氏の満洲國視察報告。

▲第六回理事会——七月十五日、東京麹町區レンボ・グリル、協議事項——九月會開の總會に附議すべき議題の件、社會政策に關する大會開催の件、その他。

▲第七回一般委員会——時日場所同前、協議事項——社會政策大會開催の件、同大會準備委員會の件、總會に於て附議すべき議題の件。

▲社會立法協會第七回總會——十二月七日、東京、學士會館。出席者三十二名。總會の順序左の如し。

一、理事長の開會挨拶。一、總會議長選舉(矢作榮藏)。一、理事の報告。一、理事監事改選、理事——安部(社大黨)、赤松(社會局)、淺利(國際労働局)、河崎(文化學院)、北岡(社會局)、清瀬(代議士)、前田(東朝)、長岡(協調會)、那須(東京帝大)、下村(大朝)、添田(代議士)、鈴木(社大黨)、高野(大原社研)、矢作榮藏、吉田(協調會)、監事——片岡(同上)、山崎(東京商工會議所)一、決議案の討議 (1、労働時間法制定に關する決議案——原案可決 2、失業者救済施設に關する決議案——修正可決)

▲第七回理事会——十二月七日、學士會館。協議事項——

一、理事長互選(矢作榮藏)一、常務理事の信託 淺利、北岡、長岡)一、事務所變更の件。一、會報變更の件。一、社會政策會議準備會の件。一、新會員及び委員會の委員承認の件。一、會計報告。

▲社會立法協會主催社會政策會議。

社會立法協會の主催にかゝる社會政策會議は十月二十三日午後一時半より東京市神田學士會館にて開催された。會議の經過及討議要綱は次の通りである。

一、總會

一、總會議長及副議長の薦定(議長矢作榮藏、副議長前田多門)
一、議事方法の協議(附、各部會座長及幹事の薦定)

一、部會(第一部會——(一)就業機會増加維持の方策。(二)労働時間短縮に關する部會。第二部會——人口調節の方策。第三部會——失業者保護救済の方策。)

一、總會

一、各部會の議事概況報告。

一、社會政策會議を定例化することに關する協議。

討議要綱

議題 我國現下の失業問題解決の方策如何。

第三部 (労働施設及対策) 統計表

第一表 工場扶助給與統計 (工場監督年報ニ據ル)

第一表 (其一) 昭和六年工場種別扶助件數

工場種別	工場法施行令 第五條ノ扶助 令ヲ受ケシ者		工場法施行令 第六條ノ休業 ヲ受ケタル者		障害ヲ殘シタル者		治癒セザリシ者		未治ノ爲翌年へ繰越ノ者		合計
	障害ヲ殘シタル者		治癒セザリシ者		未治ノ爲翌年へ繰越ノ者		治癒セザリシ者		未治ノ爲翌年へ繰越ノ者		
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
染織工場	17	33	23	28	192	110	5	5	3	3	258
機械及器具工場	2,321	26	999	25	848	16	1	1	1	1	4,215
化學工場	25	2	54	5	293	5	7	2	3	1	1,066
飲食物工場	26	3	5	7	5	2	3	4	1	1	299
雜工場	7	3	26	6	16	6	2	2	1	1	599
特別工場	13	1	5	1	5	3	7	1	9	1	234
小計	2,699	309	2,080	331	1,606	141	25	25	6	6	7,064
官設工場	8,560	656	3,837	96	648	20	7	1	1	1	13,993
合計	11,339	965	5,927	427	2,254	161	33	26	8	8	20,966

第三部 統計表

合 計	疾 病										
	未 治 ノ 爲 翌 年 へ 繰 越 ノ 者		治 癒 セ ザ リ シ 者		障 害 ヲ 殘 シ タ ル 者		治 癒 シ タ ル 者		障 害 ヲ 受 ケ タ ル 者		
	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	
二六	九							二	八	三	一
	六		一				一		四		
一	二		二	一	一				二		一
	一								一		
四	五								三	四	二
	五								五		
一三	八		一	一	一	一	一	二	九	七	六
	三		三						七	二	一
一三	四		一	一		二		二	九	九	七

第一表 (其二) 昭和六年工場扶助金額及休業扶助料支給延日數

負 傷	療 養 費		休業扶助料		障害扶助料		遺族扶助料		葬 祭 料	
	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男
	六、五三	四〇、三〇	九、二一	四九、四七	四、五三	二六、四八	二〇、三〇	七〇、五〇	一、二七	一、三六
	一三、九九	一四、〇三	一四、〇三	一四、〇三	九、九七	九、九七	四、六六	四、六六	二、九四	二、九四
	八、〇三	五、五七	五、五七	八、九七	八、九七	八、九七	五、四三	五、四三	七、八七	七、八七
	三、四六	三、五三	三、五三	三、八五	三、八五	三、八五	一、五七	一、五七	一、〇三	一、〇三
	三、三〇	四、一四	二、九一	二、九一	二、九一	二、九一	二、八〇	二、八〇	一、三五	一、三五
小計	七五、二八	八五、九三	四四、〇八	四四、〇八	四四、〇八	四四、〇八	二三〇、八〇	二三〇、八〇	八、六二	八、六二
官設工場	一三八、八六	一一〇、四六	一一二、四六	一一二、四六	一一二、四六	一一二、四六	三四、九九	三四、九九	九、二四	九、二四
合計	二四、二四	二〇六、四三	五五、二九	五五、二九	五五、二九	五五、二九	二六五、三〇	二六五、三〇	九、五三	九、五三

第三部 統計表

		(圓) 額金 助扶											
		病疾					疾						
		計		傷負		病		計			計		
		女	男	女	男	遺族扶助料	葬祭料	工場法施行令第十四條ニ依ル打切扶助料	療養費	休業扶助料	障害扶助料	工場法施行令第十四條ニ依ル打切扶助料	計
		計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
給助休業	數給助休業	一、九五四	一、三三七	一、四、五八七	三、二九二	一、七三七	一、二九五	二、二九五	一、二〇五	五三三	八、九、五二〇	三、八二七	一、七三七
延日支扶	延日支扶	六三六	一	五、三三八	五、三三	六三六	五、七九五	二、七〇〇	四、五二	七	四、四三、三八	一、五、五三二	二、二九二
扶助	扶助	六三六	三三七	二、八、六九五	二、九三九	一、三八九	二、五、七六六	四、六	三、七三	二、七六	一、五、〇三〇	二、四〇五	一、三、八九〇
扶助	扶助	六三六	三三七	五、三、三九三	二、七〇〇	三三	五、二、三三	一	三	一	七、七、八九六	一、三、五〇〇	一、三、五〇〇
扶助	扶助	六三六	三三七	五、五、三三	一、一〇一	九六六	四、四、三二	一	五、六	三、九〇	六、一、六六	一、一、二八八	一、一、二八八
扶助	扶助	六三六	三三七	四、三、三四	一	七五	四、三、三四	一	七	一	四、四、五四	一、〇、五三	一、〇、五三
扶助	扶助	四、一、〇〇〇	一、七、八七	一、一〇、八三九	八、二、三五	四、八、二七	一〇三、七二四	二、七〇	二、七、二四	一、二、〇七	八、六、四、四四	二、五、三、三五	二、五、三、三五
扶助	扶助	九七五	一	九九、七七七	二、三、九九	一〇、三、五四	九七、三、七八	一	一、〇、八	二、二、二七	四、七、二、四三	一	一、〇、三、五四
扶助	扶助	五、一、七五	一、七、八七	二、〇〇、六二六	一〇、五、三四	一、五、一、八一	二〇〇、〇、九二	一	三、七、三二	七、三、四七	一、二、七、六、六七	二、五、三、三五	二、五、三、三五

油			山					炭			石		
療養費	延扶日數	人扶員助	合扶計料	葬祭料	助打料	料切及	害扶助	遺族料	扶助料	休業	療養費	延扶日數	人扶員助
(圓)			(圓)	(圓)	(圓)				(圓)		(圓)		
疾負	疾負	疾負	疾負	疾負	疾負	疾負	疾負	疾負	疾負	疾負	疾負	疾負	疾負
病傷	病傷	病傷	病傷	病傷	病傷	病傷	病傷	病傷	病傷	病傷	病傷	病傷	病傷
			三	九、〇五九	一、六八五	九、〇五九	三三六、三三八	二八、九九九	七、〇二五		九、七八七		五〇八
			一	三〇六、八三五			二八、九九九	一三三、四五三	七、五五六		九、五六九		三四
				四六、二四			一三三、四五三	三七四、〇九五	二七、〇三三		二八、三九四		二五〇
				一八八、〇五九			三七四、〇九五	一六四、五二	四〇、三〇七	一八四	二七、六八六	二七三	一、三三一
			三	四四三、〇八八		二、四三三	一六四、五二	七〇〇、〇八	一五、二五七		二〇、八四三		一、九八一
				一九〇、六四三			七〇〇、〇八	二、四三三	九〇、一三三		六六、六九二	二七三	三、四九六
			二	二、七三六			六、六四四		一八四		四、三五六		七
				一九、二四八					八、一四六		四、三五六		七
				二〇、六二八					四、六三三	一四九	五、九五五	一六九	一三七
				三三、八三三					一三、二四	五四	九、六四九	二六〇	二、七六七
	六〇	四三	二	三三、八三三			一、〇三、〇六〇		一三、二四	五四	九、六四九	二六〇	六、九七五
	一八八	一	二	三三、八三三		一、六八五			一三、二四	五四	九、六四九	二六〇	五〇
	一八八	一	三〇	三三、八三三					一三、二四	五四	九、六四九	二六〇	五〇

第三部 統計表

山屬金 非の他其										山			
助打料害助遣	料切及扶料族	扶休	療養費	延扶	人扶	合扶	葬祭	助打料害助遣	扶休				
(圓)料切扶	及扶	助料業	(圓)費	日數助	員助	(圓)計料	(圓)料	(圓)切扶	及扶	助料業	(圓)料業		
疾負		疾負		疾負		疾負		疾負		疾負			
病傷		病傷		病傷		病傷		病傷		病傷			
	二、七六						七		二、六三				
									五七六				
									四四				
	四〇						一		一、二九三				
	三〇						一		二、二八三				
			九三		一五三		一八四						
			七〇二		五九四		一、七三四		三五	一八六		一八	二六
	二、八〇六		七五五		七七		一、九〇八		一三七	六、二五二		一八	二六

第五表(其一) 簡 保險事業成績累年表 (簡易保險局統計年報ニ據ル)

	昭和六年度		同 五年度		同 四年度		同 三年度		同 二年度	
	件 數	保險金(圓)	件 數	保險金(圓)	件 數	保險金(圓)	件 數	保險金(圓)	件 數	保險金(圓)
新 契 約	二,八〇〇,八一九 (五七三,三五三)	三八八,六三三,八〇八 (八二,三四〇,六七七)	二,四三四,二九二	三五七,七九二,〇九一	二,一七七,五五四	三五五,八二九,二七〇	二,五〇三,五八五	三六九,六〇七,九九三	二,四五三,七〇五	三三三,〇四三,六六六
復 活	一六六,五三二 (五〇)	三三,三八二,三六〇 (七,三五二)	一三二,三五二	一七,八七一,四九三	一〇四,八二七	一四,〇三七,八七三	九七,〇八〇	一三,八〇八,五六一	八八,三六三	一一,五八〇,二五〇
死 亡	二〇〇,八八八 (九五二)	二七,九一五,三三六 (一四五,二四五)	一八六,四四一	一五,七三六	一七〇,五五一	二三,一六八,六〇八	一五〇,六一七	二〇,〇九二,九四四	二一九,五四〇	一七,三四二,六九七
滿 期	五五,三〇二	四,四八七,四三〇	二五,四二三	一,九一八,二六五	一九,五六〇	一,二九三,四五〇	三三,四六一	一,二五二,二六一	一七,〇三二	八五二,八八八
解 約	五三三,〇四〇 (一,七三三)	八〇,三三六,五九三 (二八,〇三七)	四二八,六三三	三三,〇五八,二〇六	二〇六,三九八	一,二九三,四五〇	一六二,二四三	三三,三六八,八九九	一五二,六四三	二二,四八八,〇三二
失 効	九七六,六二四 (三三,〇六六)	一三三,二二二,六六七 (一,五九九,九六二)	八三三,七九七	二一九,九六〇,七九四	六四〇,二四四	九二,九二六,一七三	六三三,五三〇	七九,六六三,一一三	六三五,五二八	七九,三四〇,〇二七
其他ノ事由ニ依ル増減	四,二七一 (二八二)	一五,一七六,三九三 (八六,二五八)	三,六八四	一三,六〇七,二九七	三,二七〇	一〇,〇七二,一五四	二,五八七	七,六二六,四七一	二,三五七	五,七三三,七八八

年度末現在契約	件數	一六、九三三、四八五 (五六、二八一)	一五、六三六、七〇〇	一四、五二八、〇一九	一三、三〇五、六一一	一一、六六六、四三三
高	保險金(圓)	二、二五三、一三六、三八七 (八〇、三七八、五三七)	二、一〇一、三六五、七〇九	一、九四九、九三八、〇〇四	一、七三七、八三三、三五〇	一、四八六、四三六、四八四

備考 括弧内ノ数字ハ小兒保險ヲ示ス

第五表(其二) 簡易保險契約狀況 (昭和六年度末)

件數	終身保險			養老保險			總計		
	個人契約	團體契約	合計	個人契約	團體契約	合計	個人契約	團體契約	合計
保險料(圓)	二、三三四、〇四九	四一、三三三	二、四四五、三八二	一〇、一三〇、〇一九	七、九三三	一〇、一九七、九五一	二、〇五、〇六九	一一、一五四	二、一六六、三三三
保險金(圓)	五五、一七三、六九八	一三、〇四七、三〇六	五五、一三〇、〇〇四	一五、六七六、七八〇	一三、四二八、九二四	一五、〇一〇、一五〇	二、〇七四、八九九	一六、〇八五、〇三九	二、二三四、二八八
備考	小兒保險ヲ含マズ								

第五表(其三) 簡易保險事業各月狀況 (簡易生命保險事業概況ニ據ル)

昭和七年	新契約件數	死亡	滿期	解約	失効件數	消滅件數		現存	人口千人ニ對スル割合
						月	未		
一月	一三二、八九	一六、三九三	五、三三三	五七、六三三	六八、一七七	一六、六九三	八二	二、三四二、二八七、〇七九	三三・九八
二月	一五二、二三	一六、七六七	五、〇六五	四四、二二七	八二、三三六	一六、七二一	四〇	二、三四四、三三三、七九八	三三・三三
三月	二五三、三四	一七、三三四	四、二八〇	四三、五九三	八九、九〇三	一六、八三四	六〇	二、三五六、三三八、四五二	三三・七三
四月	二二一、五九	一六、七六六	七、九七四	五三、六六三	九一、七五一	一六、八七三	五七	二、二六二、七四八、六九四	三三・〇〇
五月	二三三、三四	一七、四四〇	六、九八二	四九、六六七	八一、九二八	一六、九六五	三四	二、二七四、六二七、二六七	三三・三三

授產及職業輔導事業	二	三三,二三五	一五,〇〇〇	—	—	—	—	—
自作農創設維持	六〇九	一〇一,九四八,三四八	一六,七五四,五〇〇	一五,七三九,〇〇〇	一六,〇〇〇,〇〇〇	—	一五,〇〇〇,〇〇〇	—
地方改善地區整理	一九	二,三九,七九二	五五〇,〇〇〇	五五〇,〇〇〇	—	—	—	—
就職旅費貸付資金及日傭勞働者賃銀立替資金	一	四,一八〇	—	—	—	—	—	—
*小額生業資金	一五	一四二,二四二	—	—	—	—	—	—
小口產業資金	五三	一,三四八,八三二	四四六,〇〇〇	四四三,五〇〇	六四四,〇〇〇	—	—	—
農業共同施設	一四	六八二,八五六	二四四,八〇〇	三三〇,六〇〇	二四五,〇〇〇	—	—	—
*農業倉庫	六七	一,五七七,七四六	—	五二,七〇〇	—	—	—	—
*共同農具牛馬購入	五	八一,七三五	—	—	—	—	—	—
畜産共同施設	四	四二,一七二	—	三〇,七〇〇	—	—	—	—
林業共同施設	四	一四,〇七二	一,七〇〇	一五,九〇〇	一四,〇〇〇	—	—	—
水産共同施設	四	一,六一四,四二七	四八四,五〇〇	四〇五,一〇〇	四〇,〇〇〇	—	—	—
*漁業組合事業	二	五八,九三三	—	—	—	—	—	—
商業共同施設	一	一九,一四六	—	—	—	—	—	—
*食糧及日用品廉價供給事業	一	三,九五四	—	—	—	—	—	—
工業共同施設	二	六〇,八三二	三〇,五〇〇	—	—	—	—	—
公設居場	一	六四,〇〇〇	—	—	—	—	—	—
住宅	三〇六	九,八九六,一五四	七二五,五〇〇	一三〇,一〇〇	四四八,〇〇〇	—	—	—
傳染病院	三三	三,二〇九,三三八	四三,〇〇〇	八八,五〇〇	五〇〇,〇〇〇	—	—	—
下水道	一五	二,一九四,五三五	一,三六九,八〇〇	一,九八三,六〇〇	二,四二一,一〇〇	—	—	—
汚物掃除施設	二六	一,七八四,三六一	四九六,八〇〇	一一九,〇〇〇	一一六,〇〇〇	—	—	—
公設火葬場	一七	三六,四九一	一一三,〇〇〇	九〇,〇〇〇	一一,三〇〇	—	—	—
公營體育施設	一	一〇,五〇〇	一〇,五〇〇	—	—	—	—	—

第三部 統計表

小	學	校	一、九三三	四〇、一六四、一六六	八、四八、八三三	五、八三〇、〇〇〇	五、〇八七、四〇〇	七、六〇八、〇〇〇		
實	業	補	習	學	校	一、六	四三、一四三	一	一	
上	水	道	三三三	五五、九〇一、三二一	五、五二五、三三〇	八、五〇三、六〇〇	一六、九九九、九七四	二八、五七九、三七一		
公	立	病	院	三三	八三七、八七四	三三九、七〇〇	五、一〇〇	一五、二五五		
水	利	事	業	九	一一〇、二〇四	六二、五〇〇	五、五〇〇	九、四〇〇		
*普通水利組合事業				四	五五、五五五	—	—	—		
公	設	防	火	設	備	三	四五、七六九	四三、一〇〇	—	
道	路	七	七	三、七五七、三九九	二、〇五五、六〇〇	二、〇四一、一〇〇	七三六、二〇〇	四四七、二〇〇		
農	村	電	氣	事	業	八	一、七九二、六二〇	七九〇、〇〇〇	一一五、〇〇〇	
河	川	改	修	事	業	三	六〇九、五三三	三三三、〇〇〇	—	
港	灣	修	築	事	業	三	二、二五五、六九七	二、〇八九、九〇〇	—	
耕	地	整	理	事	業	一〇	八五、二一九	一六、〇〇〇	五、五〇〇	
市	町	村	總	會	三	四三七、二九	七、七〇〇	三、五〇〇	一八〇、〇〇〇	
公	會	堂	一	一五、八八七	—	—	—	二二、〇〇〇		
三	等	郵	便	局	三	一一、四七三	一四、五〇〇	四〇、〇〇〇	二、〇〇〇	
公	立	中	等	學	校	二〇	六九八、六〇七	二、三三、七〇〇	七五、〇〇〇	
公	營	自	動	車	事	業	二	二九、七二一	七〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇
合	計	四、一四七	二六六、〇七八、三一一	四一、三七三、八三三	三九、二九八、六〇〇	四三、四三三、二六九	四三、二七〇、五五六			

備考 貸付事業名中 *印ハ現在ニ於テ存在セザル事業名ナリ

第六表 郵便年金各月狀況 (郵便年金事業概況ニ據ル)

昭 和 七 年	件 數	年 金 額	死 亡	消 滅 件 數		件 數	年 金 額	一 件 平 均 年 金 額
				解 約	法 定 解 除			
一	二,三三四	三三六,〇八三	二二七	一,〇六六	三〇二	二二九,四四六	一六,二七七,〇四一	七四・二
二	三,〇五六	三九,四三二	二二二	七七八	一四〇	三三,四九九	一六,四六五,七九八	七四・三
三	八,二二八	七六八,九七六	一七五	七九七	一七六	三八,五四八	一七,一三三,六三三	七四・九
四	二,四三二	二四九,九七五	一五九	九五三	一七四	三九,六三八	一七,二〇七,七六五	七四・九
五	一,八三三	一九五,一〇六	一七七	一,〇八一	一六七	三〇,〇一〇	一七,三三五,九一〇	七四・九
六	二,四七七	二五七,九四七	一六四	一,一六四	三三三	三〇,八四三	一七,三〇〇,八五〇	七四・九
七	一,九五五	三三,〇八〇	一六五	九九〇	三〇七	三二,三三〇	一七,三四七,五四三	七五・〇
八	一,九三六	二〇一,六八九	一七六	八五五	二三五	三二,九八〇	一七,三九七,六七七	七五・〇
九	二,九二五	三〇三,〇二二	一七八	九五七	五三三	三五,二七七	一七,五〇四,〇六九	七五・〇
十	三,〇三七	三六,九三三	一六一	九〇八	七九九	三四,四七四	一七,六〇一,九八七	七五・一
十	二,八四七	二九五,〇九六	一四六	七九七	一六一	三六,二二八	一七,七七八,三六七	七五・二
十	五,一八四	四六一,九五六	一四五	七三八	三三〇	四〇,二九一	一八,〇九〇,五七一	七五・三
計	三六,一〇三	三,八四〇,二七五	一,八九一	一一,〇三三	三,四四四

第七表 健康保險事業成績

第七表(其一) 被保險者月表

昭和七年 月	強制保險		任意包括		任意繼續		計		健康保健組合 管掌ノ分			
	事業數 (月末現在)	月中增 被保險者	事業數 (月末現在)	月中增 被保險者	事業數 (月末現在)	月中增 被保險者	事業數 (月末現在)	月中增 被保險者	組合數	被保險者 數		
一月	四六,七五〇	六四,九八〇	九六二,七〇一	四八一	二六九	三,七五九	二七九	四七,三三二	六五,三〇一	九六五,七九九	三四七	五八八,五二六
二月	四六,八〇一	一〇九,二七一	一,〇〇一,三六〇	四八六	一五五	三,七四三	三三七	四七,二八七	一〇九,三九七	一,〇〇五,三〇〇	三四七	五八五,四〇四
三月	四六,七〇八	九七,七〇五	一,〇四三,六六六	五〇三	二二六	三,六六七	一八四	四七,一三〇	九七,八四九	一,〇四七,五七七	三四五	五八六,三三〇
四月	四六,七五四	六三,四九二	一,〇四七,二四七	五〇七	一三一	三,五八二	一九五	四七,二六一	六二,六六五	一,〇五二,〇三四	三四五	五九〇,八四一
五月	四六,七〇六	四七,〇四九	一,〇〇一,〇三三	四八四	一九六	三,四九五	二二八	四七,一九〇	四七,三三一	一,〇〇四,七七六	三四六	五九二,五三七
六月	四六,六二〇	七三,〇三三	一,〇三三,三六八	四八八	三九五	三,七九九	一七〇	四七,一〇八	七三,四三三	一,〇一七,二七七	三四五	五八八,三三六
七月	四六,九四四	一〇七,六三三	一,〇七一,三三三	四九二	二八三	三,八九九	一三〇	四七,四八六	一〇七,九八六	一,〇七五,三〇一	三四四	五八三,八四四
八月	四七,一〇八	五九,八〇七	一,〇八四,三三六	五〇一	二八二	三,九三九	一一一	四七,六〇九	六〇,一〇五	一,〇八八,三八六	三四四	五八三,六六二
九月	四七,三二七	六六,六七五	一,一〇六,六三四	五〇七	二八八	三,九二一	九五	四七,八三四	六六,九七九	一,一〇〇,六三〇	三四六	五八四,二四六
十月	四七,六三八	六〇,三〇三	一,一三六,六八四	五二六	三三九	四,〇三七	一一一	四八,一六四	六〇,五七八	一,一三〇,八三三	三四六	五八三,四五二
十一月	四七,八八五	五三,一九四	一,一四一,八八六	五四一	二六一	四,一三四	九〇	四八,四三六	五三,四七〇	一,一四六,一一〇	三四六	五八四,四三三
十二月	四七,六〇七	四三,五三三	一,〇四〇,六六七	五四四	二五九	四,二三八	一六二	四八,一七一	四三,六八二	一,〇四七,〇六七	三四八	五八七,一〇四

第三部 統計表

千	東	神	新	富	石	福	山	長	岐	靜	愛	三	滋	京	大	兵
葉	京	奈	潟	山	川	井	梨	野	阜	岡	知	重	賀	都	阪	庫
三三〇,〇〇〇	施設	二八五,一〇〇	三四八,四四〇	二五三,九〇〇	三三六,八〇〇	二〇〇,〇〇〇	二三五,〇〇〇	四四〇,〇〇〇	四四〇,〇〇〇	三三〇,〇〇〇	一四四,六五〇	三五〇,〇〇〇	三三〇,〇〇〇	三三〇,〇〇〇	三六七,〇〇〇	四六〇,〇〇〇
三五	セ	三一	四二	三七	一八七	二四九	三七五	六八六	六九二	六三四	二三四	五二九	二八五	四六四	三六五	七三八
一,四九〇・一〇九 (五・二七)		九六九・〇〇八 (九・四〇〇)	一,六三三・九一五 (六・二〇九)	九三三・二一九 (五・七七八)	八三一・七二六	五八〇・三三三 (五・二七)	八三三・二二二 (二・二〇六)	二,二八三・六三三 (一七・六三六)	一,四六二・九二七 (一三・五二五)	一,四四五・一〇四 (一四・三三九)	六三三・八一九	一,二四二・四二二 (八・七〇七)	五九四・〇三三 (一・九一五)	一,一〇六・〇三八	八三〇・八〇四 (一九・〇三三)	一,二四〇・七二七 (六・二一七)
三三九,七八九 (一,五四九)		二八六,四九五 (五,五〇二)	三三九,四三三 (二,四五六)	二五五,一六九 (一,五六七)	二四二,五五四	一九六,九七九 (三,〇二二)	二二六,八二五 (一,五三六)	四四五,三三三 (五,〇三三)	四八四,五〇三 (六,二五五)	三三〇,七七七 (四,三三八)	一五三,〇六七	三九三,〇五九 (五,一〇三)	二二六,三三三 (一,五三七)	二二二,二二〇	三八五,七八五 (一六,四〇八)	四六八,二三八 (三,二七七)
六〇,〇〇〇		四,八九〇	一〇一,五五〇	六六,〇〇〇	—	—	五五,〇〇〇	—	—	八〇,〇〇〇	五,三五〇	二〇〇,〇〇〇	一六〇,〇〇〇	五,〇〇〇	九三,〇〇〇	三三〇,〇〇〇
八九		七	三三	一〇三	—	—	七	—	—	一七	四	三八	二四	三三	一四	四六
七五〇・四六		三三・〇一八	四七五・六二二 (二・五二二)	二四一・〇〇八 (八〇七)	—	—	二二八,九二〇	—	—	三三三,六二二 (一・四三三)	一六,三三〇	七九八・六六八 (三・七八八)	五二二・七二一	一八・五二五	三三三・一〇五 (二・二二二)	七四七,七二〇 (四・〇三三)
六八,三三〇		四,八九〇	一〇四,七九九 (一,二八六)	六六,八〇一 (二八〇)	—	—	五五,二二八	—	—	八〇,二九八 (八三)	五,三五三	一三七,三三三 (一,五八一)	一七六,三三一	五,三三〇	九三,六六一 (一,四四三)	三九,二八四 (二,一四八)

大分	熊本	長崎	佐賀	福岡	高知	愛媛	香川	徳島	山口	広島	岡山	鳥根	鳥取	和歌山	奈良
310,000	380,000	147,000	161,000	291,100	133,000	290,000	250,000	157,100	157,800	335,800	308,000	120,000	120,000	234,000	270,300
303	329	451	151	278	158	401	326	325	125	405	509	231	231	430	333
1,009,218 (4,331)	1,414,413 (11,300)	1,131,610 (17,011)	454,303 (625)	801,417 (4,127)	895,439 (73)	1,056,924 (3,816)	704,516	633,506 (17,804)	504,819 (1,824)	1,101,931	1,040,411	1,615,216 (8,831)	611,831	932,318 (14,605)	799,630
309,708 (2,695)	385,180 (836)	233,213 (4,187)	283,895 (103)	290,669 (3,356)	140,758 (130)	288,843 (3,824)	254,511	164,636 (4,280)	166,766 (1,507)	344,817	318,621	191,370 (3,168)	177,466	277,363 (5,071)	298,821
—	—	33,100	58,460	218,900	27,000	70,000	70,000	103,880	43,117	234,140	47,000	—	50,000	66,000	59,650
—	—	13	78	29	3	11	9	15	3	19	7	—	9	11	9
—	—	277,317 (1,639)	182,206	840,401 (11,133)	233,518	203,116 (311)	257,010	345,113 (4,101)	133,810 (805)	555,811	336,507	—	227,734 (3,709)	200,515 (3,218)	187,831
—	—	60,919 (1,181)	59,390	331,306 (4,627)	31,300	70,357 (60)	70,000	126,377 (3,138)	43,175 (197)	234,140	48,061	—	57,673 (1,678)	71,434 (1,274)	63,831

宮崎	鹿兒島	沖縄	合計
三三、〇〇〇	二六八、〇〇〇	三四、九四〇	一三、一四三、九二二
二九	五〇〇	一一三	一六、三五五
一、二八九、五二八 (四、七〇〇)	一、六三七、五三〇 (二、二〇四)	三九八、四三三 (八三三)	六、四九〇、六〇三 (一、六一〇、〇三三)
三六、四六六 (九四七)	二九、二二四 (一、八九五)	四六、七八八 (一五二)	一三、六三三、三〇六 (九五、〇三二)
五八、〇〇〇	三五、〇〇〇	一五、〇〇〇	二、四九七、三八四
八	六	美	三、七〇四
三八、二二一 (一、〇〇〇)	三三、一〇一 (二、九二二)	二五〇、七二四 (三、三三七)	一八、二四七、九二六 (四八、一三二)
五九、〇九七 (一、六〇)	三五、六〇四 (六二〇)	一七、三三八 (五八四)	二、六三三、一三三 (一〇、〇六)

備考 購入土地及ビ購入土地價格ハ田、畑、其他ノ合計ヲ、維持地及ビ維持地債務額ハ田、畑ノ合計ヲ示シ、括弧内ノ數字ハ宅地ヲ示ス

